

平成22年知立市議会 9月定例会企画文教委員会

1. 招集年月日 平成22年9月17日（金） 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（8名）

明石 博門	田中 健	永井 真人	山崎りょうじ
稲垣 達雄	池田 福子	佐藤 修	坂田 修

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
企 画 部 長	竹本 有基	秘 書 課 長	鈴木 健一
企 画 課 長	加古 和市	市 民 協 働 課 長	正木 徹
総 務 部 長	林 勝則	総 務 課 長	今井 尚
防 災 対 策 室 長	杉山 月男	税 務 課 長	小笠原忠利
会 計 管 理 者	林 隆夫	監 査 委 員 事 務 局 長	山本 英利
教 育 長	石原 克己	教 育 部 長	近藤 鈴俊
教 育 庶 務 課 長	石川 典枝	学 校 教 育 課 長	村瀬 俊一
生 涯 学 習 課 長	寺田 和彦	ス ポ ー ツ 課 長	野村 清貴

6. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	成田 春夫	副 主 幹	池田 立志
議 事 係	加藤 智也		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審 査 結 果
議案第43号	知立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第44号	知立市西丘コミュニティセンターの指定管理者の指定について	〃
議案第46号	訴えの提起について	〃
議案第47号	平成22年度知立市一般会計補正予算（第1号）	〃
認定第1号	平成21年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について	原案認定
認定第4号	平成21年度知立市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	〃
陳情第11号	日韓併合百年 菅首相談話に抗議する陳情書	不 採 択
陳情第12号	私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡大を求める陳情書	採 択
陳情第13号	愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第14号	国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書	〃

午前10時00分開会

○山崎委員長

定足数に達していますので、ただいまから企画文教委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は10件、すなわち議案第43号、議案第44号、議案第46号、議案第47号、認定第1号、認定第4号、陳情第11号、陳情第12号、陳情第13号、陳情第14号です。これらの案件を逐次議題とします。

議案第43号 知立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○池田福子委員

ちょっと具体的なことが知りたいものですから、よろしくお願いいいたします。

例えば、この方たちは、休業補償というようなものがあるのかなのか。それから、対象になる範囲はどの程度か。それから、今までに公務災害補償をした事例を伺いたいと思いますけれども、よろしくお願いいいたします。

○防災対策室長

公務災害補償条例についてということで、対象者はどういう方かということですが、消防団員、あるいは火災協力者、水防協力者が、この公務災害補償条例の対象になります。

それから、休業補償の対象になるかということですが、一応条例の中には休業補償も入っております。

それから、過去の消防団員の公務災害補償については、療養給付。けがをして、それに対する給付をしたのが何件かございますが、今ちょっと手元に件数のデータがありませんので、件数は申し上げられませんが、一応けがの療養補償をした経過がございます。

以上です。

○池田福子委員

ちょっと伺い方が粗末だったものですから、すいません。範囲というのは、人の範囲ではなくて、

例えば出勤した範囲、時間帯ですけれど。駆けつけるまでの時間とか、それから終わってから家へ帰るまでの時間がこの対象になりますかということでごったんですが。

○防災対策室長

消防団の公務災害補償に関しては、当然その出勤までの範囲、それから帰るまでということで、全部対象になります。活動中も当然でありますけれども、火災現場等へ駆けつける場合にも、それは当然該当してくるということになります。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

それでは、少しお聞かせください。

参考資料のほうでお願いをしたいと思います。これを参考資料の改正前、また改正後を読みますと、何となく事前に調べてくればよかったんですけども、見るとわかるわけですけども、ここには他の法律による給付との調整ということがありまして、説明については、父子家庭に対する受給調整というようなことも言われているわけですけども、まず、説明では災害補償の額について、児童扶養手当を受給する父子家庭に対する受給調整規定を加えるものと、こういう形であるわけですけども、その点でまず、改正前のやつ、それから改正後ということを読みますと、何となく児童扶養手当法だとか、そういう形で書いているから、消防団員であっても女性の方かなというふうに思うんですね。

今回、父子家庭に対する児童扶養手当が創設されたという流れの中で、そうした父子家庭の方も対象にするというようなことは、この文面からわかるわけですけども、この点でまず説明をお願いしたい。

○防災対策室長

ただいまの御質問でございますが、今回、児童扶養手当法が8月1日から父子家庭にも児童扶養手当が支給されるようになったということを受けて、消防団員等公務災害補償条例のほうも所要の改正が必要になったということでございます。

母子家庭につきましては、従前よりそういう調整規定が設けられておりましたので、今回、父子家庭にも児童扶養手当が支給されることになったことにより、その調整部分の改正が必要になったというのが一つ理由でございます。

それで、一般的に児童扶養手当の場合ですけれども、公務員の場合は、既に最初から調整がされるということで、要は雇用者がそのまま手当を支給するというので、特に調整をせずにやるんですが、一般の方につきましては、児童扶養手当は普通の窓口で受給される。

それから、通常の扶養手当は事業主のほうから出されるというようなことがございますので、そういうものがございます。

それで、この災害補償条例につきましては、一応児童扶養手当は別のところから支給されるということでありますので、今回、調整をさせていただくということでございます。

○佐藤委員

明確に答えてもらいたいんですけども、まず一つは、今までの規定というのは、今昨今、女性の消防団員がおると。今までは女性の消防団員に対しての規定であったものが、今度、児童扶養手当が父子家庭にも支給されるということで、この規定にかかわるそうした父子家庭についても、中身はわかりませんが、受給の調整をすると、こういう中身でよろしいですか。

○防災対策室長

そのとおりでございます。私どものほうで今、知立市の消防団員、女性消防団員はおりません。

それから、火災に対する協力者、あるいは水防活動に対する協力者というのも、女性の世帯主等に協力を要請するというのも今まで過去にございませんでした。

ですけれども、これから将来的に女性消防団員も出てくるだろう。あるいは、火災水防の出動に対して、個人の方に要請する場合もございましょう。そういうときに、女性の方で父子家庭になってしまうということも考えられますので、それを踏まえて今回改正させていただくということでござい

ます。

○佐藤委員

それで、そのことはわかりましたけども、受給の調整ということがなかなかどうということかわからないものですから、そこについて、例えば条例の3、載っているわけですけれども、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当と、これは年金法で定められていると。福祉手当が支給されている場合ということで、この点については、消防団員の方が、これは前提が女性ですけれども、女性の方がこうしたものを支給されている人というふうに解釈をするわけです。

そして、下の段から見ると、手当の支給を受ける者、手当の支給対象となる児童にかかわる年金たる損害補償を、下にある1号、2号の区分に応じて、1号、2号に掲げる給付とみなしたならば、手当の全部、一部が支給されない場合と。このところをちょっとわかりやすく説明を願いたいなというふうに思うんです。

○防災対策室長

私のほうで、例えば特別児童扶養手当とか児童扶養手当の本質的なことをちょっとお話させていただくのはなかなか難しいところがございましてあれですが、今回の改正でどうなるかということでございますけれども、例えば、具体的にちょっと参考までに例を挙げさせていただくと、30代後半の方で配偶者及び交付対応の消防団員が死亡したケースということで算定をさせていただくと、公務災害補償として約24万円支給されるところでございますけれども、これが約19万円に減額されると。その理由としては、児童扶養手当が月額4万6,720円支給されることによって、その部分を減額したものが約5万円ぐらいということになります。その程度のちょっとお話しできないで、よろしかったでしょうか。

○佐藤委員

要するに、手当を受けている消防団員ということが、現に手当を受けているということで、公務災害で本来手当を受けてなかった場合受け取る年金が、現在を受けている年金があるということで、

その部分について1、2という減額をして支給すると、こここのところの調整をするということの規定だということではよろしいですか。

○防災対策室長

改正の経緯につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますが、年金の関係でいいますと母に支給される公的年金というのが加算対象になっている場合、あるいは母の死亡に係る労基法による遺族補償等を受ける場合というようなことで、その部分に今回新たに改正の必要が生じたということでございます。

○佐藤委員

今のところと繰り返しですけども、要するに支給調整というのは、消防団員とかね。今までは手当を受けている女性の方、また、男性であっても今後は父子家庭の方で扶養手当を受けると。まずそれが第一義的に支給をされているということから、公務災害を受けた場合、それが公務災害上の全額もしくは一部を支給するのではなくて、現に支給をされている手当を差し引いた形で公務補償すると、こういう中身だというふうに今の話の中でわかりましたけど、それでよろしいですか。

○防災対策室長

今、委員のおっしゃられたとおりだと思います。

○佐藤委員

この点については、今まで父子家庭になって、この方たちが新たに公務災害補償がふえるということではなくて、この改正によって手当の対象となったということの調整だけするというので、一般的にこれを読んで聞かないと、このことによって父子家庭の方の公務災害補償が上乘せ、手厚くなったのかなという感じを受けたものですから、私はそのことを聞いたんですけども、そういう理解でよろしいと、こういうことでしょうか。

○防災対策室長

これによって増額されるとか、そういうことではなくて、支給調整をするというのみでございます。

○佐藤委員

そのところはわかりました。

それで、もう一つは、現在、知立市の消防団員、消防団員の中には市役所の職員もおられるわけで、その方たちは市役所の中で事前の調整をして支給すると、こういう形になるわけですね、そうした場合に見て。

しかし、公務員以外の方については、所定の手続きをとって、このことを調整し、支給すると、こういうふうになるわけですけども、現在まだ可決はしてないわけですけども、現在、知立市の消防団員の中に公務員を除いて父子家庭ということで活動なさっている方はおみえですか。

○防災対策室長

現在、一人もいらっしやいません。

○佐藤委員

現在ははないということで、そうしたけがとかした場合の対象は現在ははないということでありました。

それから、先ほど池田委員の質問の中で、対象者ということで聞かれて、その中に消防団員、それから火災協力者、水防団員と。消防団員と水防団員については理解できますけれども、先ほど言った火災協力者と言われましたか、この方はどういう方ですか。

○防災対策室長

公務災害補償条例の支給対象になられるということがありますので、それはもともと消防団員ということではありますが、消防団員等の中に私どものほうから要請をして、その現場で火災活動、あるいは河川や何かで土のう積みや何かの水防活動等々をお手伝いいただく方、その方たちが災害に遭われたときには、この条例に従って補償させていただきますということでございます。

○佐藤委員

そうすると、消防団員、もしくは水防団員ではないけれども、そのときの災害、それに対応するために市役所の防災課になるのかちょっとわかりませんが、そうした協力を要請した方と、そういう方が災害に遭われたという場合には対象にするということでもありますけれども、例えばその中で水害という形で土のう積みという形であり

ますよね。そうすると、建設業組合などを含めてやられたりとかいろいろありますよね。そういう方も当然対象となるのか、その辺具体的にどのような方が対象となるのかお知らせください。

○防災対策室長

具体的にどういう方をということでもありますけれども、現場に居合わせて、そこで協力をお願いしたということでもありますので、現実には土木事業者の方ですと、災害協定を結んでうちから要請をした場合には、それぞれのところで対応していただくことになるのかなと、そんなふうに考えております。

○佐藤委員

そうすると、たまたま火災を発見されたと。通報されて、消防車が来たなりそういう体制がとられたときに、引き続きその方に協力といっても消防団員でもない素人でもないということであるときに、どんな協力が。

例えば、通報という協力はありますけれども、具体的にはそうした方はどんな協力を。例えば、火災を例にとると、どんな協力をお願いするんですか。今までの火災の発生に際して、そうした方を要請したことがあるのかどうか。まず、そのところはどうか。

○防災対策室長

私が記憶する限りでは、民間の方にそういう協力をお願いしたという例は、火災にしても水防にしようもないと思います。

どういった場合を想定するかと言われても、ちょっと私のほうで火災の現場に直接出向いておるわけではありませんし、あるいは水防の関係にしても現場で活動しているわけでもございませんので、そのときの臨機応変ということもありますけれども、ただ言えるのは、直接的にただ現場でこれこれしてくださいということではなくて、やっぱり市の命によって、あるいは消防署の命によって、やっぱり協力をしていただきたいと要請をした場合に限るということでございますので、ただ単にそこにいらしたから活動したというようなことでは、ちょっと協力には当たらないのかなというふ

うに考えております。

○佐藤委員

例えば、東海・東南海地震が発生をしたということがありますよね。そうすると、この前も防災訓練がありましたけれども、その中で災害を受けた被災者の救援だとか、事前にそういうシナリオを立てながら自主防災会が行うということの訓練をやられているわけですよ。

そうすると、それは自主防災会でやることということでもって、消防署の命令だとかそういうことではないから、実際には災害の救助活動やその他やっているにもかかわらず、対象にはならないということになるんでしょうか。

○防災対策室長

そういう大きな災害が発生した場合に、それが公務災害の対象になるのかということ、恐らくならないという判断になると思います。あくまでもこちらから、例えばがれきの下に人が埋もれていると、そこに消防の職員がやっているんだけど、それも一緒になってやってくれというような話になれば、多分なるとは思いますけれども、自主防災会、あるいは近隣の方たちが助け合いの気持ちでやられるものについては、この対象にはならないと、そのように判断したいと思います。

○佐藤委員

もちろん、そういう災害のときに被災者が多数出たりすると。確かに、自主防災会ということであつたとしても、そうした市民の命を救出活動などに従事をしたと。自主的だという名目ではありませんけれども、その際にけがをしたと。これは、民間の保険に入っているのか入っていないかそれぞれ違うかもしれないけど、そちらのほうでやってくださいと、ある方は。ない方は、何の補償もありませんよと、こういうことになりますよね。

そうすると、そういう点ではやっぱり東海・東南海地震を想定したときに、公務災害補償という枠に入れるかどうかは別にしても、何らかのそういうものがあつてしかるべきではないかなと私は思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

具体的に、こういうことでやりたいとかそうい

うことではなくて、あってしかるべきではないかという点について、どんな認識をお持ちかお聞かせください。

○防災対策室長

そういう具体的に、例えば制度的に設けるかどうかという話になりますと、私のお答えができる範囲ではないと思いますのであれですが、例えば被災者の場合には、災害弔慰金の条例がございます。それから、義援金等もありまして、その配分とかいろいろ考えられると思いますので、そういう中で見舞金制度的なものを設けられればいいのかと、そんなふうに私自身は考えております。

○佐藤委員

もちろん、地震という大規模災害が起きたという想定の中では、救出者みずからも被災者という形でけががあるかもしれないし、また、家屋が全壊、半壊等を含めて被災者になるわけです。

しかしながら、そこの中で市民の命を救出という形で自発的・自主的であったとしても、自主防災会という枠組みの中やそうした中でやられるものであったとするならば、私はそうしたあつてしかるべきかなというふうに思うんです。

今、課長がなかなかこれは答えられん問題だけでも、一つのこうしたときの災害補償に対する落とし穴かなという感じが私はしているんですよ。ですから、そういうことを、今こうやりますということではできないかもしれないですけども、研究をするとか、他市の事例を調べてみるとか、そういうことを含めてちょっと研究・検討を私はしてもらいたいなというふうに思うんです。

総務部長、どうですか、その点では。

○総務部長

先ほど来の御質問等につきましては、消防法、水防法の規定に基づく公務災害補償ということでございますが、今のお話の自発的に隣の方を助るとかそういった行為に対しての、もし何かけがをしたとか万一のことがあったという場合の補償といえますかお見舞いといえますか、そういったものがほかの市、また、自治体でどのようになっているか、一遍よく研究させていただきたいと思

います。

○佐藤委員

これについては、なかなか難しい判断、そういうこともあろうかというふうには思いますけれども、一つの検討せないかんことではないかなというふうに思いますので、部長が調査をしてみたいということですので、ぜひやってもらいたいと思いますけれども、副市長、今、部長はするように答弁されましたけども、この点について、このことがないから地域の方たちが救助活動に不熱心になるとか消極的になるとか、そういう問題ではないと。

しかしながら、善意のそうした活動に当たる方たちが、いざというときに災害に遭ったと。そうした対応は必要ではないかということなので、ぜひ副市長の認識も、考えお聞かせ願いたいと思います。

○清水副市長

ただいま御質問者もおっしゃいましたように、そういう善意の協力者、そういった方たちが万一けがをされるだとか、そういったことに関しては、何らかのことを考えるということは必要なことだろうというふうに思います。

この辺は、一度いろんなそういった事例があるのかどうかも含めて、一度調査をさせていただきたいというふうに思います。

また、いわゆる通常の防災訓練でありますとかそういったものに参加をされた場合は、今もいろんな町内会活動の一環として、そういうことに御参加いただいた場合の負傷ですとかそういうものについては、今もそういった活動保険等にも今、市が加入をさせていただいておりますので、そういったところでも一定の補てんというものはあるのかなということも今思っております。

ただ、それが緊急時、災害時までそれが及ぶのかどうかということも、これは少し研究・調査する余地があるかなというふうに思います。

○佐藤委員

防災訓練に参加をされる、そうした方たちについて、そうした事態のときに活動保険というよう

なものがあるということですので、訓練で出るものなら、実際の災害のときに救助活動をやるといことは、さらに大きな訓練とは違って現実を前にしてやられるわけですので、大きな内容を持っているなというふうに思いますので、ぜひそうした法律やそういうことも含めて調査していただいて、何らかの方法をとっていただきたいなというふうに思います。

それともう一つは、先ほど土のうなどを積んで建設業協会との関係で、そういう形でやられると。それは対象ではないよということを言われました。厳密には、例えば建設業協会などが重機やまた土のう積みなどをやったときには、市はボランティアという形ではきつとないわけで、その辺の関係を明らかにしていただいて、そのために対象とはならないならならぬと、そんな答弁をいただきたいと思います。

○防災対策室長

災害に対する建設業の協定につきましては、建設部のほうで結んでいただいております、その中身につきましては、使った物についての費用は負担するというようなことが書いてございます。そのあたりをもう少しちょっと見させていただきながら、検討させていただきたいなと思います。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第43号について、挙手により採決します。

議案第43号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第43号 知立

市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第44号 知立市西丘コミュニティセンターの指定管理者の指定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○池田福子委員

西丘コミュニティセンターのことですけれども、お金を出すというからには、その効果とか、それから行事参加人数などの会計は別として、そういう報告の制度みたいなのはあるのかないのか教えてください。

○市民協働課長

御質問の件ですが、1年に2回、運営審議会というものを開催しております、コミュニティセンターの月別利用者数につきましても、そこで御報告させていただいております。

例えば、平成21年度ですと、コミュニティセンターにつきましては、約5,700名の人数の利用があったということになっております。

○池田福子委員

そうしましたら、こちら側からこういう行事も入れてくださいということは、こういう行事といわず、そういう働き方もしてくださいという要望は出しますか。

○市民協働課長

現状におきましては、おおむね利用される団体を登録していただいて、その方を中心に活用させていただいておりますけれども、まだまだあきがございますので、あいた日であれば、また調整もさせていただきながら、広く市民の方に利用していただければというふうに思います。

○池田福子委員

今、高齢者の問題もいろいろ取りざたされておりますけれども、そういうことをもうちょっと手がけてほしいとか、そういう要望を出すことはあまりないですか。

○市民協働課長

特にそのようなことは、今対策はしておりませ

ん。

○池田福子委員

せっかくいい施策だと思うんですけども、いろんな行事で楽しそうにやってらっしゃると思うんですけども、もう一歩近所の人をもう一人ずつ誘いましょうねとか、声かけましょうねということぐらいはあってもいいかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○市民協働課長

おっしゃられるように、利用される方の輪が広がり、ますますそういう交流が深まることが一番大切なことだというふうに思います。

○池田福子委員

とてもこういうところに資金を出すというのはいいことだと思うんですけども、もうちょっと今ある問題をもうちょっと提起していただければ、もっとよくなるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第44号について、挙手により採決します。

議案第44号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第44号 知立市西丘コミュニティセンターの指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第46号 訴えの提起についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○池田福子委員

伺いたいことがいっぱいあります。

まず、いつからこの人は滞納が始まったのでしょうか。

○税務課長

滞納がいつから始まったということは、ちょっと手元に資料がございませんので、申しわけございません。

○池田福子委員

ざっくりと何年かからとかぐらいわかりませんか。

○税務課長

今持っております資料からしますと、平成11年の国保税から滞納があるというふうには、今持っている資料ではそうなっております。

○池田福子委員

税の種類は、国保だけですか。

○税務課長

税の中身としましては、国保税と市民税、それが主でございます。ほとんどが今把握できますのは国保税と市民税だけでございます。

○池田福子委員

元本幾らで延滞金幾らか、お願いします。

○税務課長

平成22年4月1日現在におきまして、未納額が803万3,407円、延滞金が。

個人情報ということで、額につきましては先ほど未納額については言ってしまいましたけども、延滞金等につきましてはちょっと御容赦いただきたいと思えます。

○池田福子委員

ですから、1,500万円になるまで何をしてみえたのかということなんですけど、当然督促はしますよね。

○税務課長

はい、督促とかそういったものはやっております。

○池田福子委員

尋常な金額ではないものですから、督促だけではなくて納税相談みたいなものを提案しておりますでしょうか。

○税務課長

滞納が始まってから、こちらのほうにも来ていただきまして、分割納付等の相談も受けまして、そういったこともやらせていただいております。

○池田福子委員

そのときには生活が立ち行かないとか、そういう判断でしたか。それとも、払えそうでしたか。

○税務課長

御相談の中で、一応分割納付していけるということでお話しさせていただいておるんですけども、その時点でローン会社等の支払いのほうが厳しくなっております、誓約どおりの納付がされなかったというふうに判断しています。

○池田福子委員

ちょっと聞き逃しました。もう一度おっしゃってもらえますか。

○税務課長

滞納が始まってある程度になりましたときに、分割納付とかそういった相談も受けさせていただきまして、誓約書等も出していただいたんですけども、後から聞きますと、御本人様のお話によりますと、ローン会社等の請求が厳しくて、分割納付等についても滞納が目立ち始めたということでございます。

○池田福子委員

その段階で税金だけの問題ではなくて、生活全般に相談が必要だというふうには判断なされませんでしたか。

○税務課長

その時点のお話の中では、早くてローン会社等の請求がどこまで厳しいということは、御本人さんは相談の中では言ってみえなかったものですから、うちのほうでは把握できてなかったというふうに判断しております。

○池田福子委員

なかなか難しいとは思いますが、近い将来の収入とかそういうものの判断はできませんでしたか。

○税務課長

事業主という形でやってみえた方ですので、収入としては相当の額がありましたものですから、分納の納税計画を出していただいた時点でも、そのままある程度は分納して、納付していただけるものと、うちのほうは判断しておりました。

○池田福子委員

その判断をしたのは何年前でしょうか。

○税務課長

今、いつということはないですが、相談いただきまして、分納の誓約書とかそういった物を出していただいた時点でお話を聞いておりますので、その時点では分納のできるものというふうに、うちのほうは判断したものでございます。

○池田福子委員

ですから、それが何年前ですかと伺っているわけですけど。

○税務課長

今持っております資料からしまして、平成11年から滞納が始まっていますので。

○池田福子委員

では、後から報告していただくとして、この方は今はどうしていますか。

○税務課長

一応、現在ですけども、基本的には自己破産申請をしたいということもございまして、うちの状況を待ってみえるという状況でございます。

○池田福子委員

非常に困ってらっしゃるわけではないですか、どうでしょうか。ほっておいて大丈夫なんですか。

○税務課長

一応、弁護士さんもついておられるんですけども、もしうちのほうの訴訟ということがなければ、この方は今の状況からしますと、自己破産のほうもお金がなくて申請できない状況でありまして、このままずっと基本的にいえばローン会社のほうからの請求を受けながら、ずっと行かれるのではないかなというふうに思っています。

ただ、今は弁護士さんがついておりますので、そこら辺は自己破産の準備をして、知立市の状況を待ってみえる状況だという状況です。

○池田福子委員

多分、税のことは税だけ、それから生活のことは生活だけとか、そういうふうに縦割りがあるので、なかなかうまくはいかなと思うんですけども、困っているのはわかり切っていて、社会的支援が必要な方ではないかなと私は思うんですよ。

過去は、景気がよかったかもしれないですけども、契機がわっと悪くなって、もろにかぶってしまったような気もいたします。1,500万円までなるには、これで十二、三年かかっているわけですよ。もうちょっと浅い段階で何とかできればよかつたのではないかなとも思うんです。その点では、窓口で納税相談をする。だけど、もうちょっとほかの道もないかなというふうに、その方に提案するのが本当ではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○税務課長

いろいろ相談、この方につきましては市税のほうの滞納もございます。それと、国税のほうも相当な額がございます。それからあと、従業員への未払い給与等、銀行を合わせまして総額で1億円近くの負債がございまして、うちのほうが税務調査をさせていただきまして、資産の残りとして最後のローン会社、ユアーズの残金を見つけた時点で、後のローン会社等の三者とのお話は、弁護士通じて和解されてお金を返していただきましたんですけども、あとこれについて今、御本人からは何の手だてもできないという状況でしたので、うちのほうで差し押さえをさせていただいて、今回訴訟の提起をさせていただきましたのですから。

ただ、御本人、一番いいのは自己破産とか何か法律的にできて、もう一遍自立できれば一番いいのですけども、今の状況からしますと財産があるという形になりますので、裁判所の自己破産申請に対しても預託金とかそういったものの裁判をするための資金が、手だてがないという状況で、今はこっちもさっちもいかない状態でお見えになるという状況でございます。

○池田福子委員

立ち直れるチャンスがあったかもしれないとい

うことでずるずるきてしまったとは思うんですけども、やっぱりこの辺は同じ知立市に住む市民としては、残念ではないかなと思うんですけども、市長、こういう問題どのように思われますか。

○林市長

今回の対応でありますけれども、税の公平性という視点から、しっかりと税は徴収をさせていただくという視点で、その一つの手段としてさせていただいております。

一方で、今委員がおっしゃられましたように、ではこのAさん、生活はどうなっているんだという話であります。そこについては私ども、先ほど縦割りとおっしゃられましたけれども、できる限り税当局のほうも相談等を受けさせていただきながら対応をさせていただいておるといことで、御理解をいただきたいと思っております。

○池田福子委員

役所の仕事として仕方がないのかもしれないですけども、もうちょっと多面的に相談を受けていただきたいと思いましたので、申し上げさせていただきました。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中委員

この過払い金差し押さえに関して二、三質問させていただきます。

まず、本会議でも少し話があったかもしれませんが、重複するかもしれませんが、今回、Aさんの貸金業者に対するの提起ということなんですが、今後同じような形でBさん、Cさん、そういったものが今予想されている範囲であるかないかお聞かせください。

○税務課長

今、うちのほうで把握しておるものの中には、この方一人でございます。

○田中委員

ということは、現時点で高額滞納者の方が市内に何名いるかちょっと私は把握できていないんですが、その方が同じような形で貸金業者に過払いしているという調査はなさったということによ

しいでしょうか。

○税務課長

滞納者に関しましては、滞納がありますとうちのほうでまずは呼び出しをさせていただきまして、その時点で相談をさせていただきます。その中で生活状況ですとか借金、そういった金融機関からの過払いだとか、そういったのがあるかないか、それとか申告の中で再度さかのぼって確定申告等のできるかどうか、そういったお話を聞く中で、もし過払い等がありましたら、司法書士等を紹介させていただいて、対応していただくように相談させていただきます。

○田中委員

ということは、調査した、していないではなくて、聞いたときに向こうがありますと言え、そこから踏み込むし、特にもごもごと言ってしまえば、そこからまだ踏み込んでいないということですよ。

○税務課長

さようでございます。

○田中委員

今、本当にこれは社会問題になっていて、多重債務者という方、実際はプライバシーの問題もあるのでなかなかお話しできない分もあるかと思うんですが、先ほど池田委員のお話もありましたけれども、待つだけではなくもう少し踏み込んだ形で、今回の事例がちょっとどういう形になるかわからないですけども、もう少し踏み込んだ調査をしていくということで二つ利点があって、一つは、今言われたように早い段階で救済措置がとれるのではないかとこのころが一つと、もう一つは、今言った厳しい財政の中で少しでも回収する。それが市民からということじゃなくて、市民から暴利をむさぼったいわゆる業者からしっかり回収できるという意味では、しっかりとした利点があるのではないかなと思いますので、もう少し踏み込んだ形で。

私は、これだけ7万人、人口がいて、これだけ多重債務の問題があって、これだけ高額滞納の問題があって、お一人しかみえないということは、

ちょっと非現実的だな。これは憶測で大変申しわけないんですけども、もう少し調査していただければ出てくるのではないかなと思うので、ぜひそこら辺の調査のほうもお願いしたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○税務課長

ちょっと私の言い方が悪かったのかもしれませんが、相談を受けたときには、向こうから言われるのではなく、こちらのほうから率先してそういったのがあるかないかをお聞きします。

もし、ある方については、今回は高額で裁判という形になりましたけども、それ以外の方であった場合には、司法書士のほうをちょっと話をさせていただきますので、そういった方を紹介させていただいて、御自身のほうで過払い金の請求をしていただくように指導しております。

○田中委員

わかりました。現時点では、これに続くようなことは恐らくないんで、今後またどうなるかわからないですがということですので、了解しました。

もう一点ちょっとお聞きしたいんですが、今回の訴訟に対しての弁護士費用のことにに関してちょっとお伺いしたいんですけども、これはちょっと私が勉強不足なので、ちょっと基本的なところから。いわゆる、知立市には顧問弁護士という方がみえると思うんですが、顧問弁護士というのは、いわゆる契約とかそういう形で、いわゆる費用という部分に関して、顧問弁護士が訴訟を担当した場合と、今回の場合だとその方からの紹介で別の弁護士という形になって、いわゆる弁護士費用というのが発生しているんですが、顧問弁護士にかかっている年間の費用というのをちょっとお聞かせいただけますか。

○総務課長

すいません、失礼いたしました。

平成21年度ですけど、顧問弁護士の委託料につきましては、88万2,000円というような形になっております。

以上でございます。

○田中委員

ありがとうございました。

調べれば多分わかったと思うんですが、ちょっと手を抜いてしまいました。

この88万円というのは、あくまでも相談をするという意味での費用ということでよろしいでしょうか。

○総務課長

そのとおりでございます、行政全版の諸問題について相談をするという形になっておりまして、平成21年度は7件ほどうちのほうから相談しておりまして、個別のものについては、またそこで契約をするような格好になっております。

以上でございます。

○田中委員

ということであれば、具体的に相談にそれだけの顧問料という形でお支払いしていて、別途裁判になれば、それとはまた別で支払いをするということの考え方でよろしいでしょうか。

○総務課長

そのとおりでございます。

○田中委員

ということであれば、今回のことも多少は納得できるんですが、いわゆる一市民という立場で考えたときに、顧問弁護士に顧問料を払って、さらに加えていわゆる着手金であったりとか成功報酬であったり施行手当という形で重ねて払っているのではないかとちょっと御意見もあつたものですから、これはでは、たまたま秋田顧問弁護士から村山弁護士に仕事が振られたけれども、これは別に村山弁護士がやろうが、顧問の秋田弁護士がやろうが、いわゆる弁護士費用自体、裁判・訴訟に係る費用は変わらないということではよろしいでしょうか。

○総務課長

この辺につきましては、顧問弁護士はうちのほうの秋田先生、それから村山先生という方がおられるんですけど、一緒のビルの中でやっておられまして、事務所は別々ですけど、弁護士の活動については、ある程度一緒にやられて、費用についてもうちのほうに出てくる費用を見ますと、秋田

弁護士、村山弁護士、一緒の単価の形になっておりますので、事例によっては得意な分野のほうをやっていただくというような形になるかと思いません。

以上でございます。

○山崎委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第46号について、挙手により採決します。

議案第46号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第46号 訴えの提起についての件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時07分

○山崎委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○防災対策室長

先ほど、私が答弁させていただきました消防団員等の活動の中に火災活動というような発言があったかと思いますが、消火活動あるいは救護活動というふうに御訂正をお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

○山崎委員長

次に、議案第47号 平成22年度知立市一般会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

それではお聞きいたします。

まず、15ページですけれども、補正予算書の。ここの中で普通交付税ということで174万3,000円という形で計上されておるわけです。これは、本会議の中でも質疑がありましたけれども、この額というものは、どういうふうに算定をされたのかなということだけお知らせください。

○総務課長

この算定の基準でございますが、基準財政収入額82億7,272万8,000円、基準財政需要額82億8,125万7,000円であり、交付税の基準額が85万9,000円となりましたが、調整率の関係で実際の普通交付税はそれから下がっておりまして、それから174万3,000円というような形になりました。

以上です。

○佐藤委員

それで、基準財政収入額から基準財政需要額を差し引いた額と。しかしながら、収入額がちょっとそここのところがわからなかったんですけども、85億何がしという金額があって、調整をして174万3,000円になったということですけど、もうちょっとここをわかりやすく教えてもらえます。

○総務課長

普通交付税の算定につきましては、基準財政収入額、それから基準財政需要額の関係でありまして、それを差し引き、引いたものが交付税となるというような形になると思います。

ただし、ここで国のほうもお金が全国に交付税というのはやりますので、そこで国のほうが調整率というような形で示してきます。差し引きのものが、先ほど85万円と言いまして大変失礼しました。852万9,000円というような形で交付税の基準額がというような形になります。大変失礼しました。

となりましたが、調整率で負担を国が示してきておりますので、これに計算をすると、知立市の交付税は今年度分、平成22年度については174万3,000円というような形になります。

以上です。

○佐藤委員

そうすると、全国に交付団体が幾つかあると。そうすると、地財計画なりで地方に交付税を出すということがありますよね。

今、調整率というふうに言われましたけれども、介護保険だとか、それから国民健康保険、そういうことも調整交付金というようなものがあるんですけども、それと同じような考えだと。これは、特別に金額の枠があって、全国を押しなべて財政のいいところ、悪いところあるから、それを調整するという考え方だろうというふうに思いますけど、その辺どうですか。

○総務課長

先ほど説明したとおりに、国のほうも予算というような形があると思います。それから、本来なら知立市の交付税上いただけるお金というのは852万9,000円というような形になるかと思いますが、国のほうもそういうような予算もあると思います。全国で負担を調整しますと、その率からいくと知立市が下がるというような形で、今年度はこういうような形になります。

以上です。

○佐藤委員

そこでもう一つ教えてほしいわけですけども、基準財政収入額を決算書を見ると、その内容について触れられておるわけですけども、臨時財政対策債のいわゆる交付税措置ということの中で、国の財源が大変だという背景の中で振替ということがやられて、収入額の中に臨時財政対策債、借金を収入として入れるという形になっているかと思うんですけども、そこは一遍確認させてください。

○総務課長

交付税の算定上は、臨時財政対策債というのは、借りなくても借りても交付税の算定の中には組み込まれておりますので、それは借りたからというような形ではございません。

○佐藤委員

私が聞いているのは、借りても借りなくても算定されているということが、例えばあるわけですけども、基準財政収入額の中に臨時財政対策債が計算上込みになって、収入としてなっているのかど

うかと、ここなんですけども。

○総務課長

これは、算定の中に含まれております。

○佐藤委員

この算定の中に含まれているということですけども、算定額というのは、例えば知立市が当初予算なりで臨時財政対策債を起こすという形で予算化しているわけですけども、その額と基準財政収入額に入れるものが同額なのかどうか、そこはどうでしょうか。

○総務課長

臨時対策債については、発行可能額というようなことがございまして、平成21年度でいきますと、8億5,300万円を平成21年度につきましては、借り入れた金額というのは8億5,000万円というような形になっております。今の交付税の算定の中については、8億5,000万円ではなくて発行可能額というような形で8億5,300万円というのは数値として入っております。

以上でございます。

○佐藤委員

そうすると、実際に借りた額ではなくて、発行可能額ということですよ。今度の平成22年度の当初予算があったわけですけども、平成22年度は知立市の発行可能額は幾らですか。

○総務課長

平成22年度当初につきましては、今年度、通知がございまして、交付税を算定するときに発行額は8億6,400万円というような形になります。

以上です。

○佐藤委員

それで、発行可能額が、もう一つ聞きたいのは、臨時財政対策債、こういう制度が導入されてから大分たつと思うんですけども、どのくらいのときにこれが導入されたのかなということをお聞きしたい。

○総務課長

導入されたのは、平成13年度から導入されたというような形になっております。

以上でございます。

○佐藤委員

それで、知立市は、決算の質疑ではありませんけれども、決算審査意見書というのを見ますと、平成13年度は普通交付税が2億8,700万円と、交付団体だったんですね。

それから、次年度は4,300万円という形で交付団体と。それが、平成15年度以降、昨年までは不交付団体という形で来たわけです。

そこでお聞きしたいんですけども、もちろん景気の動向に臨時財政対策債だけは、臨時的に基準財政収入額に入れるというような振替制度ですので、税収の伸びやその他があれば、さらに不交付団体にならないというようなことになろうかというふうに思うんですけども、いずれにしても平成15年度以降は不交付と。これは、臨時財政対策債、収入額に入れたということも大きな要因かなというふうに思いますけど、どうでしょうか。

○総務課長

今、委員が言われたとおりに、平成13年度から平成14年、これは普通交付税の対象になっております。平成15年度からは、普通交付税はもらっておりません。平成22年度はというような形になるかと思えます。

臨時対策債につきましても、平成19年度、平成20年度は、うちのほうは借りておりません。

それから、今回の一番の大きな原因というのは、税の落ち込みが非常に、うちが思ったほど非常にひどかったっておかしいんですけど、そういうような落ち込みで交付団体になったのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○佐藤委員

それで、この基準財収入額に臨時財政対策債の発行可能額を算入するという点では、全国の地方自治体の中でも本来であれば交付団体にあるにもかかわらず、これが振りかえ措置によって恣意的に不交付団体になったと、こういう傾向が問題になっているということを聞いていますけども、その辺はどうでしょうか。

例えば、知立市が平成15年からですか、不交付

団体になったということで、もしもそれが算入されていなかったら知立市はどうだったのかなというのを思うんです。

なぜそんなことを聞くのかというと、いわゆる財政力指数が1を割り込んだということ。確かに、そのことは一つの指標であり、知立市の財政状況を示すものだけでも、それをもってして知立市の財政状況がとて悪くて仕方ないという問題とは、今は税収が落ち込んでからそれも加速しているから、そういう実態にはなっていますが、そういうことだろうというふうに私は認識しております。

そんなことを含めて、こうした点での検証されたことがあったかどうか、その辺はいかがですか。

○総務課長

もともと臨時対策債というのは、国が予算がないというような形で、本来の形なら交付税で交付をする額でございます。お金がないということで、これは市町村が借金をしてもいいですよ。交付税をやらない限り。そのかわり国の説明といたしましては、元金と利子については、5年度そういうような交付税で見てあげますよというような形になっておりまして、当市については、今委員が言われておるように、平成15年度から普通交付税というのはいただいております。

ただ、臨時対策債等の借り入れというのは、平成15年度については9億6,000万円というような形で平成16年度8億5,000万円というのは借りております。

当市でいきますと、国が言っている元金と利子については、交付税で不交付だったというような形になると思いますので、いただいておりますというようなこと。国の説明といたしましては、そういうような説明になっております。

以上です。

○佐藤委員

それで、先ほど発行可能額が8億5,000万円と言われたわけですが、この間どんな形で知立市の発行可能額は推移してきたのか。この辺教えてください。

○総務課長

これは直近でよろしいですか。平成13年度からというような形になります。全部で。

○佐藤委員

わかる範囲で教えてください。

○総務課長

全部でよろしいですか。

平成13年度が、発行額が2億7,800万円、それから借入額が2億5,000万円でございます。平成14年度が発行可能額が5億7,500万円、それから借入額が5億7,500万円。それから、平成15年度が発行可能額が12億5,600万円、それから借入額が9億6,000万円。それから、平成16年度が発行可能額が9億8,000万円、それから借入額が8,500万円。平成17年度が6億9,400万円、それから借入額が5億5,000万円。それから平成18年度が、発行額が6億4,600万円、それから借入額が5億円ということで、平成19年度が発行可能額が5億8,700万円、それから借入額はゼロでございます。平成20年度につきましても、発行可能額が5億4,900万円、それから借入額はゼロでございます。平成21年度になりまして、発行額が8億5,300万円、それから借入額が8億5,000万円。それから、今年度でございますが、発行額が8億6,400万円、借入額が8億5,000万円でございます。

以上でございます。

○佐藤委員

ことし、国のほうは、今説明があると、どんどん発行可能額が途中で平成17、18、19、20と下がっていますけれども、平成21、22と発行可能額が大変伸びているわけですね、これは、こういう発行可能額とうものは、どういう根拠で国が可能ですよと言ってくるのか。この辺はどうなんでしょうか。

○総務課長

この臨時対策債の発行額につきましては、交付税の算定をするときに一定の計算式がありまして、ちょっと計算の内容については、ちょっと資料を持っておりませんが、そのときに発行額が決まるというような形になっております。

以上でございます。

○佐藤委員

平成21、22年度というものが税収の落ち込みやその他があるということもあって、そうした発行可能額に今なっているのかなというふうに思うんです。

それで、その点と、もう一点は、先ほど言ったように、もともとこの制度を導入することで交付団体であったものを制度上の不交付団体にしてしまったと。それが、あたかもそれぞれの財政力がいいような形の印象を、当局の皆さんは違うかもしれないけれども、そうしたことがあったと。

今、こうした形でそういうものを入れても、基準財政収入額・需要額を下回るという点では、本当に税収の伸びを含めて深刻な事態だなというふうには思いますけども、本来的には検証していませんけれども、知立市は不交付のときも交付団体であった可能性が非常に高いのではないかなという点で、その辺はどうでしょうか。

○総務課長

この辺につきましては、借入額、平成13年度から交付税の臨時対策債というのが始まりまして、そのときに交付税のかわりということで平成13年、14年度は交付税ももらいながら借りております。

あと、平成15年度からにつきましては、我々の先輩の職員も、うちでいうと交付税というのはもっておりません。やっぱり、これは借金ではないかというような形で、なるべく臨時対策債というのは抑えていこうではないかと、そういうような形を努力されたという後でありまして、特に平成19年度、平成20年度につきましては、先ほど言ったように、税がいいときについては、こういう借金は少しでも大型事業を控えているときに控えようというような形で抑えたというのはございますが、平成21年度からにつきましては、どうしても足りない、そういったものをやらないというような形になりまして、いっぱいと言ってはおかしいんですけど、そのぐらいの近くまで臨時対策債を借りていくというような形になります。

以上でございます。

○佐藤委員

そうしますと、全国的にも不況の波を受け、どこも税収が不足するということになりまして、平成21年、22年がこんな状況と。そうすると、平成23年度ということを見ると、さらにどういう形でそういうものを許可するのかわかりませんが、発行可能額も膨らむ可能性はあるでしょう。

○総務課長

平成23年度の見込みでございますが、ちょっと交付税と話が離れるかもしれませんが、平成22年度当初、税の見込みが101億円ございまして、平成22年度の決算見込みにつきましては、税の調定が整ってきておりましたので、約102億円から103億円ぐらいは何とか確保できるのではないかなというふうに見ておまして、だから、うちのほうにとっては平成23年度予算を組むときにつきましては、平成22年度ベースで予算を組みたいという形に思っております。

それから、平成22年度と平成23年度何が違うかということ、財調を22年度のときは16億円ふえておりますので、この辺のことが平成23年度の予算をつくるときに、大体と言っておかしいんですけど、そういったものになってくる。

それから、臨時対策債につきましては、平成22年度の同額程度、8億5,000万円ぐらいは借りていかないかというふうに思っております。

以上でございます。

○佐藤委員

そうすると、そうした流れの中で税の見通しが平成21年、22年度が同程度ということでよろしいですか。

○総務課長

平成22年度が当初101億円というふうに見ておりますので、上げても102億円ぐらいの形が平成23年度の税の見込みではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○佐藤委員

そうすると、平成21年度、平成22年度と同程度ということが言われましたけども、この平成23年

度が平成22年度ベースだということですが、それは具体的にどんな関係でそうした見通しを立てているのか、その辺はどうでしょう。

○総務課長

一番当初で重要なところといいますのは、やっぱり税でございまして、税が伸びないとどうすることもできません。この税の伸びが一番のところだというふうに見ておまして、平成22年度決算がどういう形に動くか。それで、今の景気とかそういうことを見たときに、辛く見積もるといような形になりますと、平成22年度の当初予算ぐらいの101億円が妥当ではないかというふうに見ております。平成21年度の決算ベースからいうと、税につきましては122億円ですので、かなりの落ち込みという形になると思います。

以上でございます。

○佐藤委員

そうすると、平成21年度と同ペースでいきたいということであります。

それでもう一つ聞きたいのは、16ページの財政調整基金と、これは本会議でも質疑がありましたけれども、平成21年度決算を得て、そしております。当初で16億円と、今回、4億1,000万円余を財調に減額して戻すと。そうすると、残りは幾らになるんですか。

○総務課長

財調につきましては、本会議で部長が説明したとおりでございますが、平成21年度の財政調整基金21億円から平成22年の当初については16億円を取り崩しております。

残りが4億円ございまして、今回の9月補正で委員が言っておる4億円ぐら戻しましたので、9月の時点で8億8,000万円ぐらいの財調の戻りがあるではないか。

それから、財調が平成22年度の決算で予想しますと、約15億円程度が戻るのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○佐藤委員

そうすると、財調が平成22年度末で15億円とい

うことが言われまして、それで先ほど言われた税収を102億円、その程度を見込んで予算を組むということになりますよね。そうした場合、財調からは当初の予算に幾ら繰り入れを見込んでいるのか。

○総務課長

これにつきましても、本会議のほうで部長が答弁したとおりに、15億円程度で予定はしておりますけど、これを全額15億円取り崩すということになれば、財調はからという形になると思いますので、そういうような綱渡りはできないということで、少なくとも10億円程度取り崩して、5億円ぐら財調にちょっと残しておきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○佐藤委員

それで、来年度のやつはこれから各課からいろんな事業が上がってきて、査定もされて組んでいくだろうということですが、知立市の場合、来年度、南保育園の造成ですか何ですか、そうした平成21年度に実施をしてきたような大型の事業はないかというふうに思うんです、大型の事業はね。その辺の見通しはどうでしょうか。

○総務課長

事業につきましては、大きな事業というのは、耐震とかそういったものにつきましても、一応めどがついておりますので、それほど大きな事業、鉄道高架とかそういうことは別といたしまして、普通のもので行きますと、うちのほうが考えているというのは、反対に言えば大きな事業はできないと、そういうような状況に今追い込まれているのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○佐藤委員

そうではなくて、今、課長は大きな事業はできないと、そのとおりでろうということは思いますけれども、私が聞いたのは、平成21年、平成22年がそういう形で、例えばいきがいセンターとかそういう形でかなり高額なものやそういうものをこの間やってきましたよね。それに類似するものか

平成23年に予定はあるのかということなんですよ。

○総務課長

大変失礼しました。

その辺につきましては、今、実施計画の中でのほうと、今、企画部局のほうで詰めさせていただいております、まだ正式に財政のほうと、担当レベルでは財政も入ってそういったところを詰めておりますけど、最終的に実施計画の中で事業費をどのぐらい抑えていくかということはまだ決まっておりますし、これは実施計画の中についてもまだヒアリングの段階だというふうに聞いております。

以上でございます。

○佐藤委員

確かに、実施計画の中だと、私ちょっと、きょう実施計画持ってきてなくて大変恐縮ですけども、そういうふうに言われましたけども、何が聞きたいのかということですけども、税収が平成21年ベースという形でやって、平成21年に比べて大型事業がなければ、歳出のほうが減るわけですので、その関係の中で財調のやりくりが当初15億円ということでは言われましたけども、実際には今回の補正で平成22年度は12億円と。それを戻したわけですよ。

確かに、15億円しかないんですけども、10億円程度入れたいということであったわけですけど、本会議の中では15億円入れたいところを10億円だと、財源が足りんよという話があったんですけども、歳入と歳出のベースを見たときに、歳入としては平成22年度ベースだよと。歳出のほうは、大型の事業がなければ、こうした範囲の中で泳いでいけるんじゃないかと、そういうことを思うわけで、そのところを聞いたわけなんですよ。その辺はどうなのかと。

○総務課長

繰り返しになるかと思いますが、実施計画の中で決めていきたいというふうに思っておりますが、財政調整基金というのは、今ずっと貯金の歴史の中でも毎年少なくなったということではございません。ふえているというのが現状でございます。

て、今回平成21年度の財調から15億円というように形になりますので、約5億円から6億円。

今ちょっと私のほうが説明不足で申しわけなかったと思うんですけど、平成22年度の当初予算のベースでいかないかというように形では説明したと思うんですけど、平成22年度の当初予算ベースでも平成21年から平成22年度、5億円減ったということは、きっと平成22年度と一緒に、ざっくりした話ですけど、まだこれからどういう形になるかわからんけど、ざっくりした話で平成22年度ぐらいと平成23年度を比べた場合にときには、10億円入れて、なおかつ平成22年度は、これは予定でございますけど、財調が10億円。5億円足りませんので戻ってくるのではなくて、毎年うちでいうと3年ぐらいでは、このぐらいの平成22年度予算をずっと続けると、内容的ではなくて規模で続けると、3年ぐらいの財調はからになるような形で見ております。

以上でございます。

○佐藤委員

そうすると、実施計画が出てないから、歳出のほうもこのベースという形で言われたと。大型事業が鉄道高架を除いて、いきがいセンターみたいなものが来年度実施しなくても、そのベースでやっていくと。そうすると、10億円程度必要だし、その見通しではその次の年くらいには財調がからになると、こういう見通しということですね、としていくことですね。

だとするならば、これを今後景気が回復して税収が上がればいいわけですけど、そうではないという問題が出てきたときに、どんなお考えを持っているのかなと。

○総務課長

ここが今、私どもが景気が戻ってくるのか、二、三年で。もう少し長くなるのかということの見きわめが大切だというふうに思っております。どうしても予算を組むところになりますと、安易な考えではなくて、戻ってこない。景気がこのまま横ばいになるんじゃないかというようなことをやっぱり心配するわけでございまして、財政を赤

字にさせたいとか、財政調整基金をゼロというふうな形には、これはできませんので、平成23年度予算を組むときに、これは歳出予算のものにやっばり歳入、入るものが5億円少ないということは、何とか歳出で5億円切っていくというような形で見ております。

以上でございます。

○佐藤委員

ことしの3月の定例会の資料で2月19日に提出されましたけども、長期財政計画が渡されて、また年末に新たなものができるだろうというふうに思いますけれども、並行して大型事業も、ここは論じる場ではないですけど、大型事業をやられると。特に、大型事業は当初予定したように、県の財政との関係で大幅に減り、知立市も4分の1部分が低くなり、そうした中での財政運営だったかというふうに思うんです。

見たときに、長期財政計画の中で平成22年、平成23年、若干ずつですけども、市税、地方税の上向きを前提にして、いろんな事業が、特にとりわけ大型事業については、鉄道高架などはこういう前提で起債の問題も含めて議論をされてきましたけれども、今の話を聞いていますと、大幅な修正が迫られるのかなという感じもしますけども、その辺の見通しはどうでしょうか。

○総務課長

今言われました年度につきましては、税務当局のほうと協議をしております、税につきましては、今私が言った平成23年度につきましてはそのような形でございますが、平成23年度から平成24年度については、1億円程度ぐらいは上がっていくではないかというような形を税務当局としておりますので、その見方というのはそれほど間違っていないではないかな。

先のことは申しわけない話なんですけど、どういう形になるかわかりませんが、今の状況でいけば少しずつは回復のものがあるではないかというような形で協議はしております。

以上でございます。

○佐藤委員

本当に、これが回復をするのかということがとても心配をされるわけですよ。確かに、政府のエコカーやエコポイントを含め、需要喚起策がとられました。海外にそうした産業が輸出をしたり、そういうことはありました。

しかし、こここのところの円高基調の中で、本当にこれがいつまで続くかという問題があるわけですので単純には言えませんけれども、本当に景気が回復して税収が上向っていくのかということを見ると、今答弁されたような中身でいいのかなという感じもするんですけども、その辺はどうですか。

○総務課長

どうしても予算を担当しているところになりますと、やっぱり厳しく見るというのが当然な見方ではないかなというふうに思っております。

ただ、うちのほうが先のことは5年、10年、今でいいますと二、三年先のこともわかりませんので、どういう形になるかわかりませんが、委員言われるとおりに、うちのほうの見方がちょっと厳しかったかなというような、後で景気のほうは二、三年で回復したと、税のほうが上がってきたということになれば、これはうちにとっては非常に喜ばしいというふうに思いますけど、今の状況では続いていくのではないかなというふうに見ております。

以上でございます。

○佐藤委員

いずれにしても、景気の動向が知立市の財政運営にも、知立ばかりでない、どこでもそうすけどもあると。

しかしながら、厳しく見ているというものの、そうした形で平成24年度以降、そうした税収が上向っていくのかは、私自身は極めて懐疑的であり、並行して大型事業が県との関係でどれだけ負担をしていくのかという問題もあろうかと思うんですけども、なかなか大変だなというのが私の実感です。

そうした中で、もう一つこれに関係して聞きたいわけですけども、21ページの点では、還付金がありますけども、これが2,700万円と。当初は

4,000万円を見込んだやつが、さらに2,700万円プラスと。前の年はもっと大きな金額だったかと思うんですけども、この点について説明してください。

○税務課長

市税の還付金につきましては、平成22年度予算を作成する時点におきまして、平成20年度までの傾向をもとにつくらさせていただきました、例年の還付額に若干平成21年度の還付を尾を引くだろうということで500万円をプラスした4,000万円です。還付金のほうを当初予算で上げさせていただきました。

しかし、その後の状況でやっぱり中小の法人の還付が平成21年度から引き続き継続しております、この還付額がことし7月、8月に入りまして、ほぼ50%以上の還付率になってしまいました。それによりまして、市のほうの流用と、あと9月以降の還付につきましては、補正のほうを上げさせていただいた状況でございます。

○佐藤委員

ちょっと今の説明はわからなかったんですけども、50%の還付率であったということですけど、私自身の理解では、法人の方が予定納税ということでやられたと。

しかしながら、それに見合うだけの税収を上げることができなかつた。その分について戻すということだというふうに思うんですけども、50%とその点、私の理解でよろしいか。

○税務課長

法人につきましては、中間申告等で納税をさせていただきまして、毎年8から10%の還付が発生しております。それが、今回につきましては50%程度の還付が発生したということでございます。

○佐藤委員

わかりました。

そういう意味でいくと、中小の法人が引き続き低迷が脱することがないというような中身だなということは思います。とりわけ、知立の場合は、市内企業の多くが中小企業もしくは零細企業というような形である中で、極めて深刻だなというふ

うに思いますけれども、そうした点で副市長、こうした現状、市内企業、ここは中小企業の振興だとか商工が所管しているところではないのであれですけども、こうした実態についてどんな認識をお持ちか、そのところだけお聞かせください。

○清水副市長

今回、税の還付金の増額補正をさせていただくという経緯については、先ほども課長が御説明したとおりでございますけれども、市内各事業所のいろんなそういう経営環境、そういったものが昨年引き続き、そういった低迷しているというふうに理解をしております。

私どものほうといたしましても、いろんな本会議でも議論がございましたけれども、その点についての具体的な施策というのはなかなか実現をしていないという状況ではあります、いろんなそういう融資制度、あるいはそういったものをしっかり活用させていただく、そういったことを御支援する中で対応していくというのが現状かなというふうに思っております。

○佐藤委員

そうした点では、そうした税収を見込んでいるということがありますけれども、一方では返済猶予法案の期限が切れて、猶予はしてもらったけど、その後が心配だということがあるわけで、そうした点では税収の上がりと同時にそうした問題が、知立はとりわけ中小企業が多いし、またそういうことで借りてるかどうかわかりませんが、そうしたことに目くばせも必要ではないかと、こんな感想を持ちました。

それでもう一つお聞きしたいわけですけども、21ページの上のほうの文書電子ファイル化委託料というふうにありますけれども、これはどういうことをするのか。現状と、そのことを通じてどういう効果を上げようとしているのか、その辺はどんな。わからないので聞いているので、ぜひお知らせください。

○総務課長

これにつきましては、知立市の公文書といたしまして、書庫に保管されている文書でございます。

その中で永年文書というのがございまして、スキャナにより電子ファイル化し、見出しをつけて検索できるようにしたいというふうに思って、するものでございます。

これにつきましては、永年保存ということになれば、文書が毎年毎年たまっていくものでございまして、うちのほうもいずれかは整理をしなくてはいけないというふうに考えておりましたけど、予算が厳しいときに文書というのはなかなか手がつけられておりませんでしたけど、今回、緊急雇用創出事業について、国のほうから予算をいただけるというようなことを伺いましたので、これでも対象になるということをして、永年保存の一部をちょっと1回整理をさせていただきたいというような形で予算化をいたしました。

以上でございます。

○佐藤委員

永年保存の文書というふうに言われたんですけども、私らは市役所の中のそういう文書を扱ったり接したりということはないわけですのでわかりませんが、どんな文書をやるのかと。

例えば、今回はその一部を整理するということでもありますけれども、だとするといずれかは整理したいということになりますと、今後も今回やって、引き続きそうしたことを、予算との関係がありますけれども、すべてをそうした文書については電子化していくと、こういうことでしょうか。

○総務課長

この辺につきましては、今説明したとおりに、なかなかうちのほうといたしましては、手をつけなかったというのが本音でございまして、予算がありませんでしたので、こういうものがまた今後活用できるというようになれば、積極的に補助金の制度の活用を図りながら実施していきたいというふうに思っております。

それから、今ありました永年保存につきましては、特にうちのほうで考えているのが議会関係ですね。主要成果とか決算書とかいろいろ議会に出したものを、どこまでできるかというのはわかりませんが、まだ1回そこまで精査していないん

ですけど、そういったものを1回ファイルの中に入れていきたい。

これは、実を言いますと、市役所の中に、うちのほうの地下書庫にも議会関係はとってあります。議会の中にもとってあります。ひょっとしたら企業会計のほうにもとってあるかもしれませんが、その辺を破棄をするとか関係なしに、統一して見れるものがあれば、その所管所管で活用して、後は廃棄するか、廃棄しないかということは考えるというようなことになっておりますけど、そういうダブってと言っておかしいんですけど、そういったものを保管したものについて、ちょっと整備を図りたいというふうに考えております。

以上です。

○山崎委員長

ここで午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後0時55分

○山崎委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○佐藤委員

それでは、先ほどの答弁では、議会関係の資料ということが言われたわけですが。順次、これが今回対象として文書ファイルするかどうか。

それと、先ほどもありましたけれども、その他の文書もそうしたファイル化をしていきたいとありましたけれども、その他の文書というものはどういうものがあるのか。その辺ちょっとお知らせください。

○総務課長

永年の保存の文書でございますけど、これは先ほど言ったように幅が広くございますので、もう一度うちのほうで1回精査して、議会関係は先に入れますけど、うちのほうの所存として永年保存、そういったものを本当にとっていくべきなのか。中には、非常に貴重な昔の古い資料もありますので、そういうことも含めて一度精査したいというふうに思っております。

それから、永年保存でございますが、先ほども答弁いたしましたけど、いずれかはやらなくてはいけない。今回は、こういう補助金の国から来るような形がありましたので、これを活用させていただいて、次年度からはという話になりますと、一般財源だけではちょっとまだほかの事業があるというふうに思っております。

それから、その他の文書でございますけど、うちのほうが、まだこれもなかなかやりませんが、実施計画の中で電子ファイル化というような文書のものを、ほかの市町村もかなりやっておりますので、うちのほうもということを上げておりますけど、なかなか予算が厳しい折にそういった内部的なものについては、どうしても後回しというような形になって、内部ではやりたいというような気持ちを持っております。

以上でございます。

○佐藤委員

それで、その他については幅が広いということで、今後やっていきたいということですので、当然のことながら優先順位をつけながらやっていくと。すぐやれるかどうかということは別にして、そういうことだろうというふうに理解をいたしました。

それで、議会の関係という形でありましたけれども、これが今現在、知立市のホームページ並びに市議会のホームページがありますけれども、これらは市議会のホームページの中では定例会のやつがアクセスできると。すべてできるのか、ちょっと期間があるのかありますけども、この文書ファイル化をしたという暁には、議会の関係ということであれば、当然のことながらインターネットから、ホームページからアクセスできると、こういう形になっていくのでしょうか。

○総務課長

当面は、内部的な資料、文書公開という制度もございますので、そういったものについては公開ができるような、個人情報とかそういったものについてはできませんけど、当面、内部の資料としてちょっと活用していきたい。

外については、すべてそれをというようなことはまだ。公表するにしても一部でございますので、そこまではまだちょっと考えてないというのが実情でございます。

以上でございます。

○佐藤委員

今、当面は内部的な資料ということであります。

しかし、そうした形で公表できると。個人情報にかかわること以外については、そうしたものがファイル化すれば、そのシステムがどうかということはいくはよく私はわかりませんが、アクセスできるようなそうした展望もあるのかなというふうに思いますけど、そここのところをもう一度お願いいたします。

○総務課長

議会関係というのは、ほとんどオープンにしておりますので、そういったものについては、うちのほうが持っている文書が全部整えばというような形になると思います。その中で、中途半端な形になるようなものについては、ちょっとどうかなというふうに思っております。それから市民の皆さんがそういったものをオープンにすることによって、本当にそういったものを活用できるというようなことになれば、うちのほうも総務で考えておりますけど、まずは一番活用するというのは中と、それから議会も含めて、そういったものを活用するのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○佐藤委員

わかりました。

それで、今回、緊急雇用と全額県の支出金、基金を使って2,123万4,000円と、これが予算化をされているわけですが、緊急雇用ということで、当然これは業者にほうに委託をするという形になると思うんですけども、実際に入札はどの時期に行って、これが可決されて即ということになるのでしょうか。

そして、入札をし、業者が選定されると。そして、このファイル化が今回の一部だと言われまし

たけど、それはいつぐらいにファイル化できるのかと。インターネットでアクセスはできないけど、ファイル化できるのかと。その点はどうですか。

○総務課長

入札につきましては、一応収容とか期間が6カ月ということになっておりますので、なるべく早い時期に、議会が可決した後にすぐ取りかかりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○佐藤委員

入札をかけてから、期間としては6カ月程度でこれがファイル化できると、こういうことですか。

○総務課長

そのとおりでございます。

○佐藤委員

それで、入札をかけるということですけども、どんな形の入札にまずなるのか、その辺はどうですか。

○総務課長

まだそこまでは実際には考えておりませんが、業者につきましては、なるべくなら1社随契は避けたいと。入札の行為でやりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○佐藤委員

それで、早い時期に入札と、随契ではないということでありました。

それでもう一つは、期間が6カ月ということですけども、緊急雇用ですので、当然のことながら業者には緊急雇用の趣旨に沿って何名雇用し、時間当たりの賃金何ぼでというようなことを明示をし、業者がハローワークなどに雇用の求人をする、こういう流れになるかと思うんですね。

そうすると、今現在6カ月という短期間ではありますけれども、何名の方を雇用する、そういう計画なのか、その辺はどうですか。

○総務課長

新規の件費の割合が50%というような形になっておりますので、うちのほうは12名、そのうち新規の人を10名ぐらい雇ってほしいと、そういう

ような条件をつけたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○佐藤委員

そうすると、この事業費の入札ですので当然のことながら、この額よりも下がるだろうと予想はされますけれども、事業費のうちの50%が賃金と。あと、私は算数苦手な計算できませんけれども、そのうちで10名を新規に雇用するという形ですよ、6カ月とはいえども。そうすると、この点での時間当たりの賃金をどの程度見込んで入札に付すのか、この点はいかがでしょうか。

○総務課長

1時間当たりというのは、そこまではちょっと出してございませんが、新規雇用者につきましては10名、1,312万5,000円という予算を見込んでおります。

それから、今言う、従来と言ってはおかしいんですけど、雇っているような方については2名ということになりますので、これは319万2,000円程度の予算をとというようなことでして見ております。

以上でございます。

○佐藤委員

もちろん、これはあれですけども、10名で1,312万5,000円と。そうすると、1人当たり10名ものだから130万円程度ということですよ。それもこれは6カ月ですけども、年間に換算すると260万円ということになりますよね。これが、業者がフルで1日8時間でやるのかどうかわかりませんが、260万円を8時間で1日当たり出して、割り戻してという形にすれば、1時間当たり出てくると思うんですよ。この賃金が、当然のことながら愛知県の最低賃金を上回るということは当然ですけど、ちょっと私ぱっと計算できませんですから、ぜひその1時間当たり、前提が例えば防犯パトロールだとか公園パトロールだとか、一日5時間だとか、何時間ということではないので6カ月でやるということになると、最低でも一日8時間働くという前提になりますと、どれくらいの時間当たりの金額になりますか。ここを

ちょっとお知らせください。

○総務課長

今ちょっと申しわけないですが、計算とかがどういう形になっているかというのはいわかりませんので、後で報告させていただきたいというふうに思っております。

それから、今言われた緊急雇用の事業については、新規の勤務時間は4時間以上というような形になっておりますので、これを下回らないというような形というなかっにはなるかと思えます。

以上でございます。

○佐藤委員

ぜひ後で、私が計算すればいいんですけど、ぱっと頭が回りませんで計算してください。

そうすると、一日4時間以上ということですので、そういうことも見て、時間当たり出してほしいと。何で私がこのことを聞くのかということなんですけれども、今こうした国の緊急雇用とはいえども、時間当たりの単価が当然のことながら最賃制を上回るということと同時に、どれくらいの金額なのかということが知りたいわけですよ。

というのは、なぜかという、知立市においても委託等その他含めて、給食センターあたりでも850円という形になってはいますが、国の予算を使い、そして自治体の緊急雇用としてこうした事業を行うということであったときに、そうした比較の中で最低賃金に近い金額なのか、そうではないのかということで、こうした非正規の人たちの賃金の水準はどうあるべきかということをおとつ考えたいということなんです。

そんなことで、ぜひお知らせ願いたいなというふうに思います。後で教えてください。

それで、大変恐縮ですけども、私、先ほど聞き忘れたことが一つ、財政調整基金の話の中で聞き忘れたことがありまして、ちょっと戻って恐縮ですけども、お聞きしたいと思います。

なかなか財政運営が厳しいということが言われました。そして、本会議でも新たな財源、歳出の削減等が言われたわけですけども、そうした中であって私どもは、かねてから土地取得の会計が

ありまけれども、そこに現金で4億8,000万円余があると、そういうことも入れなさいと、入れる提案を高橋議員が一般質問の中でやりましたけれども、そうした選択肢というものはないのかということをお聞きしたいわけですよ。

○総務課長

その件につきましては、うちのほうから議員から、非常に厳しいときにそういうような指摘がございまして、土地開発基金についても財政計画の中に入れ込むような形に一応なっております。

ただし、土地取得の基金でございますけど、今うちのほうではよく考えているのが、この基金につきましては、金額が6億8,200万円というような形で設定してありまして、時代、時代とともに変わってくると思うんですけど、その当時6億8,200万円というようなことを設定した以上、本当にその中から簡単に4億円を取り崩して、実際に土地開発基金自体も後の残りの部分でやれるのかというようなことをまた議論をしないと、単純に今お金があるから、4億円を取り崩すというのは、議会の中で説明する中に、取り崩すにしてもこの辺の関係をやっぱりきちんと、残った基金で土地取得の基金をどうするのかとか、それから、特別会計についてはどうだということをお知らせするような格好になるかというふうに思っております。

以上でございます。

○佐藤委員

今、土地開発基金のやつも入れ込むという議論をしているということですけども、ちょっとそのところがわからないので、もうちょっと説明をしてください。

それをいれ込んで、例えば、私の誤解かもしれませんが、長期財政計画の中にそういうものがいれ込んであるということだったのか、ちょっとその辺わからないので、もう一度御説明をお願いいたします。

○総務課長

その資料がちょっとございませんので、私の記憶で大変申しわけないと思うんです。前に1回、

うちのほうから出させてもらった長期財政計画の中に、2年間にわたりまして2億円、2億円というものが含まれたというふうに記憶をしております。

以上でございます。

○佐藤委員

これは、入れ込んではあるということですが、そうすると6億2,800万円という金額が、この資料のどこかに入れ込んではあるということなんですよね。

そうすると、どの時期かということが大切なことで、どの時期が大切かということは、入れ込むということを前提にして、この計画をつくったならば、今、課長が言われたように、議会への説明を含めて、残りで現金を出すわけだから、土地として持っている部分だけでやれるのかという話だろうというふうに思いますけれども、そうした議論は、入れ込む際に、入れ込む年限がわかっていたら、ぜひ教えてほしいと。

それまでに入れ込んだ以上は、この問題を決着つけておかないかんと、こういう関係になるわけですよ。ですから、そのところを入れ込む時期がいつの時期で、そのためにいつまでにそれを解決しようとしているのかと、こういうことだというふうに思うんですけど、そのところをお知らせください。

○総務課長

平成23年度の計画の中に繰入金ということで4億円を一応見込んであるというようなことでございます。

以上でございます。

○佐藤委員

そうすると、来年度の予算編成にこれを入れ込むと、こういうことですよ。平成23年度に4億円を見込んでいて、財政計画上入っているということと言われたわけです。

だとするならば、この会計の問題について、今年度中の早い時期に決着をつけて、やらなきゃいかんと。手続上、他会計で、基金ではないわけだから、土地開発基金というのはあるけど、その目

的に沿った基金ですので、一般的な財調の基金だとか、そういうことではないので、それをどういう手続を踏んで、これが入れ込み可能となるのか、その辺を含めてお願いしたいと。

平成23年度には4億円ということですが、実際には土地の問題もあってどうなのかということがあって、それ以上のお金が、現金で持っている分は入ると思うけども、土地の問題は処分しなければ、そこを歳入できないわけですので、その辺の見通しを含めて、残りほどこのところに。先ほど、6億2,800万円ということと言われたわけですので、平成23年度はわかりましたけども、それ以降についてはどうなんですか。その点を含めてちょっとお知らせください。

○総務課長

財政計画のほうにつきましては、先ほど言ったように、平成23年度に4億円。これは、私が言いましたのは、土地開発基金の設定で、これが条例の中で6億8,200万円というのが決まっている。決まっているということは、議会の中で議論をしていただいて、この根拠というのが、その当時あったのではないかと。

ただ、うちのほうで4億円というのは、今の持っている中から取り崩して、これも1回直していかなくてはならないと。ただ、今の言う設定した金額に対して、4億円をただ取り崩して、あと残ったお金をまた設定をしますというような形で、それで本当にいいのかと。実際には、今の時代、土地取得というのはほかの市町村でもやめているところもございますので、必要はないというふうになれば、土地取得をやめてですね。

それから、それと並行いたしまして、開発公社というようなこともございますので、その辺も含めて1回議論をさせていただきたいというふうに思っています。

ただ、うちのほうで財政計画に入れて、こういったことを申し上げるとするのは非常に、入れておいて何だというふうに言われるかもしれないんですけど、うちが当面今持っている緊急なことというのは、長期的に財政が、税が入ってこない

ということになると、こういった土地を売って一時的に入れても、根本の対策にはやっぱりならないと。やっぱり、歳入に見合った歳出で予算をやるというのが原則ではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○佐藤委員

それは一つの正論だと私も思います。しかし、この間、例えば給食センター跡地の問題で財源確保のために売りたいということが盛んに言明されて、会計は違うといえども別会計の土地は、現在これがどのように活用されているかということを見れば、ほとんど例えば保育園用地を取得するにも一般会計で買っていると。そのような状況で開店休業の状態です。現金を預けて利子ももらったり、土地を必要に応じて一般会計に売ったりはしていますけれども、開店休業の状態ですよ、正直言ってね。

だから、そこの議論では本当に必要かということを見れば、一般会計でこの間手当てしてきたという流れを見ると、土地取得の会計を持っておっても活用はできなかったと、そのことをもってね。そのことははっきりしていると思うんですけど、そこはどうですか。

○総務課長

これは、当市につきましては二つの土地開発基金と後は開発公社というような形でやってきたと思うんです。その違いというのは、ちょっと私の理解不足かもしれませんが、開発公社につきましては、銀行とかそこらじゅうで借りて、利子分を払っていかないといけない。土地取得については、事務費というのはいかかりますけど、借りるとかそういったことではございませんので、自分ところの資金で一応持っておれるというのがありますので、その辺のことも含めまして、将来的に知立市にとって廃止するのがいいのか、それとも先ほど私のほうが申したとおり4億円を崩しまして、後の残りだけで例えばできるというような判断になれば、基金の設定金額6億8,200万円を条例改正するような格好で説明ができると思います

ので、まだちょっとそこまでは、中に踏み込んだ議論はしておりません。

以上でございます。

○佐藤委員

これは、やっぱりここに入れ込んでということで、見通しもないのに入れ込んで、こういう計画ですよということは、全然この計画が虚偽だという話になるわけですよ、結果的に。それをやるという前提で事を進めなければ、ここに記載されている数字というのはいさだかという話になって、財政計画に疑義が生じるのではないですか。

だとするならば、その点も踏まえて、このことを精査して、条例改正をやって、基金として繰り入れが可能なような対応をとるということが当然必要だと思うんですよ。

この点で総務部長、今、課長がそのように言われましたけれども、長期財政計画にこういった形で入れているという以上は、そうした見通しを持って入れ込んだというふうには私は受け取りました。

確かに、その後において本当にそれでいいのかという議論はあるけれども、少なくともそこへ到達したのではないですか、財政運営上は、どうでしょうか。

○総務部長

ことしの3月に出ささせていただきました長期財政計画については、今お話をさせていただいたような計画を含めて出ささせていただきました中身でございます。

それで、本会議の折にもお話させていただきましたが、収入部分については、おおよそめどがつてきておるわけですが、支出部分について、まだどれだけの需要があるのかというのが明確になっておりません。こら辺を今の実施計画と予算編成の中で固めました中で、当然見合った支出が出てくるのか、不足が出てくるのか。不足が出てきたとするならば、先ほどお話が出たように、土地開発基金の残高、金額を条例改正していただくという形で条例を出ささせていただくという形に向かって、編成に向かうのかということですので、どちらにしてもこれについては今年度の中でこら

辺をお願いしていくということになると思います。

○佐藤委員

ということは、実施計画の歳出部分を見てということですよ、歳出状況を見て。

私は、これは財政は、単年度だけではなくて引き続き運営していかないかということがあるわけですけども、とりわけ今の状況は厳しいということがはっきりしました。

先ほど、ちょっと私の言っていることと矛盾するようでありませけれども、担当課長は、平成24年度以降税収が若干ずつ上向くであろうということも言われました。ですから、そういったことを見据えて、私はぜひこれをやって対応すべきだというふうに思います。

それで、そうした環境になった場合は、いつの時期に条例改正をしていくのかということになりますけれども、その辺の見通しはどうか。

○総務部長

先ほど申し上げましたとおり、支出でどの程度の不足が要するのかというのを見きわめないと、そこら辺の基金という形になるのか、ほかの中身で対応できるものが少しでもあるのか、そこら辺を見定めた中ということでございますので、先ほどお話ししましたように、今回の平成23年度へ向けての予算編成について、これはもしそういう形であるならば、セットという形になるものですから、平成23年度中においていくような形になるだろうということでもあります。

また、先ほどちらっと出ました、平成24年度以降については、税収についてはいろんな形で変わってくるものだというふうには思っております。

以上です。

○佐藤委員

それで、もう一つ確認したいわけです。そうしてみると、税収は平成23年度も今年並みというようなことが言われました。

しかしながら、税収以外の歳入ということを見たときに、先ほど財政調整基金が当初10億円入れないかとか、また、5億円しか残らんだろうという議論がありました。しかし、先ほどの議論の

前提というのはどこにあるのかなど。例えば、来年度4億円基金というよりも、土地取得から入れるという前提で不足しているのか。先ほどの議論だと、その辺これには載っておるけれども、見きわめないかということ、そこを除いて10億円なのか、残りが5億円なのか、その辺はどういう勘定になりますか。これを入れ込んで足りないという趣旨なのか、入れ込まないで足りないという趣旨なのか、その辺はどうですか。

○総務部長

来年度、平成23年度の歳出部門がまだわかっていないというのが前提でございまして、平成22年度の予算編成をする折の財政調整基金の内容、先ほど来からるやってまいったわけでして、当初予算において16億4,000万円余の繰り入れをやってきました。平成23年度については、10億円程度の見込みなるだろうと。ここで既に6億円の差が生じております。

歳出部門でそういったものが削減できるならば、それはそれで歳出・歳入ともに計は合うと思いますが、平成22年度の折にも投資的経費を10億円削減してきた部分もございまして。

そういった意味で、今回の実施計画、予算編成の中で、そこら辺を見きわめていくと、単純に先ほどの調整基金だけを上げると、ほかの部分も平成22年度並みだとしますと、そこで相当の金額の取り崩しを考える必要が出てくるのではないかなということ、長期財政計画の中に織り込ませていただいたというのが実態でございます。

○佐藤委員

それはそれでいいんですけど、私が申し上げているのは、市税は前年ベースだということと、歳入にかかわる部分で、このお金を入れ込んで、もちろん今の答弁を見ると、歳出の金額の膨らみぐあいによって、これを入れ込むか入れ込まないかという議論ですけども、当然のことながら、入れ込む、入れ込まないによって、財調の投入の仕方が、例えば5億円残したいということであれば、ここで4億円を入れ込んだとするならば、財調を減らすことも可能だ。

ただ、前年度に比べて6億円不足しているという現実があるから、そう単純な議論ではないけど、そこはどうなんだということを私は聞いているんです。

○総務課長

そこにつきましては、先ほど来から言っているとおりに、5億円ぐらい足らないと。5億円ぐらい、今の4億円が入ってくれば、あと足らないものについては、これは乱暴な見方なんですけど、1億円足らないというような形になるんですけど、先ほど来から御説明をしているとおりに、平成23年度はそれでいいかもしれないんですけど、ただ、そういったお金を入れても状況は変わらない。1年延びるか延びないかというだけの話でございますので、その5億円というのを何とか削減をしなければいけないではないかというふうな形で、財政の当局といたしましては、思っております。

確かに、そういった財源があれば、非常にありがたいというふうには思いますけど。

以上でございます。

○佐藤委員

そういうことなんですけれども、そこで課長は、1年しかもたない、変わらないと、確かにそのとおりだというふうには思うんですね。

そこで問題になるのは、だとするならば、給食センターの跡地などを売る話ばかりが先行するような答弁が出てきておるわけですよ。それを売っても単年度だけではないですか、はっきり言って。だとするならば、あなた方のおっしゃる論理矛盾がそこにあるではないですか、正直な話が。

あの土地については、さまざまな議論がなされてきたということを見たときに、どちらを優先するかということを見れば、おのずと明らかではないですか。

私は、その辺も踏まえて、これからの歳出がどうなるかということがありまして、部長は平成22年度で10億円の投資的経費を減らしたと。事業がいろいろ終わってくれば、そういうものは減るわけけれども、来年度は大型の表明されませんでしたけども、大きいものがなかなかないということ

になると、本当にそれが可能なのかという議論になるわけです。

だとするならば、ここの基金の問題をここに載せている額面どおりに1年しかもたないかもしれないけれども、乗り切るということも一つの選択肢で、ぜひその辺は検討していただきたいと。検討するというを言っていましたけど、そういうことでよろしいですか。

やるとしたら、予算と一緒に提出をすると、年度内に。ということだと、3月ということになるかと思うんですけど、もう一度そこだけ。

○総務課長

先ほど来から、お話をさせていただいておるように、編成の中でそこら辺を見きわめて、必要であるということであれば、都市開発基金の額なのか、また事業そのものなのかをお願いしていく形になると思います。

○佐藤委員

私は、無駄を削って歳出削減することは結構ですけども、経済が不況だということで、だからといって市民に必要な事業をどんどん削るというようなことについては、反対をせざるを得ない。また、そのときにはね。そういうことを表明しておきます。

それで、もう一つ、先ほどに戻って恐縮ですけども、ファイルの話で、雇用のね。先ほどそんなふうで時間当たり幾らの賃金かということについてお知らせください。

○総務課長

どうもすみません。大変時間をとらせてまして申しわけないと思っております。

今来まして、うちのほうが見込んでいるのは、月20日間、それから、8時間を想定しております、1時間当たり1,187円というような形で見込んでおります。

以上でございます。

○佐藤委員

今の金額を見ますと、確かに今、失業をされて仕事がないということで、収入の道が途絶えた方に対する賃金だということもあって、こういう金

額だろうというふうに思いますけども、少なくともこの基金の交付として、雇用している人に対する賃金ということを考えたときに、公の仕事をやると、それにふさわしい賃金というのがここで保障されているというふうに、私は今の金額を聞いて思うんですけども、その辺はいかがですか。

○総務課長

県のほうの最低賃金というのは732円というふうになっておりますので、それから思えば時間当たりというのは多いというふうに考えております。

以上でございます。

○佐藤委員

それで、私がこの点を聞きました。ほかの緊急雇用もあろうかというふうに思いますけれども、少なくとも最低賃金からははるかに高いと、こういう賃金設定がなされているわけです。それをこの物差しで見たときに、知立市が委託する事業、例えば給食センターと。本会議でも問題になりました。これが時給850円でいいのかということが議論になりましたね、これは。

そうしたことを見たときに、850円についてどんな認識をお持ちなのか、ここを聞きたいんです。

○教育庶務課長

給食センターの賃金850円について、どのような感想を持っているかということかと思っておりますけども、基準としては愛知県の最低基準というものがございまして、また、世間一般のやっぱり臨時職員の賃金という、そういう想定もございまして。

そういう面からも感想でありますけども、最低賃金も超えて常識の範囲ではないかというふうに考えております。

○佐藤委員

今、課長が答えられましたけども、こうした委託をし、民間業者が行っているといえども、公が行っている仕事なわけですよ。そのことを考え、なおかつ緊急雇用のこの賃金を見たとき、また、知立市の臨時職員の賃金を見たとき、本当に妥当な金額かと。

確かに、最低賃金を上回っていることは事実ですけども、公務労働における非正規化とそういうこ

とを含めて、ワーキングプアということが言われていると。しかし、ワーキングプアよりもさらに委託をされた民間の中で、とてもじゃないけど生活をしていける状況になってないというふうになっているわけですよ。これはどう思うかということを知りたいんです。

給食センターのことを聞いてますけども、給食センターは具体的な事例として聞いているわけで、一般的に人事をつかさどって、なおかつそうした臨時職員を統括している、人事政策をやっているところの部長さんは、これはどうですか。

○企画部長

公のワーキングプアと言われるような時代もあるんじゃないのかなというふうなお話でございまして。ただ、今の文書電子ファイル化委託料、これは1,000幾らだというふうなお話があったわけですが、これが即、公のワーキングプアということになっていくというふうには思っておりません。

○佐藤委員

即、ワーキングプアになっているかと思っていないと言われますけれども、この賃金が私は1,187円、例えば給食センターと比べればはるかにいい賃金ですよ。正規の方、持ち上がりで行った方は1,010円ですか、50円ですか、そういう形です。それよりもこれは高い賃金で、私はこれにせよということを言っているわけではないけれども、そうした公の仕事を委託して受けている、受託先で働く人たちの賃金が安いということについて、どうなのかということを知りたいんです。妥当なのか、民間だからしょうがないか。

○企画部長

民間だから仕方がないということではなくて、適正な賃金で募集をされて、それに応募をされるということだと思っておりますので、その賃金が不適切かと言われると、一概にそうとは言えないということだと思っております。

○佐藤委員

確かに、応募は最賃を上回っているわけで、募集を受けて、その方たちが任意で応募したという点では、確かに不適切だと、法から外れていると

いうことは言えないと、それはわかっています。

私が言っているのは、公の労働を委託して、そこで民間といえどもそういう賃金でいいのかと。一方で緊急雇用で、もちろん緊急雇用でもいろんな仕事があるから、これと同じというふうにはならないかと思えますけれども、その差を見たときに、余りにも同じ働く人として差があるのではないですかと。これでいいんですかということ私は今問にかけているわけです。適正とか、適正でないというのは、適正なんですよ、最賃を下回ってないんだから適正なんですよ。

適正だけれども、私がわざわざ緊急雇用の時給、時間当たり聞いたのは、そこを物差しにしてやったときにどうなのかということを知っているわけですよ。

だから、率直な感想を、適正だとか法に合致しているとか、最低賃金より上だとか、そんなことを知っているわけではなくて、どう思われますかと、そういうことを見たときに率直に言っは、ここを聞きたいわけですよ。

○企画部長

これは、今申し上げましたように、この賃金単価で募集をされて、そこに応募をされるということでございます。

いわゆる、正規の職員と賃金職員と差があるのではないかというようなことかなと思えますが、正規の職員がやる事務、そして臨時職員の方にやっていただく事務、もちろん今回の委託料で積算をしておる賃金もそうでございますが、仕事の中身、あるいは責任の度合い、こうしたものがございしますので、なかなか一概には言えないというふうに思います。

○佐藤委員

確かに、ここで言うところのファイル委託化事業、どんな仕事かちょっと私はわかりませんが、今まで高木剪定だとかいろいろやりましたよね、ここの総務の所管の中でもいろんなことをやりましたよね。そういうところから比べたら高いかもしれませんが、私調べてないので言えませんが、少なくとも850円という低いような賃金

ではない、そういう金額ではないというふうには私は思うんですよ。

ですから、国のほうも少なくとも今のご時世の中で、失業された方がちゃんと暮らしていくには、これぐらいの時間当たりの賃金が必要だろうという設定で、この事業費のうちの何割はあれでということがあるわけですよ。

例えば、以前でしたら、今回は5割と言っていましたけれども、8割とか7割、最初のころはそういう設定の仕方ではなかったですか、事業費の中の。もちろん、事業費の大きさにもよりますけれども。

ですから、そここのところで適正ということではなくて、率直に安いと感じるのか、仕方ないなという感じなのか、そういうことはどういうことなの。

例えば、自分の子供や自分の親戚の子供たちを含めて、そうした労働をしたとしたら、率直言っていい仕事だなと、賃金も高いとは言える金額にはならないでしょう、850円が、どうですか。そういうことを含めた感想を知っているんですよ。

○企画部長

一般のアルバイト賃金といいますか、そういうものと比べてどうだというようなことかなと思えますが、自分の家族なりがそういう賃金で働いておたらどうだというようなことを御質問されたのかなと思うんですが、大変個人的なことを言って申しわけございませんが、たまたまうちの子供も今アルバイトをやっておるわけですが、大体今の言われる850円という数字、先ほど言われましたが、似たり寄つたりのところでアルバイトさせていただいておりますのかな。

そういうことを思いますと、アルバイトということになると、いわゆる民間の水準並みかなというふうには思います。

ただ、それが、これで生活をしていくということになると、なかなか難しいということは思いますが、たまたま学生がアルバイトをやっておるといふことでは、そういう世間並みの額かなというふうには思います。

○佐藤委員

長い時間こればかりやっているわけいきませんが、ただ、生活していくにはということを担当部長は言われました。

しかし、緊急雇用でやっているファイルに関しては1,187円と、これで生活しなさいよという賃金なんですよ、これでも最低かもしれません。これで生活しなさいよという賃金でしょう、失業者に対して。だとするならば、850円が生活できないということになれば、当然安いという認識に至るのは当たり前ではないですか。そこを私は問題にしたわけですよ。そのことを今すぐ一致できないかもしれません。

担当部長、私がかねてから、公契約条例の問題の提案などをしてまいりました。そして、総合入札制度においても、賃金の部分について国の国交省ですか、三者協定ですか、そういうところで定める賃金の水準の少なくとも80%は入れ込むような、そうした公契約条例、総合入札制度において、そういうものを入れたらどうだという、そのことが公共事業でいえば下請単価、下請で働く、その下請で働く人たちの最低の賃金を保障することになるのではないですかというような提案をこの間してきたわけですよ。

そういう意味で提案してまいりました。そうしたときに、今議論になったような問題について、どんな認識をお持ちですか。

○総務課長

総合評価方式の労働賃金につきましては、3月議会で委員会の中でも日野市を参考にしてはどうかというような質問がありまして、一応検討するというような形で記憶しております。

今、委員が質問したことにはなっていないというふうに思うんですけど、日野市を参考にして、今、総合評価方式の地域制度の貢献度に関する事項というのがございまして、その中に少しでもやっぱりそういったことに努力していこうということで、市内下請業者の採用の有無ということを評価の項目に入れさせていただきました。

しかし、労働単価につきましては追加をしませ

んでした。これは、日野市でも労働者に払うべき賃金の最低基準を受注者等に義務づける制度は、国の法整備を行うことによって解決できるということをおっしゃるので、うちのほうもそこまで踏み込まずに、まだほかの市町村の動向も見ながら、こういうようなところで努力をしていきたいというように思っております。

以上でございます。

○佐藤委員

総合評価にしないで市民の方を採用することが追加になったと、それは一歩前進だと思うんですけど、さっき言った点では、例えば日野市が、私、その後調査してないのでわかりませんが、課長が言われたことが本当かもしれません。

しかしながら、あそこはそういうモデルみたいな事業をやりましたね。そういうことを設定しながらやったという経緯もあるんですよ。ですから、この点では、先ほど言ったような実態があります。ぜひ、そうした点を引き続き検討していただいて、そうした賃金についても、そうした部分を入れ込んでほしいなというふうに思うんです。

それと同時に、委託についても本当にそれでいいのかと。最低賃金を上回っているからいいんだという議論ではなくて、やっぱり生活できる時間当たり賃金というものをきちっと入れ込んでいくような方法が、どうしても必要ではないかと。そういう点では、公契約条例を制定してもらえば一番いいわけですけど、その中で工事とかそういうこと以外に委託の事業についてもそうした形でやっていくのが、本来のやり方ではないかなというふうに思います。

ぜひ、この間の答弁は他の状況を見ながらと、これは国がやることだということで答弁してまいりました。しかし、野田市は国がやってもらう上でもということと先鞭をつけて条例制定したという経緯もあると。これは、この間も言っていることなんですけど、ぜひそんな点で、今やりますということにはならないにしても、引き続き検討事項としてやってもらえるでしょうか、どうでしょう

か。

○総務課長

先ほどの答弁の繰り返しになるかもしれませんが、うちのほうも他市の状況を踏まえまして、情報のアンテナを高くいたしまして、研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

○池田福子委員

今の続きから確認させていただきます。

一人1,187円出すというふうにおっしゃいましたけれども、これは本人にその金額がいきますか。それとも、委託業者に払い込むわけですか。

○総務課長

これは、契約の中の条件といたしまして、月額25万円というような形に書きますので、そういうような形でいえば、履行が果たせないということになれば違反というような形になると思いますので、うちのほうはそういったものを精査していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○池田福子委員

要するに、これは業者に払うお金と言うことですね。違いますか。

○総務課長

そのとおりでございます。

○池田福子委員

これ、1,187円掛ける20日、それで8時間で1カ月18万9,920円、それから10人で189万9,200円で6カ月で1,139万円、50%ということなんですけれども、実は私、パート社員の方々の統括をしていた時期があるんですけれども、大体業者の方から1,200円ぐらいいただいて、本人に払うのはいろいろさっびいて800円から900円ぐらいだったんですけれども、そのケースではないかと思って、今ちょっと不安に思ったんです。1,189円そのまま、この働いている人にいったと過程して、今850円が安いねということを言っているんですけれども、それは何か対処できますか。確かにこの

値段を払っていますねと。途中で委託業者のほうも交通費だったりとか、いろいろ名目はつくんです、教育費であったりとか。

または、制服でもあれば、制服代とか名目はつくんですけども、このままずばつとは払わないはずなんです、そういう場合。そういうことを予想はしてらっしゃいますでしょうかね。それとか、確認とかはする必要があるような気がいたしますけれども。

この方たちは、専任職ならば、もっと高い値段でもいいですということなんです。お答えいただけますか。

○総務課長

もともと、この補助金につきましては、失業対策というようなことがうたわれている緊急雇用の事業というような形になっておりますので、業者をもうけさせるような委託ではございません。そこが一番キーポイントでございまして、うちのほうも業者がもうけるようなためにということとはございません。

後は、この中でも人件費と物件費といたしましてスキャナ、取り込む。これは、レンタルとして会社が持ってないときについていくだというように形で見込んでおりますので、そこは持っているように、借りてくるとかって、そういうことがあると思いますので、そこは会社の経費の中でやっていただいて、人件費の部分については、それはうちのほうで設計の中に組み込んでいきますので、安い賃金で雇ってもらっては、それは何にも雇用対策というような形になりませんので、そこは十分注意して確認をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○池田福子委員

ただ、人材派遣会社、50%の人件費というのがそもそも低いと思うんです。人材を派遣しているにかかわらず、人件費が50%ということなんです。人材派遣会社にとっては、人材という人は商品なんです。商品に係る金額が半分。もっと出してもいいというふうに交渉してもいいはずな

んです。本人に必ず確認してくださいませぬ、これ。本当に1,189円もらっているねと。その約束をして、発注と言ったらおかしいですけど、人材に対して、人に対して。そうしないと、ふたあけてみたら800円ぐらいだったとか、そういうことにならないようにしてもらいたいと思うんです。

それでなければ、2,000何百万円かの金額がおりてくるわけですから、人材発掘という意味でも、自前でやるのは大変かとは思いますが、そういうことも考えていただくといいんじゃないかと思えます。

50%、いろいろ経費はかかるでしょうけれども、残りの1,100何万円、それは会社側にいってしまうということなんですけれども、せっかくの緊急雇用対策ではないかと思えます。

もし、これが丸と使えるなら、その倍の人数を雇用できるわけですよ。それとか、もうちょっといい条件で雇用できるんじゃないかと思うんです。どうでしょうか。その辺、確実に確認ということで、それによっては考え直すということで。

○総務課長

個人、個人と契約をするわけではございません。会社と契約をするわけですので、会社はその辺は、ここについてはしっかりうちのほうも確認をさせていただきたい。

先ほど、50%と言っていたのは、事業費の採択要件としては、事業に占める新規雇用失業者の人員費割合が50%以上であると。そういうようなことになっておりましたので、うちのほうはそれより割合を高くして、雇用としては12名雇ってくださいよと。そのうち、2人は会社の中で今まで雇っている人でもいいし、だから後の10名に対しては雇ってくださいというような形の条件をつけたというふうに思っております。

うちのほうといたしましても、会社にはそういうようなことを、緊急雇用の事業でございますので、会社がピンはねと言ってはおかしいんですけど、言葉があれかもしれないですけど、そういうようなことについては重々確認をしていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○山崎委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後1時56分

再開 午後2時05分

○山崎委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○池田福子委員

今の続きとして考えてみたいと思うんですけど、無理難題言っているようで申しわけないんですけど、どうなんでしょうか、相手の会社に確認ということは不可能という理解をしてらっしゃいますでしょうか。

○総務課長

そういうようなことは一切言っておりません。今言われたように、設計の条件の中に、なるべくそういうような賃金が低くならないような条件もたくさんつけさせていただきたい。

それから、確認についても給与明細書とかタイムカードをやっぱり持つことが、そういうような条件をいっぱいつけさせていただきたいと思っておりますので、まず、きょう議会のほうで指摘を受けたとおりに、なるべくそういうようなものが、賃金が安くならないような形の条件をつけていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○池田福子委員

では、そういう確認を積極的に前向きにさせていただけるというふうに理解していいというわけですね。ある程度の範囲まではということよろしいですか。

○総務課長

そのとおりでございます。

○池田福子委員

その後にちょっと教育のほうでお伺いしたいことがありますので、28,29ページで、テーマとしては同じようになるかと思えますけれども、お伺いしたいと思います。

ここで県の支出というのは、緊急雇用対策用の

支援というふうを考えてよろしいでしょうか。

○生涯学習課長

この県支出金につきましては、第14款2項、第4目の労働費の県補助金、緊急雇用創出事業基金事業費補助金になります。

○池田福子委員

ここで雇用される方たちは、いわゆる専門職ですか。

○生涯学習課長

この広報の電子ファイルのやっていただく方々につきましては、現在3名の方を予定しております、新たに新規雇用ということでお二人を予定しております。

以上です。

○池田福子委員

そうではなくて、専門職の方ですかと伺いたけれど。すいません。

○生涯学習課長

こういった方はパソコン等ができるという条件をつけないと、要は電子ファイル化するに当たって、見出し入力とかそういったことをやらなにかんもんですから、専門職というか、そういったことができる方というふうに思っています。

○池田福子委員

この方もやっぱり6カ月ですか。今みたいにちょっとデータ出してもらえますか。1カ月に幾ら払う、1時間に幾ら払う。もしわかっていれば結構ですけど。

○生涯学習課長

この電子ファイル化事業におきます新規のお二人でございますけれども、3カ月間ということで、1カ月20日ということで、60日間を予定しております。

○池田福子委員

幾ら払いますかしら。

○生涯学習課長

先ほど言われました1時間当たりということで今計算しましたら、1,640円ということになりますけれども、ここには賃金のほか通勤手当、諸手当、社会保険料に係る事業主負担が含まれているとい

うことで算定をさせていただいております。

○池田福子委員

パソコンの専門家として妥当かどうかは、また議論のほかになると思いますけれども、これらの方々、緊急だから仕方がないと思うんですけども、3カ月だと本当に緊急ということが言えると思います。

先ほどの例では6カ月、今回は3カ月ということなんですけれども、期限決められて、期間従業員と同じだなというふうには私は危惧してしまいました。またまた何か月かたったときに、自分はどうしようというふうに悩まなくてはいけない。そういう思いがしました。

お金の大小ではなくて、もうちょっと安定した、そういう方向をちょっと市役所としては探ってみてもいいんじゃないかとは思いますが、いかがでしょうか。市長、いかがですか。

○林市長

先ほどの件もこの件も短期雇用ということでありまして。今、継続的ということをおっしゃられたんですけども、どういった形になれば、そういうふうには継続的にできるかということは、まだ今思いつかないわけでありまして、そうしたことも今後研究はしていくことであろうかなというふうに思っております。

○池田福子委員

なかなか契約が何か月だから、これで切りねというふうでしてしまうと、そういうことでは何ら民間とかかわらないと、そういう思いもいたします。その中から少しでも、ちょっとずつでも継続できる、そういう方法があるといいなと私自身としては思っております。

次に、1枚ページめくりまして、社会教育費の合計というのが出ておりまして、不勉強で申しわけないんですけども、一つは市史編さんという項目がわかったんですけど、調べればいいとは思いますが、6億円という金額を計上しておりますけれども、ほかには重要なもの、ウェートの大きいものをちょっと教えていただけますか、この社会教育費という。

○生涯学習課長

社会教育費には目として社会教育総務費が約1億6,300万円、これは人件費相当になりますけれども、そのほかに公民館費で6,000万円、それから文化広場で1,100万円、図書館で7,600万円、資料館で1,200万円、文化財で1,300万円、文化振興費で2億7,400万円、野外センターで1,900万円、市史編さんで2,400万円ということで6億円というふうになります。

以上です。

○池田福子委員

家賃なんですか、これ。施設を使っているお金ということですか。その中で何をやっているのかということですか。ちょっと私、初めてでちょっと申しわけないんですけど。

○生涯学習課長

先ほど言いました公民館では管理運営費とか事業費、そういったものもろもろに入ります。図書館では、管理運営費と図書の購入費とかそういったものが入ります。

あと、指定管理者であります文化会館のほうにも指定管理料ということでお支払いをしておりますので、そういったものも含めてでございます。

○池田福子委員

この項目だけから読みますと、何か社会的な勉強会でも開いてやっているというふうには理解したものですから、そういう建物の維持費、または事業、何ていうのかしらね、これは。維持費ですよね、早く言えば、維持費ということですね。

○生涯学習課長

この6億円は、今言いましたそれぞれ予算の中の目の合計をいたしますと6億5,000万円ということで、それぞれの社会教育における職員の人件費、それと各施設の管理運営費と、後はそれぞれ社会教育やる事業の事業費です。

以上です。

○池田福子委員

すいません。私が不勉強だったものですから、ちょっと解釈を間違えたものですから、どういう勉強をやっているのかな、それを告知してもらっ

たらいいなと思ったものですから。どうも失礼いたしました。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第47号について、挙手により採決します。

議案第47号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第47号 平成22年度知立市一般会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、認定第1号 平成21年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○田中委員

それでは、防犯モデル事業のことにについてちょっとお尋ねしたいと思います。

知立市では、平成19年から3年間、防犯モデル事業ということで、市内のボランティア団体に防犯支援の物資というものを行ってきたということなのですが、これまで約、昨年平成19年が町内会10、ボランティア団体5、小学校10、防犯多発地区2団体というような形で行ってきまして、昨年度が町内会10、ボランティア団体1、犯罪多発地区2団体という形で支援を行ってきました。

条件によって、多少支援の金額などが違うということなのですが、これは現金での支給ではなくて、物品での支給ということなのですが、物品の支給に関して何か条件があったら教えてください。

○市民協働課長

こちらのほうは、防犯の啓発物品と申しますか、

物品でございますので、防犯に使うものであれば、一応市の予算で購入する範囲でございますので、市の予算で購入できる範囲の防犯物品でございます。

○田中委員

説明不十分ですいませんでした。成果報告書の52ページのところからお話させていただいております。

今、防犯にかかわる物品であればということであつたんですが、実は以前というか、私も今、地域の防犯活動を行っておりまして、以前、市民協働課からそのような支援の援助を受けました。この際には、本当に立ち上げたばかりでいろいろお金が入り用だったものですから、大変役には立たんですけれども、そのときのお話の中で、防犯に係る物品だけでも、金額の上限であつたりだとか、あと、いわゆる備品ではなくて消耗品のような物でないというお話があつたんです。それは合っていますでしょうか。

○市民協働課長

はい、そうでございます。

○田中委員

そのような支援がありまして、今、市内にも防犯団体がかなりふえまして、そしてるんな物品もいただいて、かなり防犯の環境は整ってまいりました。

そこで、一つちょっとお話なんです、今そのような形で支援をいただいて活動していく中で、これからもう一つ上のステップに行くことができないかなということをやっと御提案させていただきたいんですが、実際私どもも、例えば防犯のいわゆる警棒に使う乾電池であつたりだとか、それから防犯ベストであつたりとか、そういうものも支給していただきました。

これから先、もう一つ上のステップでという形で考えたときに、より質の高い人の防犯活動をしていくに当たって、いわゆる設備的なもの、いわゆる消耗品ではなくて設備的なものという部分でいったときに、今の条件だとなかなか支援をしていただくことが、例えばの例でいいますと、地域

のほうからだと、例えば防犯カメラ、こういったものを設置するようなことはできないかと。

例えば、普通の団体で10万円、重点犯罪多発地区に関しては50万円という額が1年で出ますので、例えば50万円という額の中で、いわゆるそういうシステム的なものであつたりだとか、そういうことができないかという意見が上がってきてるんですが、それに関してはいかがでしょうか。

○市民協働課長

3年間、防犯モデル事業として物品に対する支援を行ってまいりました。今年度におきましても、より充実するという意味合いにおいて、同じような形で消耗品として予算措置をしております。

今後と申しますか、だんだん防犯啓発物品もある程度行き届きまして、それにかわつたものも必要ではないかというような声も少し聞いております。今年度につきましては、そのようなことを考えずに対策、充実という意味で消耗品で予算をとっておりますけれども、各市の状況などを見てみますと、報償金であつたり補助金であつたり、そういうような形で防犯支援を行っているという市もあるようでございますので、来年度に向けてと申しますか、来年度の予算も近いうちにあります。そういうところで一度検討してみたいというふうに考えております。

○田中委員

ありがとうございます。前向きな御意見いただくことができました。

これは、決して今のやり方を否定しているわけではなくて、逆にこれまで3年間、行政のほうはそうやって市民の防犯団体に対して厚い支援をしてくださった結果として、かなりそこら辺のほうは充実しているということで、さらに私たち15班のほうでももう一つレベルの高い活動をしていきたいという意味で、ぜひそういったことも御検討いただきたいと思います。

ただ、いきなり、例えばこれから新たに立ち上げようと思われる団体もみえると思いますので、予算がすべていきなりそちらのほうにいくのではなくて、もちろん消耗品のほうにも割り当て、10、

0ではなくて、何割かの割合でやっていくような形でしていただければと思います。

これは、今年度、今例えば町内会でいくと、まだ計上されてはいるけれども、実施されていない団体もあるんですよ。お願いします。

○市民協働課長

おっしゃられますように、現在、一応予算としております。まだ執行できておりません。今、犯罪多発地区の中でお話をさせていただいておりますけれども、どういった支援ができるかお話させていただきながら、また市といたしましては、これから一戸一灯運動、大型赤色回転灯によるような事業も考えておりますので、あわせてお願いできたらなというところで、余りこれで半年ほど過ぎてしまいますので、早い時期にこの辺のところを調整してまいりたいと思います。

○田中委員

ありがとうございます。

実際今、ことしの多発地区、対象になっている地域からも、実は本当は消耗品よりもそういったいわゆる設備のほうに回せないかという御意見もいただいています。もちろん、組んでしまった予算が備品か消耗品かでは全く用途が変わってきてしまうので、もしかしたらもうできるかできないかという部分があるかと思うんですが、現時点から、多分今の計上してるものというのは消耗品でしか使えないような形状の使い方になっているのでしょうか。

○市民協働課長

おっしゃられるとおり、事業費、消耗品費で予算どりをしております。

○田中委員

ということは、今年度のものに関しては、備品に切りかえることはやっぱりできないという理解でよろしいでしょうか。

○市民協働課長

私といたしましては、できればこれは物品のほうで。物品、全部が全部使っていただくということではないにしろ、例えば一つの町、二つの町、また三つ、四つになってもいいかと思っておりますので、

まだまだ物品が行き届いてないところでこれを支払いできたらなというふうに考えております。

○田中委員

わかりました。

お耳に入るのがちょっと遅かったということで、今年度はもしかしたら間に合わないのかもしれないんですが、ぜひ来年度の予算につながっていく上で、地域からもそういう要望が出てきていると。これは、本当に自主防犯活動をしている人たちが、自分たちの町は自分たちで守ろうという意味で、システムとしてもやっぱり町内会で管理していくような流れになってきているというのは、本当にレベルが上がってきているなどということは実感しますので、ぜひそういう形で御検討いただきたいと思います。

それと、今のお話の中で大型赤色回転灯というお話もあったんですが、御存じかと思うんですが、隣の安城市なんですが、篠目地区で回転灯自体を移動式の回転灯というのを持ってらっしゃるんですね。これちょっと地域の方からお話聞いたんですが、非常にやっぱり効果が高いと。というのは、回転灯、同じ場所に回っていると、あれはにせのダミー回転灯だよということでわかってしまうので、ただそれがいわゆるカメラの三脚みたいなスタンドの上に回転灯がついていて、それが町内を点々と移動していく。それが町内会で場所が。そうすると、場所が変わると不審者というのは、やっぱり常にびくびくしていますから、新しい物が来るという形でかなり通常の常設型よりも効果が高いというお話も聞いていますので、そこら辺もまた検討していただいて、逆に安城の場合だと、市民がみずからつくって、自主防犯隊のほうでみずからつくって、それを行政がサポートするというような形だったという話なんですけれども、ぜひこちら辺に関しても、知立市の場合は積極的に市のほうでつくり上げたものをぜひ使ってくださいとか、そういう形にしていいただければ、町内会のほうも積極的に手を挙げていくと思いますし、電気代なんかは本当にしれたものですから、一部では電気代はどうするんだとかそういう話もあるかも

しませんが、そこら辺は条件もつけて、ぜひ移動式の赤色回転灯のほうもちょっと検討していただければと思います、いかがでしょうか。

○市民協働課長

おっしゃられました移動式の赤色回転灯ということで、私どものほうも考えておりますので、今後お願いしていく中で大変効果が高いということも聞いております。そのようには対応していきたいというふうに考えております。

○田中委員

ありがとうございました。

これから、防犯というのは自主防犯の比率がどんどん高まってくると思いますので、今後とも手厚い御支援していただければと思います。

続きまして、同じ成果報告書の52ページの下にある夜間防犯パトロール業務委託に関してのちょっと質問なんです、昨年の6月から青色回転灯パトロール、11月から徒歩も加わったという形になっているんですが、回転灯がちょうど10カ月、この6月から3月までの間で10カ月間、徒歩巡回のほうは11月から3月までの間、昨年度ということと5カ月間ということだったんですが、市のほうでは約1,000万円使った業務委託に関して、成果としてはどのような形で評価しているかというのがあればお聞かせください。

○市民協働課長

成果ということでございますけれども、実際これで大きな犯罪とかを見つけて、それでそういう通報があったとか、そういうところのことはありませんけれども、実際、今確認できるものとすれば、犯罪件数であろうかというふうに思っております。

ただ、まだ犯罪件数を1年単位で縮めておりますけれども、御承知のように平成21年度はワーストワンというような不名誉な結果をいただいておりますが、平成22年に入りまして犯罪も徐々に減りまして、今の情勢の中で県内でも全体的には減っておるんでしょうけれども、知立市におきまして7月、8月と県内8位まで順位を下げる。これは下がったほうがいいわけですけど、そのようになっているということで、この事業がある程度一定

の効果を出しているというふうに考えております。

○田中委員

ちょっと難しいですけど、実際こういうものを効果と、それだけをやっているわけではないので、もちろん地域の自主防犯のパトロールの方であつたりだとか、そういったものも含めてということなので、もちろん私は効果がなかったという話をしているわけではないんですが、私自身も夜、健康を兼ねて歩きながら、防犯パトロールをしているんですけれども、たびたび業者というか青パトとは遭遇します。

率直、これも私だけではなくて、ほかの地域の方に持ちちょっと確認してみたんですが、確かに青色の回転灯をつけて走ってはいるんですけども、走っているだけではないかという御意見を伺うんですね。

というのは、例えば私自身が歩いていてパトロールカーが来ても、目も合わさない、そのままずっと通って行ってしまっただけという形なんです。もちろん、ないよりは絶対あつたほうが良いと思うんですけども、実際お金を使って業者に委託してパトロールしてもらっているという部分に関して、今の私の率直な、これは私の主観でもあるんですけども、走らせることが目的になってしまっていて、そこに実際に乗車している、いわゆる警備員というんですか、プロの警備員が多分運転していると思うんですけども、彼らが目を光らせるというところまで行き届いているのかな。

ここら辺、逆に警備の方法に関して、例えば市のほうから何か指導があるのか、もしくは、警備会社に丸投げして、ただやってもらっているだけなのか、そこら辺についてお聞かせください。

○市民協働課長

防犯パトロールにつきましては、委託業者のほうで毎日、知立の交番のほうに出向きまして、指示を受けまして、きょうはどういう地域をどのように回るというような指示を受けて回っております。

実際、何か起きたときに直接自分たちが対応するというのではなく、すぐに交番なり通報する

ような形をとっておりますので、たまたま素通りされたということは、不審者に見えなかったんだというふうに思いますけども、日時報告も受けておりますし、そのように、こういう者を発見したときはすぐに通報したというようなこともいただいておりますので、そういう状況でございます。

○田中委員

不審者に見えなかったというのはありがたいことなんですけど、実際今ちょっとお話が出た、いわゆる委託している業者から警察に通報した回数、件数というものはデータとしてありますでしょうか。

○市民協働課長

今手元には持ってございませんが、毎月御報告を受けておりますので、4月何件、5月何件。昨年度につきましての分ですけれども、報告いただいておりますので、後で御用意させていただきます。

○田中委員

実際、どれぐらいの仕事をされているか。実際、彼らは何の権限もなく、本当に通報。私たち、自主防犯パトロールと一緒に、通報するしか力はないんですけども、どれぐらい仕事をされているかというのがなかなかちょっと見えなかったものですから、金額を見て、これぐらいのお金を使っていることに対してどれぐらいというのは、納税している市民の方からすると気になるころだと思いますので、また何かそのような数字があったら教えていただきたいなと思います。

今ちょっとお話があったんですけど、パトロール内容の報告というのは、警察にいつているんですか、それとも市役所のほうに来てるんですか。

○市民協働課長

市のほうにいただいております。

○田中委員

これは毎日、例えば、きょうはどここのコースを回ったよと、どこにいたよと。こういうことがあったよという細かい事例が詳しく報告されているのでしょうか。

○市民協働課長

まとめてではございますが、1カ月分まとめていただいております。

○田中委員

1カ月まとめて。有事のときは速報が入るということですか。書類としては、月に1回まとめて入ってくると、そういうことでよろしいでしょうか。

○市民協働課長

そうでございます。

○田中委員

そういう形であれば、しっかり連携がとれてやれているということですので、今後もこのような形で続けていくのかどうか、そこら辺はまた予算の絡みもあったりとか、そういう形があると思うんですが、本当は理想を言うと、もちろんこういう業者に委託してという形もいいと思うんですが、自主防犯パトロール、その二つ、両方が両輪となってやっていくような形。

ただ、本当に深夜の時間帯というのは、なかなかボランティアの人にお願ひできる時間ではないので、この時間帯はなかなか普通の人たちも見れる時間帯では逆でない。だから、なかなか活躍が目に見えないということであれば、何かの形で、いわゆる夜間これだけお金を使ってやっている防犯パトロールの成果であったりだとか、何かこういう活躍をしているだよと、実際こういうことをやっているんだよというものを広報の中でも結構ですし、ホームページの中でも結構ですので、いわゆるどんどんPRしていくということ。

この間、本会議のほうで福祉子ども部長のほうにもお話させてもらいましたけども、実際今回こうやっていろいろお話聞かせていただいて、やっているんだけど広報が足りない。やっているんだけど、なかなかやっぱり周囲の目に見えない。だから、やっぱりやってないではないかというふうに見えてしまうところというのはあると思いますので、ぜひそこら辺はうまく。今、インターネットツールもありますし、広報ツールたくさんありますので、使って宣伝していただいて、これだけのお金を使っているということに対して、十分価

値があるんだなということがわかっていけばいいんではないかなと思っております。

ぜひ、そういったことも御検討ください。

○市民協働課長

言われますとおり、多額の費用を使って、市民の安全のために使っている費用でございますので、市民の皆様にも知っていただくという上で、広報に努めてまいりたいと思います。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

○稲垣委員

決算書の10款5項7目、文化振興費から1点お尋ねいたします。

決算書119ページの文化協会各種事業委託8事業548万1,000円、この内訳をお聞かせください。

○生涯学習課長

それでは、文化協会各種委託事業のそれぞれの金額について説明させていただきます。

まず、市民文化の集い61万2,000円、市民芸術祭113万5,000円、市民音楽祭13万1,000円、知立ロックフェスティバル8万8,000円、知立市美術展87万1,000円、演劇フェスティバル21万9,000円、小・中学生百人一首大会25万円、生け花・書流展17万5,000円、このほかに、これらの事業を進めるために会場使用料というのがありまして、これが200万円です。合わせて548万1,000円になります。

以上です。

○稲垣委員

ありがとうございます。

この8委託事業、今何か問題が起きてることはございませんか。もし情報がございましたらお聞かせください。

○生涯学習課長

私ども、文化協会から、庶務あてでございますけれども、知立市の小・中学生百人一首大会の委託について、辞退ということで、9月10日付で来ております。

以上。

○稲垣委員

これは、委託事業でございまして、たしかこの事業はことしで5年目というふう聞いております。例年200人ぐらいの小・中学生が百人一首、正月、1月の15、6日です。去年は、たしか広報にも何か大きく取り上げられて、知立市では生涯学習都市宣言を大々的にうたっているわけですよ。

この事業は、知立市にとって最もふさわしいような事業だと思うんですよ。それが一昨日、私のほうに市民のこの事業に関する方から、実は練習もやっていますよと。それから、6月に至っては各校長あてに、この事業の案内も届けて、子供たちはその気になって、正月に向けて、この1月の大会に向けて相当熱心に取り組んでいる子供たちもたくさんいるというふうにお聞きしております。

この辺、一体どんな、ことしといいますか、この1月に大会が本当に開催できるのかどうかすごく危惧してみえる。または子供さんもいますし、また、多くの関係者もちょっと心配してみえるので、その辺のことはどういうふうこれから実施に向けて、市として。文化協会云々ということではなくて、市としてどういうふうにとらえて、子供たちにうそをつかない大人というのは当然のことなんですけど、約束したことを突然諸事情があってなんて、今お話聞いたんですけど、こういうことはあるべきことではない、許されないなど。非常に激しい憤りを覚えますが、その辺わかる範囲でお聞かせ願えたら。よろしくお願います。

○生涯学習課長

私もこれ、9月10日付で辞退の届けを受けまして、ちょっとびっくりしている状況で、残念だなというふうには思っているわけなんですけども、文化協会というしっかりした団体が、今回引き受けられないということになりましたら、今後、教育委員会の内部でひとつ1回協議をしていかないかなというふうには思っておりますけど。

○稲垣委員

何とかするよということも、それは実行してほしいんですけど、実は通知してから8月14日土曜日に、これは中央公民館で和室で練習されてるん

ですよね。

また、9月10日に何か文化協会から百人一首の研究会のほうに辞退云々なんていうことは届いているというものの、実はその翌日、9月11日には小・中学生集めて。これまた第2回目の中央公民館で練習がされてるんですよね。私のところに届いている資料によりますと。

こういったことというのは、万が一開催できないとしたら、ここに集まってきて一生懸命百人一首をとというような日本の文化を大切にしようとする、小・中学生に裏切り行為になると思うんですけど、その辺のことも踏まえて、教育長または市長さん、どういうふう考えているのか、もし。お話しください。

○石原教育長

百人一首大会であります。今回、第5回目ということでもありますけど、知立市の百人一首大会はもっと歴史がありまして、昭和59年度といたしましても年度末の60年1月6日、このときに第1回の新春市民百人一首大会が開かれております。これは、文協15周年であります。

それから翌年、61年1月5日、62年1月11日、63年1月6日、それから第5回の予定が64年1月8日の予定でありました。御承知のようにその前日、1月7日に6時33分、昭和天皇が崩御されました。ということで、第5回は中止ということになりました。

それ以後、ずっと知立市の百人一首大会は開催されておられません。もちろん、今までのところは市民の百人一首大会であります。

そして、平成17年度、市制35周年のときであります。そのときに文化協会の方たちが、文化協会の活動の中に将来の文化の担い手である子供たちの活動も入れていきたいというようなことがありまして、小・中学生の百人一首大会と小・中学生の美術展、二つをやっていただきました、35周年。

しかし、その翌年、平成18年度ですけども、百人一首大会、来年もやってほしいという子供たち、あるいは保護者の要望も強くありました。美術展も同じであります。

そういうことを受けまして、そこで第1回の小・中学生の百人一首大会、前年度は35周年でやったわけでありまして、第1回の小・中学生百人一首大会、文化協会のほうでやっていただきました。

それ以後、第2回、第3回、第4回までやってきて、今、来年の1月15日に第5回の小・中学生百人一首大会を行うということになっております。

昨年度の状況を見ますと、子供たちは小・中学生合わせて54チーム、136人の子供たちが参加しております。参加した子供たち、保護者、先生方の終わってからの感想も聞いております。

子供の感想では、一番印象に残っているのは第2戦目です。理由は、1枚差で負けたからです。途中から追いついてきたのに最後の1枚をとられたので、悔しかったです。次の大会では、もっと勝ちたいと思います。中学生まで大会に出たいと思います。こういう子供たちの声。

あるいは、今回のことしの大会は、去年と比べみんなレベルが高くてすぐとってしまうのでびっくりしました。みんな集中していて静かだったのもよかったなと思いました。

こういう伝統文化を跡に継ぐ行事はどんどんやるべきだと思います。テレビゲームなどがはやっている世の中で、百人一首を頑張っている人がたくさんいるのはよいことだと思います。小学生の意見であります。

それから、保護者の皆さんには、百人一首大会に参加するのは今回が初めてでした。量が敷かれた会場で、知立のカキツバタを歌った句から始まりました。緊張した表情の息子に私も緊張しました。相手チームの女の子の速さに驚きました。思うように手の動かない息子でしたが、やっと1枚とれたときのうれしそうな我が子の顔にほっといたしました。年末年始、親子で百人一首をやる機会ができ、ことしは本当に親子ともよい機会を体験させていただき、ありがとうございました。

あるいは、また保護者の方も、4回目の大会もすばらしいと思いました。ただ、札をとるだけで

はなく、札の意味も覚えていくとよいという先生の言葉に納得いたしました。模範演技を見せていただき、とても参考になりました。これからもこの大会を続けていっていただきたいと思います。保護者の声であります。

また、先生方もたくさん来ておりましたので、先生方の感想もあります。

昨年より自分の学校もほかの学校も上手になって、感心しました。八ツ田小学校では、昨年とことし、百人一首を買いました。各クラスのレクで使ったり、土曜日に行った親子行事でやったりといろいろな学年で活用しました。また、今年度より百人一首クラブをつくり、2週間に一度、22人の子供たちが競技かるたを楽しんでいます。こうした活動の結果、今年度の大会にたくさんの子供が参加してくれたことはとてもうれしいことでした。1年生から6年生まで、うまい下手関係なく百人一首は好きという気持ちの子が育っているのを感じます。私自身、百人一首が大好きなので、こうした子供たちがふえ、知立市の百人一首が盛り上がっていくことは、とてもよいことだと思います。こうした先生の意見もあります。

今、国際化が進展していく中で日本の文化・伝統、これを大切にされた教育が叫ばれているわけがあります。子供たちは、テレビゲームなどに熱中する子も多いわけでありますけれども、こうした百人一首、これを覚え、それを家族で行うことができる、大変すばらしいものだと思っておりますし、子供たち、保護者もぜひやってほしいという思いがありますので、今回、文化協会の方たちは協会の事業としてはこれで終わるということでありすけれども、教育委員会といたしましては、子供たちの気持ち、保護者の気持ち、これを受けとめ、何とかやっていきたい。

そのためには、学校はもとより、そういう同好会の皆さん、こういう人たちのお力を借りながら進めていきたいと、そんなふうに思っております。

○林市長

百人一首は、知立は伊勢物語の舞台となったわけでありまして、在原業平が唐衣という歌を詠ん

だということであります。これは、百人一首にはないんですけども、そうした中で百人一首大会、私も出させていいただいて、本当にいい事業だなというふうに思っております。

今、生涯学習都市宣言をしている知立市であります。この事業を大切にしたいなという思いがございます。今、教育長も非常にやる気満々で答えていいただいておりますので、いろんな方々のお力をおかりしながら、ぜひ続けていきたいと思っております。

一方で、文化協会の今回の辞退は、非常に残念であります。担当のほうからいろいろお願いをさせていただいたんですけども、事情があつてできないということであります。この委託料は、当然返還をさせていただくわけでありますが、今後こういうようなことがないように、計画段階でしっかりやっていただくようお願いをさせていただきたいと思っております。

○稲垣委員

大変すばらしい、たくさんの方兄、または子供たちの声を今、教育長から聞きまして、また、市長は本当に前向きでちょっとほっとしているんですけど、この委託料を返すとかそういう問題ではなくて、そもそも子供たちに大人である我々、約束して契約といいますかしてきたんですよ。

それで、実は来月9日だとか11月6日だとか、練習の予定も多分子供たちに届いていると思うんですよ。こういったことを子供たちの心の中に、何か百人一首のことで嫌なものを残さないように、本当に今いろんなすてきな話をお聞きしました。それが継続できるように、ぜひ実施するというようなお話を教育長から、また市長からもう一回お聞きして、私の質問を終わりたいと思っております。

○石原教育長

子供たちは、さまざまな個性を持っております。運動の好きな得意な子もおります。ピアノの得意な子もおります。絵の得意な子もおります。百人一首の得意な子もおります。物すごく本当にすぐ早く覚える。今、小学生でも全国レベルの子も何人かおります。それは、そういう子供たちが今

度は下の子を教えて、全国レベルの子たちのお母さんの話を聞きますと、うちの子は百人一首全部言えませんでしたと。一文字読むと取る練習ばかりしているわけです。

ところが、小学校でこういう練習をしだしてから、うちの子供は全部読むようになりましたと。そこから今度、伊藤先生のお話がありましたように、百人一首の意味、これも考えていく必要がある。

しかし、意味がわからなくても覚えておく。これは、今度中学校の教科書でも出てまいります。そういうものに触れていくということがとても大切ではないか。それで、そこで本当に生かされている子供ができていく。それが家族までいく。そういうことはとても素晴らしいことだなとそんなふうに思っておりますので、何とか皆さんの協力をいただいて、続けていけたらいいなと、そんな思いを持っております。

○林市長

先ほど申し上げましたけれども、百人一首、実際見ていただきますと、本当に模範演技も見させていただけなんですけれども、本当に素晴らしい技術と申しますか、一見の価値があることであります。

また、御指導していただける伊藤先生も全国的に有名な先生であります。この事業が行われている。近隣ではないわけでありまして、ぜひとも知立で大事にさせていただき、知立は百人一首で有名だなというぐらいに発展していくようになればなというふうに願っております。

また、議員各位ものぞいていただけると非常に楽しいというか、わくわくしてくる事業でありますので、ぜひのぞいていただきたいと思っております。

○山崎委員長

ほかに質疑ありませんか。

○明石委員

私は、一般会計の7ページにあります市民税不納欠損額、約2,400万円、これについてお伺いしたいと思います。私の質問の意図は、先ほど来、

議案第47号でるいろいろ質疑がありました。または46号につきましても、課長のほうから、今現在はこういう部類に相当する事例は発生しておりませんという答弁がございましたが、そういうことを考えまして、約2,400万円も欠損が出ているという。

すいません。主な理由ですね。三つぐらいちょっとお聞かせ願えませんか。

○税務課長

不納欠損につきまして、平成21年度の内訳ですけれども、一応財産がないという理由ですとか、貧困、所在不明、倒産、死亡というのが主な理由でございます。

○山崎委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後2時57分

再開 午後3時07分

○山崎委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○明石委員

ありがとうございました。

ということは、金額の大小にかかわらず、例えば平成23年度もしくは平成21年度もこれもありました。平成20年度もありました、平成19年度もありましたという。言葉は悪いんですが、これはあきらめるということになるんでしょうか。そういう金額になるんでしょうか、理由になるんでしょうか。

○税務課長

先ほどの説明の中でも内訳のほうをさせてもらいましたけれども、内訳の中でも5年の時効ですとか、執行を停止して3年目の取り消しですとか、そういった理由でやっておりますので、早くて処分する財産がなかったりとかそういうことになれば、その時点でうちのほうも徴収できませんので、執行を停止させていただいて、それが3年継続した場合には、一応消滅という形になりますので、処分は毎年出てくるものと判断しております。

○山崎委員長

ほかに。

○市民協働課長

大変失礼しました。

先ほどの田中委員の御質問ですが、1点御訂正させていただきます。

月報はもちろん月に1回ですが、日報のほうは週に1回、1週間分届いております。

それから、警察にいく通報件数ということでございますが、警察に通報するということですので、ある程度の重い出来事だと思いますが、平成21年度は10件ございました。平成22年度に入りましても同様の活動をしておりますけど、今現在7件でございます。

以上です。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

○池田福子委員

教育関係でちょっとお伺いいたします。

104ページのところなんですけれども、104ページのところ、委託関係のほうをちょっとお伺いいたします。

2番目の不登校・いじめ未然防止対策事業として予算が計上されております。それから、心の教室相談員活用調査研究というふうで、やっぱり予算を上げられておりますけれども、具体的な効果というのはどのように上がりつつあるのでしょうか。なかなか数字で示せないとは思いますが、ちょっとお伺いしたいと思います。

○学校教育課長

委託関係の不登校・いじめ未然防止対策事業についてであります。こちらの成果ということであります。数字的なものが、必ずこの事業の成果とは言にくい部分もあるかと思いますが、不登校の数でいきますと、平成18年度、小学生が17人。それが、平成19年度13人、平成20年度9人ということで減っております。中学生も平成18年度62人、平成19年度59人、平成20年度54人というふうに数を見ると成果が出ておるかというふうに考えております。

それから、心の教室相談員活用であります。よ

く似たような事業があるわけでありまして、心の教室相談員の事業は、学校職員でない地域に住む、名前が心の教室相談員という方でありまして、この方に生徒、それから保護者、教員等、さまざまなストレスを解消する話し相手、または相談活動をしていただくということで、3中学校にお一人ずつ配置をさせていただいております。こちらのほうの成果というのは難しいところもありますが、平成21年度の相談件数でいきますと、知立中学校117件、竜北中学校286件、南中学校が115件の相談を受けております。

以上であります。

○池田福子委員

小学校は17人、それから13人、9人というふう減ってきたということですが、中学校で格段にこの数字が上がってしまうという、その根本から考えなくてはいけないと思うんですけれども、主な理由はどのようにお考えでしょうか。

○学校教育課長

中学校のほうで不登校が非常にふえておるといふことの理由でありますけれども、一般的に言われております中一のギャップ、小学校から中学校へ上がる際、学習の環境等、それから学習内容もありますし、部活動、これも非常にいい面があるわけですが、一つの問題ともなり得るところもあるかと思えます。中学生になって生徒の活動範囲が広がることによってもいろいろなトラブル、ストレス、そういうものが生まれてくるというふうなことが考えられると。これは、私の私見も入っておりますけれども、そんなことを思っております。

以上です。

○池田福子委員

なかなか聞きにくいんですけれども、そのままずっと不登校が続いてしまう場合はありますか、3年間。

○学校教育課長

最悪な場合には、小学校から中学校にかけてという残念な子供もおるのは事実であります。

以上です。

○池田福子委員

その場合は、最大限努力はされると思うんですけども、どのような策を講じていらっしゃるのでしょうか。

○学校教育課長

まずは、専門家への相談。そのための事業でありますけども、専門家への相談を進めさせていただきま。学校現場とは違う方の相談、または専門的に勉強してみえる方のアドバイス、意見等をまずは聞いていただくということが、まず大事なことかなというふうに考えております。

以上です。

○池田福子委員

最悪の場合は、そのまま中学校だけに限らず、その後も行けない状態というのが続いてしまう場合もあるということですよ。いかがですか。

○学校教育課長

その後の中学校を卒業した後のことであります。そのような場合もあるかと思ひます。ですが、最初に戻るわけですけども、不登校・いじめ未然防止ということで、一たん不登校状態になってしまうと、非常にエネルギーが要るということで、私たち未然に防ぐということをしてできるだけ行いたい。今は、そちらにも力を入れるということでもあります。

よろしくお願ひします。

○池田福子委員

葛藤ですよ。それは、大変双方にとっても残念なことと思ひます。親御さんにとっても、とてもつらいことだと思ひます。

ただ、どういうふうにしていくかはわからないんですけども、どうしても本人を責めたりしてしまうと。サボっているのではないかと、そういうふうで、もうちょっと張り切れとか頑張れとか、そういうふうにしていったら、逆効果だということも聞きますけれども、親として一年一年が大切ということに焦ってしまうというのがあると思ひますけれども、保護者への対策なんぞはどうでしょうか。

○学校教育課長

保護者の方へでありますけども、保護者の方、まず不登校を心配される場合には、学校のほうにももちろん相談に見えますので、相談に乗らせていただくということでもありますけども、子供・保護者・学校という、いろんな関係がありますので、先ほどもお話をさせていただいたんですけども、専門家の意見というのが非常に大きく、保護者の心にも響くということがあります。学校側の意見が余り届かないということでもないんですけども、直接かかわり合っている部分がありますので、専門家の御意見を聞いていただいて、もちろん学校も相談の方と連携をとりながら対応していくというふうに考えております。

○池田福子委員

その際、やっぱり自己責任ではないんだということをやっぱり徹底していただいたほうが気持ち安らぐとは思ひますけれども、この間の学力のおくれみたいなものは、やっぱりどのように対処なさっていらっしゃいますか。

○学校教育課長

担任のほうで定期的に連絡をとりながら、もちろん重くなってしまうと担任と会うこともなかなかできないということもありますけども、できる限り小まめに足を運んで、学力の保障をするということでもあります。

それから、知立東小学校の中にむすびあい教室というところを設置してござりまして、家を出られると。学校にはなかなか行けないけれども、家を出てそういう同じような悩みを持った子供たちと一緒にできると。中学校の場合には、校内にもそういうところをつくっておるわけですけども、教室に入れない、学校に来れない子のために、そういうむすびあい教室、心の相談室ですかね、中学校でいくと。そういうところを設置して、そういうところを紹介し、子供たちがそこに参加できるように、そこで自分たちのペースで学習ができるように支援しておるつもりではござります。

以上です。

○池田福子委員

実際に、いわゆる160万円なり123万円なりとい

う予算は、どのような形の予算なのでしょうか。
というか、決算は。

○学校教育課長

まず、不登校・いじめ未然防止対策事業、161万円の内訳であります。この中は、大きく研修部、それから相談部、広報部、それから先ほどお話ししました東小学校のむすびあい教室、適応指導教室というところが大きく分かれております。

それで、研修部といたしましては、子供たちの不登校、先ほどお話ししましたが、ならせないというのか、私たち教員のほうの研修、こちらのほうに講師を呼び、または事業を基本的なところから考えていくと。学級内の人間関係と、そういうところにも着目しながら事業を進めていくという事業力向上プロジェクトと。事業力向上プロジェクトに15万円と、それから研修の講師の謝礼が8万円というふうであります。

それから、相談部でありますけれども、こちらの相談活動、実際にどのように相談に乗ったらいいかと。保護者にどう対応したらいいかと、本人にどう対応していくと、そういう研修を行います。

それで、そちらの講師として、その部会が32万1,267円、これが決算であります。

すいません、先ほどの研修部費が24万円です。

それから、広報部ということで、小・中・幼・保の方々への広報誌をつくっております。心配な方は、こういうところに相談ができますよとか、各学校後、または保育園、幼稚園、中学校、こんな取り組みをしていますよという、そういう広報をつくっております、こちらのほうが53万5,000円です。

それから、適応指導教室のほうは、そこでの教材費、それから通信費、需用費、それから親の会を開いておりますので、親の会の費用と、こちらが20万551円。

そのほか、負担金が1万円、それから印刷費ということで、私たちの取り組みの1年後まとめる、たくましく生きるという名前をつけておるんですが、その冊子を全教員に配っておりますけれども、

これが9万5,000円ということで、これが2月1日現在でありまして、その後、適応指導教室にパソコンを購入しております。そういうような事業費といいますか、そういうところ。または、雑費等でトータル161万200円というふうになります。

ちょっと合わないかもしれませんが、細かい点。

もう一つですか。心の教室はいいですか。今の161万円ですね。

以上です。

○池田福子委員

ありがとうございます。

なかなかきめ細かい対応をするのも結構手間がかかりますし、それから経費も要ると思うんですけども、大変なことだと思いますけれども、将来の子供たちのため、それとどんどんふえ続けている実態があるということと、少子化でもあるのにこういう子がふえるという実態も見過ごせないと思います。

こういう中には、貧困も入ったり、その原因が必ずあると思うんですけど、その原因探しばかりしていても仕方がない。現状を見なければ仕方がないと思うので、今後ともよろしくお願いします。

それから、奨学費のほうですけれども、105ページ奨学費というよりも、勉強したくても経済的なことが理由で、心配で勉強ができないという子供たちがどんどんふえている状態だと思います。

この間の新聞なんですけれども、県立高校でさえ納付金未納の生徒が30%にも上っていると、そういう状態だそうです。

ちょっと以前の話です。大阪の知事の橋下知事が、私立高校へは好きで行ったんだろうと。私立高校がだめなら、もっと勉強して公立に行けばよかつたんだろうというふうな無謀な発言をしていたわけなんですけれども、ここで奨学金のところなんですけれども、本当はそういう心配をしないで学業に励んでもらいたい、そういう思いがあるんです。

それと、社会はやっぱり高卒以上ということを

求めているわけなんです。中学校で卒業した場合は、どういう職業につけるのか。今はちょっと想像もできないんですけれども。

ですから、親としては、ぜひ高校までとはいう思いなんですけれども、県立でさえ納付未納率30%と。毎年3月ぐらい、3月の卒業式には、お金が払ってないから証書を渡さなかったという、そういうひどい話も出ているぐらいなので、ここで奨学金ということで、もう少し充実させるというわけにはいかないのかなと思うんですけど、いかがでしょうか、市長に振ってもいいのでしょうか。なかなか制約も多いかと思うんですけれども、現状を見て。

○林市長

今、公立高校でも未納が多いという話、私もお聞きしております。

そうした中で、奨学金にの対応というか、これをもう少し対象者をふやすとか、額を上げるとか、そういうような対応はあろうかと思いますが、まだまだこれから研究課題かなというふうに思っております。

○池田福子委員

後ほど、私学助成でもこの話は出てくると思うんですけれども、やっぱり大学生でもそうなんですけれども、奨学金を受けて有利子で借りているために、卒業したときは借金まみれと。卒業したときは借金まみれで、まともに今は就職先もないというひどい現状だと思います。これは、運がよかった、悪かっただけの問題ではないという思いがするんですね。

ですから、ここで有利子というのではないと思うんですけれども、もうちょっと人数的にもそうなんですけれども、きめ細かい対応をしていただきたいという思いが私にはありますので、その点ちょっとお考えいただきたいと思います。

○教育庶務課長

奨学金につきましては、貸し付けではなく、これは補助金ですので、返していただく必要のないお金になっております。充実をというお話があったんですけれども、ここ平成20年、平成21年にか

まして、人数枠を、申請の人数がふえてきたためにふやしてきている現状でございます。

○池田福子委員

4月に間に合えばいいんですけれども、親御さんの関係で途中からだめになったという場合もあるかと思うんです。そのときに困るんですよ、生徒たちは。今まではよかったですけれども、途中から失業、その他の問題で困るようになってしまったと。バイトもしなければならぬと。

統計によりますと、高学歴の東大卒なんていうと、みんな家庭は裕福なんだそうです。やっぱり貧困層になりますと、お金の心配とかバイトなんかしてまして、勉強の時間がない、学力がつかないということで、どうしても学力的に弱くなりやすいという話なんですけれども、途中の方は何か対処はしていただいているのでしょうかね。

○教育庶務課長

現在、知立市緊急奨学金への支給要綱というのがございまして、年度途中で失職ですとか破産ですとか、会社の倒産等、緊急、就学が途中で困難になった方に対しても、この奨学金を支給できる制度を実施しております。

○池田福子委員

大変いい制度があるというので伺ったんですけれども、それは結構スピーディーに出ますかね、申請から。

○教育庶務課長

こちらのほうは、実は申請書を出していただきまして、それから何か月とかそういう、ちょっと最近支給の例がないものですから、今ちょっと手元に資料はないんですけれども、その都度申請をしていただいて、対応していくという形になっております。

○池田福子委員

本当に緊急な場合ですと、きょう、あすでも生活が困るという場合は、子供の教育費どころではないという、そういう状態ではないかと思うんです。

私の学生時代でも夜逃げというのがありまして、隣の席の子が突然いなくなったということがあり

まして、これはどうしたのって言ったら、夜逃げなのよという。今は、そこまではいかないとは思いますが、周知徹底させていないと、そういうことを知らないまま過ごしてしまうのではないかと、そういう懸念もされますので、できるだけ早く。それから、そういうことを告知きちっとして、ハンディがつかないようにしていただくと、生徒、学生に。そうすれば、きちっと働いてくれば、税金入るわけですから、そうでなければ、逆に生活保護に頼って、頼られてしまうと、そっちのほうの出費もあるし、税金は入らないし、そういうような悪循環に陥ってしまうというよりも、早い段階で少し手を差し伸べるという方向を充実させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上でこの件は。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

池田委員から、今そういう奨学金の話が出たものですから、忘れんうちにちょっと聞いておきたいなというふうに思います。

まず、奨学金ですけれども、先ほど庶務課長は平成20年、平成21年という形で申請の枠をふやしたということですが、制度の中身、申請の方法等を含めてわかりやすく教えてください。

○教育庶務課長

奨学生の募集をまず各中学校に行きます。学校のほうを通じまして申請書等、関係書類を学校の奨学生推薦書をつけていただきまして、申請を上げていただきます。

また、それを受けまして、所得のほうの調査等を行いまして、それから審査会が開催されますのでそちらで審査を行い、決定をして支給という形になります。

○佐藤委員

それで、この中身ですけれども、今、一連の流れを御説明いただいたわけですが、所得の調査ということで言われましたので、奨学金を受ける前提が、そういうところもあるということです

ので、この辺はどの範囲かということについてお聞かせください。

○教育庶務課長

所得基準といたしましては、生活保護の対象の2倍以下の所得という規定で判断しております。

○佐藤委員

わかりました。

それで、学校長、各学校を通じてやるわけですが、知立市は3中学校という形になっております。これは、毎年子供たちが中学校を卒業していくわけですが、現在、ここの数字を見ますと金額9,000円ということで22人という形になっていますけれども、これが今の高校1年、2年、3年となっていくわけですので、一学年の枠は幾つかなということですが、その辺はどうですか。

○教育庶務課長

予算枠でございますけれども、各学年8人で計24人ということでございます。

もう一つ、緊急奨学金は5人の枠で予算を組んでおります。

○佐藤委員

そうすると、枠としては各学年、もちろん申請が出てこなければ数が減るわけですが、枠いっぱい申請が出るということになれば24人ということになるということですね、学年積み上げていって24人ということになるわけです。

しかし、今の説明だと、そのうちの24人のうちに、先ほど説明のあった知立市緊急奨学金制度があるよと言われて、今の説明でもその枠が5人ありますよということを言われたわけですが、そうしたり理解でよろしいでしょうか。

○教育庶務課長

通常の奨学金のほかに緊急奨学金として5人の枠の予算を設けております。

○佐藤委員

そうすると、私の先ほどの説明は理解が不十分だったということで、ここの決算の成果報告書に載っている奨学金は現在22名ということで、限度いっぱいなら24名ということでもありますけれども、

申請は毎年受け付けて、1学年、2学年、3学年と、こういう形になると、一学年8名ということで24名となりますけれども、現在、平成21年度決算では22名ということで、申請がなかったのかね。

最初、受けたけど途中で辞退があったのか、その辺の事情はどうでしょうか。

○教育庶務課長

申しわけございません。ちょっと訂正をさせていただきたいんですけども、平成21年度につきましては、1年・2年生が8人で3年生が6人枠でございました。平成22年度になりまして、予算上枠を広げまして、各学年8人ということで24名ということです。

○佐藤委員

わかりました。

枠を年度にまたがって広げた数が違うということで、こういうふうになったというふうに理解をいたしました。

そこで、まず一つですね。先ほど、池田委員のほうからもありましたけれども、後で陳情の審議もごございますけれども、大変厳しい生活状況が続いている中で、この枠で無制限に広げるなんてことは、私は要求しないわけですけども、もう少し今日の情勢にかんがみると、広げる必要があるのではないかという感じを私は持っているわけです。

こうした点での認識はどうなのかということちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○教育部長

この奨学金につきましては、支給の対象となる方が、先ほど申しましたような所得の問題、あるいは健康についての問題、それから学力と素質の問題、それから人物についてという部分が、ほかの審査の項目にもございますが、基本的には先ほどおっしゃったように、経済的負担という観点で、まずはそれを重きに審査会では考えてみます。

がしかし、実際の素行、例えば学校への登校状況とか、あるいは本当の学力という問題が、そこら辺も市民の税金で新しい学校の門出に向わせるわけですので、そこも審査の中身で、申請のあった者の中から、まずは所得を見て、そこからとい

う形で選んでおります。

現行で見ますと、8人という枠は2年前に広げまして、実は平成21年度のときはもう少し同レベルの子がちょうど9人のところにひっかかりまして、これは審査会では両方とも認めていこうという形で、緊急融資のほうから1名枠持ってきて救おうということでやりましたが、たまたま一人の子が他の奨学金を受けれることになりましたので、こちらが辞退ということで満々になったわけですが、基本的にはそういった形で予算の範囲内をきちっと定めて行っているというのが、各市も実態はそうであります。

額の問題につきましては、たまたま今回、高校の授業料が公立等については無償化になったり、あるいは私立について、後ほど言っているかもしれませんが、国の助成額に県が上乗せする形での所得階層別の補助がなされました。その部分では、かなり1年前を思うと、高校公立学校、並びに専修学校に通う子供たちの家計に対する経済負担というのは、大きく変わったなという感触を持っております。

今回、それを受けて、例えば岡崎市のように新1年生から奨学金をもうやめますという自治体も出てまいっておりますけれども、現時点調べておりますと、西尾市は最初からごいませんが、それ以外の8市で申しますと、知立市が9,000円というランクは、その中では皆さんと大体足並み一緒。ちょっと豊田市が8,000円ということで低いんですけども、そんな感じで碧南市が若干高目でありますけれども、現状はこういった財政状況等もごございますけれども、そこら辺を十分他市の状況も踏まえた中で、知立市としては現状をまず維持していきたいという考えでおります。

○佐藤委員

まず一つは、金額の問題もありますけれども、枠の問題でこの間努力されて、枠を広げてきたという御努力は、承知をしているところです。

しかしながら、今日の状況が、経済が回復しないという状況の中で、国の公立高校の無償化、また、私学に対する支援金、こういうものが実施を

されてでも、しかしながら生活の実態を見ましたときに、授業料以外の部分において、その負担が大変重たいということが問題になっているわけです。

ついせんだっての中日新聞の夕刊の中に、これは愛知県がやったわけではないですけども、これは高等学校の愛高教という労働組合、公立高校の労働組合の調査によると、学校納付金ということで、入学金や制服代、体操服、教材費、PTA会、年間20万円から30万円で授業料の2倍から3倍に当たるといようなことも報道されているんですよ。そうした学校未納金も調査した生徒の中で、全体の30%が未納という深刻な事態が発生していると。しかし、国や県はこうしたところにはまだ手が届かないわけですよ、正直な話が。

そうした中で、愛高教は、愛高教と岐阜県の教職員組合は、それぞれ運営する1回5万円を支給する給付型奨学金というものを労働組合自身が、先生たちがお金を拠出しながら運営をして、支援をしていると、こういう現状が書かれているわけです。

愛高教の、また岐阜の県教委も組合も、そういう形で御努力はされているというわけですけども、これにも限界があることも事実なんですよ。そういうことを思うと、そうした点での問題は奨学金と、こっちは納付金の話をしているわけですけども、いずれにしても今の経済状況の中、非正規がふえる中、大変な負担だということなんです。

私は、まず上げるという話の前に、枠を広げてもらいたいと思うわけですけども、今現在22名ということになりました。これは、学校で先ほどの流れの中で申請をしてもらいということで、例えば、学校で各何名とかそういう決まりがあるのか、申請の段階で、例えば生徒というか保護者といいますか、そういう方たちにどう周知をされているかわかりませんが、そのこともお知らせいただきたいですけども、そうした中であって、枠を超えて奨学金をぜひいただきたいと、そういう実態はあるのかどうか。

審査の学校長の意見をつけられると。申請があ

っても、学校長がこの子供は推薦できないよということがないだろうとは思いますが、そうしたことがあったり、また、所得は当然前提条件だということですけども、枠の中で審査会では、枠よりも多い子供たち、保護者が応募した場合には、それがはねられてしまうと、そんな実態はないんでしょうか。

○教育部長

私が2年間行っております審査会の状況では、なるべく救っていかうという立場で審査会も動いておりますが、学校からそれをはねてくることはございませんし、それから学校で人数を絞ってくるということもございません。

それから、審査会に来て、所得基準もございまして、それでも学校としては、この子のためと思ってきたけれども、オーバーしちゃっておるからという中身がありまして、現実的には今のラインがほぼちょうど満に近いような感じかなという感じでございます。

○佐藤委員

そういう点では、ちょっとはつきりしないんですけども、申請があったと。学校長の推薦もあると。それでもって、所得も大丈夫だろうということ前提にしながら審査をすると。

そうすると、枠はあるけれども、柔軟対応で救済をしているというのが今の現状だということが言われました。

そこで、申請は各学校はどういう形で。1学年8名ということですので、3中学校あるわけですので、全体で8名ということですのでね。そうすると、各学校ではどのような申請のさせ方というか、申請についてのお知らせを含めて、枠はこれだけですよという形でやっているのか。その辺を含めて、申請をしたいけどもしにくいというような状況がないのかということはどうでしょうか。

○教育庶務課長

募集に当たりましては、個別の学校で何人という枠は、特に設けてございません。

ただ、募集人員といたしまして、新1年生になる方について、8名を募集ということで、募集要

項を各学校にお渡しして、それからインターネットにも載せさせていただいております。

○佐藤委員

そうした形で学校でやっているということですが、インターネットでやってるということを言われましたけども、もうちょっと詳しく、学校の枠はないわけですから、そうした希望される生徒、保護者に対して、どのような形でね。

例えば、子供にそういうペーパーを該当する形で接してくださいというような形でやっているのかどうなのか、その辺はどうですかね。ただ、条件が学力とか健康だとか、さらには人物として奨学金を受けて高校へ入ったけど、途中でやめてしまっただけだから、そういうことも見て審査されるということですけど、そうした前提に立って、どんな周知の方をされているのか、そこはどうでしょう

○教育庶務課長

募集要項を各学校の補助金に、中学校にお渡しして募集するんですけども、その中に対象者ですとか募集人員、支給額、それから支給期間、申請の申請方法、申請の期間、それから決定についてとか、そういう項目を説明させていただいております。そこに支給申請書ですとか、各必要な様式をつけさせていただいております。

また、PRつきまして、さっきインターネットと申しましたけども、広報にでもお知らせしております。

○佐藤委員

担当のところの話は、わかりました。学校のほうでは、具体的に今、こうした流れの中で募集をしていますよということですけども、保護者、子供たちを通ずるのかわかりませんが、今、担当のほうは募集の枠だとか、そういう要項を渡してやっていますよということですけども、具体的なこうした取り組みは、どのようなことをやっているんでしょう。

○学校教育課長

各学校では、知立市だけではなく、そのほかにいろいろな奨学金もありますので、各学校、進路だ

よりというような形で3年生の本人、保護者を対象に、各学校からは案内を全家庭に届くように配っております。

以上です。

○山崎委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後3時54分

再開 午後4時04分

○山崎委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○佐藤委員

そういう形で学校でも周知をしているということでもあります。

しかし、この枠を広げて、その募集があるかどうかということは、やってみなければわからない話でありますけども、こうした先ほど述べたような経済情勢等、子供たちを取り巻く教育環境がどんどん悪くなっているという状況ですので、どんどんふやせということは言いませんけれども、こうした事態にかんがみて、一つでも二つでもふやしていくということは、来年度に向けて、ぜひ私は検討をしてもらいたいなというふうに思いますがね。

これで、例えば、今8名の枠を10名にしたとしても、今現在22名で237万円ですので、確かに財政的に苦しいということは私も承知はしていますが、そうした状況に対応するというのも、子供たちの教育の機会均等ということを保障するために必要ではないかというふうに思うんです。そのところをぜひ検討していただきたいと。今、ふやせませよということは言えないかもしれませんが、この辺どうでしょう。

○教育部長

先ほどちょっと答弁させていただきましたが、現時点は申請件数はそれなりにあるんですけども、審査会上げていった段階で、先ほどの五つのランクを満たしていく部分で、大体この2年間見ますと、昨年の場合に若干枠の一つはみ出るという部分がありまして、それは救っていかうか

ということで対応したんですけれども、今年度も見ていった中では、大体そのラインであります。

今後は、来年からということではございませんけれども、そういった状況を見た中で判断していくことかなというふうに思っております。

○佐藤委員

今、私が言ってるのは、部長はそうした状況を見ながら今後判断したいと、来年度ではないよということを言われましたけれども、先ほどの税の議論やいろんなことの議論を通じて、深刻な事態だとわかるわけですけれども、しかし、やっぱりこうした状況を少しでも救済をしていくという点では、たとえ8人を1人ふやすということであっても、これはぜひ検討していただいて、やる方向で検討していただきたいなと私は重ねて申し述べておきたいというふうに思います。

そこで、この奨学金のもとになるお金は、基金のところにあります奨学金の148ページにありますように、決算年度の期末残高ということで、3,900万円ほどあると。これをどどん一挙に食いつぶしていけばいいという話ではないと、利息も安いと、こういうこともありまして、そう単純ではないですけれども、一つ二つふやすという点で、そんなに今の基金残高の枠で無理があるのかということなんですよ。

これを来年度1人ふやしたとか2人ふやして、基金を食いつぶしてしまって、その後の運営ができんということであってはいけないけれども、少なくともそうした点において検討してほしいなというふうに思うんです。どうでしょう。

○教育部長

御指摘の部分は、奨学基金は、基本的には基金の果実で運用するという性格の果実基金でありますけれども、したがって、元金の元金を食いつぶしていくという性質の基金の自助補助という設置ではございません。

したがって、現時点は果実が非常に利息が少ないですので、追って見ていただいたように、本当にここには載っておりません、利息がですね。前のほうの利息に載ってきますけれども、本当に微々

たるものですので、ほとんどは一般財源から奨学金を回しているという考えで行っております。

したがって、当時は五、六%という金利であったときには、果実基金が非常に有効な手段でしたけれども、今現時点こういう状況でありますので、果たして果実基金というものをずっと持ち続けて、そこで運用していくべきなのか。果実基金は繰り入れてでも、それで一つずつ一般財源の中で運用していくという、そういう考え方もありますが、今の時点は、とりあえず貴重な基金をためていきましたので、これの果実と一般財源で運用していくという中身でございます。

○佐藤委員

そうすると、一般財源は、幾らぐらい入っているわけですか。決算では、237万6,000円と、こういう形になっていますけれども、基金利子プラス一般財源ということになるのかと思うんですけれども、その内容はどうでしょう。

○教育庶務課長

基金につきましては、240万3,200円を一般財源から入れております。

○佐藤委員

現状が基金では、先ほど部長が言ったように、利子で運用するというのが基本だけれども、実態としては一般財源を充当して運用しているということはわかりました。

確かに、先ほどの議論の中で歳出削減というような形で来年度予算を何とかという議論がありましたけれども、少し1名程度でもふやして、方法があればそうした運用すればいいし、なければ、そういうふうにはならないという状況でありますので、一人でもふやすような方法を検討してほしいなというふうに思いますけれども、この点どうでしょうか。

部長は、今後様子を見て検討と言ったかな、そういう課題の一つだというようなことを言われましたけれども、そうした点で部長としては、今のまま一人でもふやすというような方向は検討していただくというわけにはまいらんですか。

○教育部長

先ほどお話ししましたように、基金は主要成果の33ページの利息の7万1,028円以外は一般財源で行っております。申請の状況と審査会の状況を見させていただいております。その中では、現状はこの程度、そして、同レベルを見たときに、これはやっぱり緊急融資のほうの枠を使ってでも、そのときに審査会で救っていかうかという議論になっておりますので、できるだけそういった状況を見定めていきたいというのが本意でございますので、御理解いただきたい。

○佐藤委員

私は、ぜひ枠を広げてもらいたいと思うわけがあります。

しかし、部長が今答弁されたように、申請が枠を超えて上がってきたと。その場合はもちろん審査がありますけれども、この子は必要だということについては、柔軟な対応を今までしてきたし、これからもだれでもかれでもということはないにしても、そうした柔軟対応をすると、こういう理解でよろしいでしょうか。

○教育部長

何度も答弁させてもらっておって、ここだけの話ということではないんですけど、本当に真剣に審査会でも議論していただいた中で行っておりますので、ぜひ教育委員会と審査会を御信用いただいて、なるべく子供たちのためになるように行ってまいりたいと思っております。

ただ、それは一つの一般財源も通ししていく中身ですので、市民の理解を得るということになります。そうすると、状況によって、ぼんとそれでは20人来ちゃったと、枠だったと。そのときには、議会の議論の中で枠をふやさせていただくということを御理解いただくという中身になると思っておりますが、現状そのような考えですのでよろしく願いしたいと思います。

○佐藤委員

現状はそういうことだと。私は、先ほど言った趣旨でお願いしたいなというふうに思います。また、柔軟対応についても、さっきの答弁の中では、そうした対応をしている旨がありましたので、今

の答弁はそうでありましたけれども、そういうことを踏襲しながら、極端にふやすということはできなくても、申請が例えば枠に対して1人とか2人とかいう範囲の中であれば、そうした対応をぜひお願いしておきたいというふうに思います。

それで、先ほど、途中で失業されたという方について、緊急の融資制度があるよという答弁があったわけですけども、これについても一度御説明を願いたい。

○教育部長

この緊急の奨学金融制度ですけども、これはバブルがはじけまして、平成14年4月1日から知立市で設けた制度であります。当時、はじけまして、先ほどの池田委員の質問のように、途中から非常に家計の状況が悪くなって、どうしても奨学金を受けていきたいという子供のために設けた制度です。

先ほどちょっと課長は、ちょうど実務がありませんでしたのであいう答弁でしたけども、実質は、これは教育長の専決事項のような形で、要綱の中では教育委員会事務局、教育長が承認をして、すぐに認定という形になります。

審査会のほうに、こういうことで認定をさせていただきますがよろしいですねという報告を上げていくと、こういう中身で速やかな対応をしている制度でございます。

○佐藤委員

この制度、一つ確認ですけども、先ほどの奨学金と同じ9,000円と、こういう理解でいいのかということですか。

○教育部長

この制度は、内容的には本当に全くと言っていいほど一緒です。私が総務におりましたときに、これを二つにしなくて一つでいいのではないのということを話したことがあるんですが、それは臨機な対応をするために、どうしてもこちらの緊急制度を設けないといけないという教育委員会の中身がございましたので、単独で設けておるという制度でございます。

○佐藤委員

それで、先ほどこれは5人の枠があるということと言われて、支給の例がないというようなことも課長答弁にありましたけども、本当に支給の例がなかったのかどうか、もう一度確認をさせてください。

○教育部長

私が教育部のほうに来てからはございません。それはPRしていますけど、しかし、バブルがはじけてできたころは、これは議会の中で議員のほうから議論がありまして、そういう対応をすべきではないかということで設置しました。ということは、そのときに融資制度を利用する対象者がいたということでございますので、恐らくそのときは制度を有効に活用された小学生がいるというふうに理解しております。

○佐藤委員

それで、もちろん途中で保護者の方が不況なりで収入が激減したりとか、また、自営業をやっていて売り上げが激減というような形も当然対象になるわけだというふうに思いますけども、そうした状況が今ないかといえば、世間一般ではあると。しかし、知立市では部長が就任して以来、そうした例がないということでもあります。

せっかくある制度ですけども、本当にこれを欲する人については、やっぱり利用してもらおうということがとても大切だなというふうに思います。これは、どんな周知をなさっているのかという点はどうでしょうか。

○教育部長

これも先ほどの奨学金と同じように、学校教育課長が答弁しましたけれども、全保護者・生徒にわかるように周知しております。

当然のことながら、今度は高校にみんな行かれちゃうので、そのときがおっしゃったように、なかなか高校の在学生の生徒のところ、こういう制度がありますよというのは、全部周知は難しいですね。

したがって、高校に、いわゆる中学校を卒業されるときは、高校に入られても、こういう制度があるよということは、まず全3年生の生徒・保護

者にはお知らせをします。後は、今はホームページと広報という形で、そういう制度をありましたら利用くださいという周知とPRでございます。

○佐藤委員

中学生のときは周知をしているということでもありますけども、どれくらいの方が、そのとき必要ではなかったということで、子供さんが高校進学をされて、そうした事態に遭遇するときに、覚えているんだろうかという疑問も当然のことながら出てくるわけです。

また、ホームページといっても、パソコンを持っておたつて、すべての方がいつもいつも知立市のホームページをアクセスしているわけでもない、こういう状況もあるかと思うんですね。

そして、広報についても、これはどのくらいの時期に出されるんですか。

○教育庶務課長

最新のでは、2010年2月1日号の広報で掲載をさせていただいております。また、ホームページのほうで掲載をしております。

○佐藤委員

これで、例えば途中で広報をすべて目を通して市民の方がどれだけいるのかなということもありますし、年一遍、そうした該当する時期に、一遍広報に出して、本当に周知ができるのかなということも疑問です、私はね。そういう点では、もうちょっと途中で、例えば2月1日に周知をしたと。しかし、失業したのは、激減したと、収入が、それが8月とか9月とか、こういう方が途中の中でそういう状態になる、そういう人を対象にする奨学金なわけだから、本当にそういうことを見てればいいし、頭に残ってればいいし、見ても忘れる場合もあるわけだし、そうしたことを考えると、途中でそういうことに遭遇した方たちへの周知としては、不十分ではないかと私は思うんですけどね、そういう点では。

ですから、そういう意味でいけば、すべての高校に案内することは不可能であっても、例えば子供たちが三河の高校だとか、その範囲だとか、そういうところには、例えばチラシを、知立市では

こういう制度がありますと。知立市から通っている子供たちで、そうしたことで困っている、勉強を途中で断念せざるを得ないような状況のお子さんがおったら、知立市はこういう制度をやっていますので、ぜひそうしたお知らせをしてくださいと、説明してあげてくださいと。そうしたものが何か必要ではないかなという気がするんですけども、愛知県中ということはまいらなくても、少なくとも三河のこの地域において、どうなんだろうかと、専門学校を含めて思うわけですけども、この点もうちょっと周知の仕方が必要ではないかなというふうに思いますけども、どうでしょうか。

○教育庶務課長

今後、機会をとらえて周知できる方法を考えてまいりたいと思います。

○佐藤委員

今後というのはどれくらいのスパンかちょっとわかりませんが、せつかくこういういい制度があるわけで、延び延びになっては救済できる人も救済できないわけですので、ぜひ私はもうちょっと、今どういう方法が一番いいのかというのは、ただ私が考える範囲で今述べただけの話ですので、皆さんの知恵を。私の提案はそういうことも含めてですけども、皆さんの中で知恵を出し合ってもらって、早期にそうした対応をすべきだと。

先ほども言いましたけども、公立高校は愛高教という組合が、先生たち組合費を払った中なかどうかわかりませんが、それを拠出して、そういう子供たちに救済活動をしているわけですよ。だとするならば、そういう労働組合を通じて、版下をあげますので、こういう制度を紹介してくださいとか、困っている、対応してくださいとかね。

私立は私立で、何か私教連とかそういうことがあるでしょう。私学助成やそういうことをやっている団体があるわけですので、そういうところにこういうお知らせをして、5名という知立市内に在住する高校生5名という枠だけでもこういう制度がありますので、御利用なさる方は、ぜひ知立市に問い合わせてくださいとか、それくらいは速やかにやってもらいたいなというふうに思うんで

すよ。各高校を含めて、労働組合かそういうところでやっているということを見ると、ちょっと研究してもらって、速やかな対応をしてもらいたいと思います。

部長、この点どうでしょうか。

○教育部長

いい御提言をいただきまして、なるほどなというふうに思いまして、現実はどういった形でPRして、子供たち、保護者には、高校へ行かれても、何かあったらこの制度を覚えておいてくださいという周知をしていますけれども、人間ですから、それは忘れてしまって、そのときになったら広報、ホームページも見なければわからないということはありません。

しかし、行政としても、その手段というものは、それほどたくさん、また職員も日常的にすべてはできません。そういったことを考えて、今御提言いただいた部分、例えば、私立学校ですと授業料を補助しますので、それを全部434人の子供たちの学校に送っていますので、そのときにチラシを学校のほうに送って、ぜひおたくの生徒にも、知立市の生徒にはこういうものがあるよということを周知。いい御提言だなと思います。

また、ここの高校は、どの範囲までということはありませんが、ただ、行政は特定の方々だけに周知して、不特定多数のすべての人に周知できないという方法を余り選択すべきではないということもございますので、内部的にできるだけ周知の方向が図れる形を検討させていただきたいと思えます。

○教育庶務課長

申しわけございません。先ほど、基金の一般財源からの金額について申し上げたんですけども、おわびと訂正をさせていただきたいんですが、先ほど240万3,200円と申しましたが、233万2,172円が正しい数字でしたので、よろしく願いいたします。

○佐藤委員

それでは、もう一つだけ教育のところを聞いておきます。

本会議の一般質問でもグラウンドのこぼこ状況を含めて、水はけの状況を含めて、グリーンサーフェイスということが質問があり、議論となりました。

これについてももう一度、知中はやっているわけですので、竜北中学校は排水路の関係で一番後回しだということになると、南中学校ということでもよろしいでしょうか。

○教育庶務課長

一般質問でもお話が出ておりましたが、私どもといたしましては、中学校を先行ということを考え、南中学校で実施計画の要求をしたいと考えております。

○佐藤委員

そうすると、実施計画に要求したいということですので、実施計画で要求して、実施計画に上がって、最短でどれくらいでこれが整備される見通しがあるのかなど。この点はどうでしょうか。

○教育部長

まだこれは、教育委員会として、施設の整備は市でやりますので、要求をしていくわけです。私どもも本当は速やかにどンドンやりたいのは山々ですけど、そんなわけにはいきません。

したがって、部活動、授業の多面化がありますので、まずは中学校から順次。そして、その後、小学校に移行していきたいと。

ただ、おっしゃったように、私も一般質問で答弁しました。まずは、竜北と南がありますが、おっしゃったような背景があるので南と。そして、後は竜北がどのような、建設部との関係がございしますが、その採択状況によって、その間が仮に空白ができていくようならば、できれば小学校をそこに差し込んでいければありがたいという気持ちで実計には出しております。

○佐藤委員

考え方はわかりましたけども、南はそうした方向をとっていくと、どれくらいの時期になるのかなど、見通しをね。これが採択されなければ、すぐというわけにはまいらんですけれども、どれくらい時期を見込んでやっていきたいと考えている

のか、その辺の見通しをお聞きしたいんです。

○教育部長

この答えを僕に求められちゃうと、本当に困るんですよね。私どもは、これをできるだけ積極的に進めたいという思いを持っておりますので、来年でも南中をやっていただきたいなという思いです。後は、実施計画の中で私も頑張りますが、市長の裁定を受けたいと思っております。

○佐藤委員

このところが、そうしてみると、実施計画には要求したいけれども、その見通しは、まだいついつというわけではないと。私も早くやってほしいなというふうに思います。

きょう、南中学校は運動会がありました。そして、朝、大変雨が降りました。運動会にもかかわらず雨が降ったということで、湖のようになって、皆さんがぞうきん絞りみたいな格好も含めて対応をなさったと、こういう状況が早速聞こえてきたわけですよ。

そうしてみると、ここにおけるグリーンサーフェイスという形には、将来見据えてはおるけれども、排水対策はどうなっているのかなど。どんな構造で排水対策をやられているのかなどということなんですよ。

かつて、高笠原議員が昭和グラウンドですか、あの問題で排水対策どうなんですかということでやられて、対応していただいたという記憶があるわけですけども、この排水対策はどうかということで、その辺についてお知らせを願いたい。

○教育部長

細かいところまで私はちょっと承知しておりませんが、学校の施設は、つくったときにグラウンドの下に排水ができる形。そして、そこに一つずつ給水・排水が集まる形でやっておりますが、どうしても経年で目詰まりもしてきます。

したがって、排水状況も年経過で悪くなるのは当たり前でございまして、ぼちぼちその時期にも来ておって、学校のほうもおっしゃったように、かなり排水の状態が悪くなってきておるとい

とで、今回はグリーンサーフェイス、俗称ですけども、それにあわせて排水をやりたいという気持ちでおります。

○佐藤委員

そうした形の状況だということで、今の部長答弁は、二重投資を避ける意味で、その時期にセットでやりたいという答弁でありました。

しかしこれが、先ほどの答弁では、頑張るけどもいつの時期かわからんということでありまして、予算要求実計に上げてほしいという教育のほうから当然来るわけですので、そのときにはぜひ積極的な対応をしていただきたいというふうに思いますけども、なかなか厳しい折であるということ、私は承知していますけれども、その辺、副市長どうですか、その辺の考え方については。

○清水副市長

学校のグリーンサーフェイスの事業につきましては、私どものほうも、これはちょっと話がそれますが、いろいろな体育施設もなかなか十分に、先ほど出ました昭和グラウンドのお話もそうですし、昭和6号公園にあるグラウンドもなかなか十分なそういう目の行き届いたところまではなかなか不十分だ。そういったことも含めまして、やっぱり学校体育施設、これは社会人の方も大いに利用していただくという施設でございますので、そういったものを逐次整備していきたいというふうには考えております。

そういった意味で本年度、南小学校もやらせていただく、そういった予算も計上させていただいておりますので、そういったものを私どもも引き続き各学校、順次進めさせていただければありがたいというふうには思っております。

ただ、午前中の財政論でもありましたけども、平成23年度大きな事業がないね。確かに、目につく箱物みたいな物の事業というのは、平成23年度は具体的にはちょっとないのかな、いろんなやっぱり道路でありますとか、いろんなそういうものも含めていきますと、少しずつの予算でもそれが積み上がりますと、相当のそういう投資経費になってくるわけでありまして、そういった中をど

ういうふうに優先順位といいますか、精査をするかということにかかってくるわけです。

今の議論は、十分私も頭の中に入れましたので、そういったつもりで予算の編成作業にも私も当たってまいりたい、このように考えております。

○佐藤委員

ぜひ、早い時期に見通しが立てれるような対応をしてほしいなというふうに思います。

排水対策ということで、配水管だけかえて、また土を盛って、またその時期にグリーンサーフェイスをするという手法があるのかどうかね。できるんだろうというふうに思うけど、その点では費用がかさむということも想像されますけども、実際に知中なんかでやられましたけど、あの面積は知中でやられた規模だとどの程度の費用がかかるんでしょうか。

○教育部長

今回、南小学校が1,000万円で、設計監理のほうで80万円でしたかね、そんな感じで予算組んでいます、中学校は大体倍ぐらいを想定しております。

○佐藤委員

これは、そういう形ですけども、例えば初年度はパイプと。それで、素人考えだから、我々はあれで、初年度はパイプと、次年度はグリーンサーフェイスのそれを土壌の入れかえですか、そういう形はとれないんですか。そうすると、費用が中学校は2,000万円くらいということをおっしゃったけど、単年度1,000万円、1,000万円ですって、単純計算すると。

しかし、これを分けてやるとどれくらい費用がね、そういう工法ができるのか、できないのか含めて、そんなことはできないものですか。

○教育部長

かなりこれをやるという前提みたいな話になって、僕も企画部長や総務部長に申しわけないような気持ちで答弁するんですけど、実質は、二重投資で分けていくことは考えておりません。一発でいく考えでございます。

○佐藤委員

ぜひ、副市長がさっき言ったような事情がありますけども、投資的な事業については、第4次の事業を見ても、平均的ではなくてメリ張りをつけるということが書かれていますので、メリ張りのめという部分で、そうした点を強調して要求していただいて、またこたえていただきたいというふうに思います。

それで、次に移ります。

この成果報告書の40ページという形で複写費、印刷費ほかというところで載っているわけですよ、借り上げで。こうした金額が出ていますけれども、庁舎の中にある印刷機、複写機のものだというふうに思いますけども、何台くらいをリースを。リースだと思いますけども、使っているのか。

また、このリースについては、単年度はこういう費用だということでもありますけども、長期継続契約という形になっているものなのか、その辺はお知らせ願いたい。

○総務課長

どうもすいません。大変失礼しました。

複写機につきましては、11台。これは、長期契約になっておりまして、契約期間が平成21年5月1日から平成24年4月30日というような形になっておりまして、5階で1台、4階で2台、3階で2台、それから2階で2台、1階で4台というような形になっております。

それから、後は、幅広の複写機、建設部がよく使う物だと思いますけど、これが1台。それから、印刷機が印刷室に2台借りております。これは、単年度の契約でございます。

以上でございます。

○佐藤委員

わかりました。

特別何台くらい入っているのかなという単純な質問であります。

それでもう一つ、次に聞きたいのは、42ページの企画費について聞きたいわけです。この中に行政改革の推進という形で、第3次の行革大綱というものが平成17年から実施をされてきたということでもあります。

そして、行革による成果と申しますか、そういうものも載っているわけですが、第4次の行政大綱というのをいただきました。これを読んでみますと、第3次行政改革大綱の主な実績というように文章で載っているわけです。職員の能力向上とか市民サービスとか、組織機構の見直しとか、行政情報化の推進とか、適正な財源配分の推進というものが載っておりますけれども、そこで聞きたいのは、市民サービスの向上、市民参加機会の拡大ということで、職員マニフェストの作成というものがここに載っているんですよ。これは、どういうことを指して、どんな取り組みをされているのかなということですけども、どうでしょう。

○企画課長

まことに申しわけございません。今、佐藤委員のおっしゃられた第4次というふうにもちょっとお伺いしたんですが、第3次、失礼しました。

○佐藤委員

この第4次の行革大綱は、これからプランをいただきました。その3ページ目のところに、第3次行政改革大綱の主な実績という中に、それぞれ1番目のところに載っているわけですよ。私自身は、職員マニフェストということは今まで聞いたことがなかったものですから、どんなマニフェストを掲げて、どんな取り組みをされているのかということについて知りたいと。

○秘書課長

職員マニフェストということでもありますけども、こちらのほうにつきましては、年度ははっきりしませんけど、3年ぐらい前かと思いましたが、職員において委員を募集しまして、市民のために役立つ市役所というところで、私たち職員の誓いということで、名札の裏にいつも常時携帯しておりまして、こちらの5項目のメッセージを頭に入れて職務に励むということで作成をさせていただきましたのが職員マニフェストということでございます。

○佐藤委員

そういう市民サービス向上のために、職員とし

てこうしたことを目標にして取り組もうということが職員マニフェストだと。

そして、それを職員が名札の裏に5項目書いてやっていますよということですけども、その5項目はどんな中身ですか。私どもは、成人式のときとか、市民の誓いというのがあるわけですけども、この辺紹介してください。

○秘書課長

私たち職員のほうには、それぞれ名札の裏に書いてありますけど、各職場においても、それからエレベーター等の中にも掲示させていただいて、市民の方にも周知させていただき、職員もこれらの内容で市民の方に役立つところということで対応させていただいているということを一応掲示して、PRに努めているところでございます。

中身ですけども、5項目ですけども、よろしいですか、ちょっと言わせていただいて。

明るいあいさつをしますということで、当然あいさつが基本になりますので、これを励行すると。それから、笑顔で丁寧に対応しますと。それから、心を込めたサービスを提供します。それから、当然、税金を大切に使いましますと。それから、信頼される職員を目指しますと。

以下の5項目でございます。

○佐藤委員

エレベーターの中にマニフェストという言葉で書いてあったかどうかわかりませんが、目にしたような記憶はあります。市民サービスの向上を含めて、そういう職員の気持ちをあらわしたということだと思うんですね。

それで、私ちょっと小さいことかもしれませんが、一つ言いたいことがあるんですね。というのは、昼休みだとか朝の出勤時、それから出勤時、私もたばこを吸うわけですけども、基本的にくわえたばこは、私はやりません。

ところが、職員の中にやっぱりそういうくわえたばこをなさって歩いている方がよく目につくんです、私は。ぜひこれは、今、嫌煙という言葉がはやって、分煙だとか、また、庁舎の中からそういうものをなくすという方向が出ていると。愛煙

家としては、ちょっといろいろ複雑な思いではありますが、少なくとも職員の皆さんが所定の場所以外でくわえたばこをするというようなことは、ちょっと慎んでもらいたいし、その辺の徹底を市民から見たときに、いい印象。この方が職員だということがわかる方、わからない方がおられるかもしれないですけども、いかがなものかなというふうに思いますので、ここはぜひ徹底していただきたいなど。吸うなら喫煙所と、こういうふうに思いますけど、どうでしょう。

○秘書課長

職員につきましては、現在、健康増進法の施行ということで、当然、喫煙場も今は2カ所になっておりますけども、そういった意味から、職員も登庁する際に、決まった場所しかないものですから、どうしてもくわえたばこで、市役所に入るとなかなかできないということで、そういうことが起こっているのかなと思います。

たまに、職員が仕事で車で出の場合に、くわえたばこで溝にたばこを捨てていったということも耳にします。その際には、私どもも注意を喚起して促しているときもあります。

ですから、今後も市役所内の分煙とか禁煙、そちらのほうも少しずつ進みつつありますので、そんな中でも皆さんがそんなような雰囲気になればというふうで、秘書課として職員のそういう健康面ということも含めて、それからあと、市民のための職員ですから、その辺も個人の資質もあるかもしれませんが、なるべく携帯灰皿を使って処理するような形で、職員にはしていただければというふうに思っております。

以上です。

○佐藤委員

携帯灰皿を携帯して処理ではなくて、歩行喫煙はお互いに慎もうということがないと、せっかくマニフェストで掲げておるわけで、マニフェストにそのことは書いてないかもしれんけど、少なくともそういう点はやっぱり改めるということが大切ではないかなと思います。その辺は徹底してほしいと思いますけど、どうでしょう。

○秘書課長

私たち職員は、市民から、周りからいつも見ておられますので、その辺よく職員に注意喚起していきたいと思っております。

以上です。

○佐藤委員

それで、もらった資料によりますと、4ページのところに財政効果というものがあるわけですが、その中には超過課税ということで今日まで目標額と効果額がずっと載ってまして、普通会計、それから企業会計合わせると目標額が17億6,758万円、効果額が18億3,526万8,000円ということで、目標額を大きく上回っているなというふうに感じますが、税金の徴収対策だとか給与の適正化は三角印がありますけれども、これは例えば大きいなと思うものが、職員の定数管理による削減額と、これが一番大きいように思うわけですが、この辺はこの間、集中改革プランということで小泉改革のときにも目標を掲げられてきましたけれども、平成21年度段階でどのような実態になっているのかと、この辺どうでしょうか。

○秘書課長

集中改革プランによる定員管理というところで、平成21年度は平成17年度から開始して5年目に入っているわけですが、そんな中で当初の計画からいきまして、平成20年度の比較でございますけれども、2名の減となっております。

集中改革プランの平成21年度の予定よりは、6名を超しているという状況であります。効果額としまして、単年度分ですけれども1,408万5,000円。そして、平成21年度の効果額としては、ここに記載のとおりでありますけれども、前年度までの累計を加えて1億5,972万2,000円という数字であらわさせていただきます。

定員管理においては、育休の代替の任期付職員、こちらは保育士が主でございますけれども、8名、この人数にカウントされておまして、こちらのほうは定数としては二重カウントになりますけれども、この分を差し引いて計画より3名の超過ということでございます。

以上であります。

○山崎委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後4時56分

再開 午後5時05分

○山崎委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○教育部長

佐藤委員の質疑の途中でございますけれども、先ほど私が佐藤委員のグリーンサーフェイスの施工を2年に分けるというような御質問がありまして、そのときに答弁をさせていただきましたが、グリーンサーフェイスの施工につきましては、先ほどちょっと確認をしてみいましたら、表層部分を全部とって、そこをグリーンサーフェイスですべて埋めて傾斜をつければ、それで排水対策になるということでございますので、1年で敢行していくという事業でございます。

失礼いたしました。

○佐藤委員

それで、定数管理の削減と、これが非常に多いわけですが、そもそも集中改革プランのときには、何名おり、先ほどは前年度の対比の中で言われましたけれども、今日の段階でどういう定員になったのかと、そこをお知らせ願いたいと。

○秘書課長

当初の平成17年度のちょっと人数は今手元に資料がありませんけれども、最終的にことしの平成22年4月1日現在、439名ということで、そして予定の計画よりも3名まだ不足していると。計画より3名達しなかったということでもあります。

ですから、計画では436名といいますかね。

○佐藤委員

それで、集中改革プランは、たしか4.6%の削減だったかなというふうに思いますけれども、その目標は436名に最終年度ですという計画だということでありました。もとの数字がわからないとか、ちょっと頭が回らんですけど、わからないと実際どうなのかということですが、この

削減を目標達成すると、どれくらいになるのかという経済ではないけれども、費用効果があったかと思うんですけども、目標としていた費用効果はどれくらいですか。

目標は、ここに3億9,000万円余あると。しかし、実際は5億5,000万円余という形で目標に達していないのに、なぜこれだけの効果の金額が出たのかなということを、平成17年度のところの人数がわかりません。ただ、給与の構成だとかそれはみんな違いますので、一概には言えないと思いますけども、本当にこれが集計してみればそういうことだということはわかりますけれども、どういう関係にあるのかなということがちょっとわからないんですよ。

○秘書課長

第3次行政改革大綱における定数管理による削減額ということで、目標額が3億9,600万円余ということで、効果額が5億5,400万円余ということでありますけども、今回の平成21年度末をもって、先ほど言いました1億5,972万2,000円でありまして、平成17年度からのそれぞれの人件費の増減の積み重ねで、今回1億5,900万円余というふうになっているということでございます。

○佐藤委員

そうすると、こちらの成果報告書に載っている1億5,900万円余という数字と、ちょっと私わからないものですから聞くわけですけども、これを平成17年度からそれぞれの削減額を積み上げた金額が5億5,000万円ということなんでしょうか。

○秘書課長

すいません、お時間いただきまして。

それぞれの年度の効果額をお話しさせていただきます。平成17年度につきましてが1,804万円、平成18年度が6,293万7,000円、平成19年度が1億6,790万8,000円、それから平成20年度が1億4,563万7,000円、平成21年度が1億5,972万2,000円で、合計額が5億5,424万4,000円であります。

○佐藤委員

そうすると、この間に、ちょっと先ほど調べてほしいわけですけども、平成17年度の定数はどれ

だけあって、それに対してこの間集中改革プランということで進めてきて、今日439人だよと。そして、集中改革プランが目標としていた436名には3名足りませんでしたよということでありまして、けれども、そもそもの出発点と比べて、どれくらい減っているのかなということがわからないと、この議論はちょっとできないなということなんです。

○秘書課長

それでは、平成17年度の職員人数が446名でありました。平成18年度に440名とマイナス6名で、平成19年度に427名、このときが13名の減ということで、累計でマイナス19名。

それから、平成20年度に437名で10名ふえまして、差し引き9名のマイナス。それから、平成21年度が435名で、前年比マイナス2名、累計でマイナス11名で、平成22年度が439名、前年比4名プラスの差し引き7名のマイナスでありますけども、任期付職員が12名が入っておりますので、4名の超過というんですか、目標を達していないということでございます。

○佐藤委員

この間に集中改革プランということに基づいて、そうした職員の削減がやられてまいりました。

しかし、その間には保育士の増員、また、生活保護のところでの増員も今年度あったように、結果として集中改革プランの目標を達成できなかったと、失敗だったとは。失敗というのかな、うまく言えませんが、思いどおりいかんかったと。思いどおりいかんかったというのが、この結果ですかね。金額で見ると、かなり大きいわけですけども、人数的には思いどおりにいかんかったと、こういうことでしょうか。

○秘書課長

目標には達しませんでしたけども、446名から439名と、目標には届かないということは、その間、業務量の増ということで、ことしの生活保護対応だとか、いろんな業務増によって予定より削減が進まなかったということと、一番大きいのが

任期付職員というのが、それぞれの年度で7名から12名という中が存在しているということでございます。

○佐藤委員

重複で大変恐縮ですけども、結果として、先ほど平成21年度でマイナス11名と。平成22年度でマイナス7名なんですか。そして、例えば任期付という場合は、保育士が一挙に入られたとかそういう形で正規の仕事をカバーする、正規対応だけ任期がついてるという形でカウントすると、実質的にはマイナス4名とか言いましたか。そこだけちょっと。もう一度そこだけお知らせください。

○秘書課長

最終年度で2名の目標を達していないということでございます。

ちょっとしばらくお時間いただきたいと思えます。

○山崎委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後5時17分

再開 午後5時17分

○山崎委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○秘書課長

すいません、たびたび数字のほうで誤りがありました。

当初446名で平成22年度で目標人数が425名ということにしておりました。そして、平成22年度で439名ですので、この差額14名が目標に達していなかったということでございます。

○佐藤委員

この結果を見ると、減らしたことは減らしたということはわかりますけども、結果としてお上が行政改革という名前で進めてきた施策、これが結果として思うようにいかなかったというふうに私は受け取るんです。

もちろん、その過程の中で削減したということはありませんけどもね。ありますけれども、思うようにいかなかったというところがあるなというふ

うに思います。それは、お上が決めても実際のそれぞれの自治体、この知立市における事業やその他を含めて、実態見ない目標を押しつけたなというふうに私自身は、もちろん行政側から見て歳出削減できたという点ではプラスかもしれませんけれども、実態に合わない目標を押しつけたなと、こんな思いがありますけども、こうした点で行政側から見て、削減できたという側面があったにしても、私とほぼ同じような思いというか認識は共有できるのではないかなというふうに思いますけど、副市長、この点はどうですか。

○清水副市長

この集中改革プランですけども、先ほどお話がありましたように、5年間で4.6%の削減というのが基本的な目標ということで、それをつくるということございまして、それを前提にした削減計画というものを立ててきたわけですけども、先ほど来出ていますように、例えば保育士でも子供のクラス編制の問題でありますとか、そういう生活保護世帯数の増加、そういったものはきちっと国の基準に基づいて、そういったケースワーカーを配置しなくてはいけないとか、そういったいろんな事情も加味しながらやっぱりやってみますと、単純に4.6%減ということは、なかなか現実的ではなかったかなという事は思います。

ただ、そういった意識の中で、そういう職員の適正化ということは、常に意識をしておりますので、そういったことではもちろん必要以上の増員ということにはなっていないわけでございますし、そういった意識は持ちながら、必要なところに必要な職員を配置してきたと、その結果だというふうに理解しております。

○佐藤委員

それで、すべてを共有できるわけではないけれども、現実的ではなかったと、その部分は共有できたわけです。私は、そこが大切だなというふうに思うんです。

それで、一般質問等で、ここはちょっと所管は違いますけども、高齢者の所在の問題がこの間クローズアップされて、本会議の中でもさまざまな

議員からこの問題が取りざたをされました。その中で強調されたことは、結果そういう人たちに対する訪問やそういうことを含めて、もっと行政内部で余裕がないわけだから、そうした対応が頭にあったとしても、なかなかできなかったという問題もあるかと思うんです。市の職員が、正規が直接行くということばかりではないにしても、しかしそういうことを考えてやるというだけの職員体制にはなっていないというふうに、私自身は思うわけです。

それで、これを読んでみますと、実績についてはそうだとすることで、それ以降についてはパブリックコメントにかける中身でまだ決まってませんよということでもありますけども、しかし、市の考えていること、姿勢がここには表現されているわけですのでね。

そうしてみたときに、ここの中には職員の削減も県下で最も削減したというような表現が書かれてあり、これが限界みたいな内容であります。

そうしてみると、新たなマンパワーを必要とする行政需要が生じている中で、こうした状況でいいのかということが、早速問われているのではないのでしょうか。その辺の認識はどうですか。

○清水副市長

ちょっと今、御質問者の趣旨がちょっと私、今頭の中でちょっと整理されておられませんけども、あくまでもといいますか、職員の適正化という部分では、先ほども申し上げましたけども、こういった大綱を作成し、それに取り組むということの中では、目標数値を掲げて事に当たるということですが、いろんな状況が変化してまいりますので、そういったものにはやっぱり適正に対応していかなければ、そういったその都度の行政需要に対応できないということも、これは事実でございます。

そういったことで、それをすべて正規の職員で対応していくのか、また別の民間活用、いわゆる委託でありますとか、そういった方たちのお力をかりながらというような、そういう選択肢もあるわけですので、どういう処方箋がベストなのか、そ

れはその都度、事務の中身等々も十分精査しながら、そういった検討も加えながら、適正化という部分では取り組んでいきたいと、このように考えております。

○佐藤委員

結果として、今現在、知立市の正規の職員、全体として非正規も含めて何名働き、そしてその割合はどのような状況になっているのか、ここをお知らせください。

○秘書課長

知立市職員のそれぞれ正職員とそれから臨時職員等々、割合でございますけども、平成22年度7月現在でありますけども、正規職員が440名で臨時職員が469名、それとあと、非常勤の嘱託員が76名になります。合わせて985名で、臨時職員の中には一日換算、8時間換算ではございませんので、延べの午前と午後をプラスしているという人数でございます。

以上でございます。

○佐藤委員

午前と午後と時間換算すると下がるということなんだろうというふうに思いますけれども、それにしても知立市の場合は、そういう方たちに依存する割合が非常に高い。限界にきているなというように私は感ずるところで、これから新たな行政需要やそういうことがあったときに、ただ単純に正規を減らせばいいということにはならないというふうに思うんです。

もう一つお聞きしたいのは、例えば、職員の年齢構成がありますよね。一般論として聞くわけですが、年齢構成があつて、順次ピラミッド型なら毎年毎年同じような形で退職をされていくということがありますが、現在の構成がどうなっているかわかりませんが、団塊の世代が多くて、数年のうちのそういう方たちが退職をされていくと。新規の職員、必要な者は雇用せいかんと。同じ条件で見ると、相対的にはお給料も下がっていくと、そういうことも考えられる。そういうことも見通しながら、職員配置もするということも大切ではないでしょうか。その辺は、

今ピラミッド型なのか、逆三角形型なのかちょっとわかりませんが、逆三角形型だとするならば、その方たちの給料と附属する部分が減っていくわけですので、新しい行政需要に対応する、言ってみれば悪いけど、まだ給料の安い方たちをそれに見合うだけ補充しても、全体としては給料が変わらないと。そういう形ですので、そういうことを見据えて、まずそのところはどうかしているかなということがわかればお知らせいただいて、そういうことを見据えた行政需要とあわせながら定員管理をし、やっていくということが必要ではないでしょうか。どうでしょうか。

○秘書課長

前にもこの委員会において、それぞれ年代ごとの職員数の中で、今後きちんとした対応ができるかということが議論されました。そんな関係から、平成22年度の状況でありますけれども、事務職、技術職の合計でいいますと266人おりますけれども、そんな中で年齢区分でいいますと、20歳代が36名で、昨年比6人ふえております。30歳代は67名の1人ふえております。それから、40歳代が64名で前年とかわりありません。それから、50歳代が99名、こちらのほうが構成割合が少しふえております。昨年比は、4人減になっておりますけれども、ですから、逆ピラミッドになっている状況であります。

ちなみに、県下の各市の状況でも、これから若い世代の方が比較的少ないということが言えております。

知立市のほうも職員の採用に当たっても、ある程度若い層を広げて、将来事務の構成に当たって平準化できるような年代で採用のほうも30歳代まで広げた採用をしております。

以上でございます。

○佐藤委員

そうすると、そういうことも比較的上の層の方が多いということですよ、逆ピラミッドということで。

そうすると、どれくらいのスパンかわかりませんが、こういう方たちが順次退職をしていっ

て、比較的給料の低い若い人たちが、それイコールで補充されるかどうかわかりませんが、もっとふえるかもわかりませんが、そうした点では予測はできるはずで、長期財政計画の中の人件費なども、そういうことを見越して、これは計画が立てられていると、こういう中身になるんでしょうか。

○秘書課長

年齢構成に基づいて、順次退職されていきますので、その補充ということになりますので、若い方が採用されれば、当然人件費も減ってくるという状況であります。

○佐藤委員

そういうことが順次なっていくわけで、例えば50代というのは50代の中でもばらつきがあると。例えば、この10年間のうちに50代の方たちが再任用だとかそういうことがあるにしても、順次退職していくということになると、比較的給料の高い役職付の方たちが退社すると。もちろん若い人たちが役についてということがあったにしても、年齢が浅ければ、相対的に低くなるわけだから、そして新しい人と、こういう関係の中で、やっぱりそういうことも見越した計画になっているのかどうか、ここが大切なところで、そうでなくて、こういうふうになっているとするならば、ちょっとその辺での見方が違ってくるんじゃないかというふうに思うんですよ。

だから、そういうことも含めて定員管理をしながらやられているのかどうかかなと、こんなことなんです。

○企画部長

今の財政計画に使っておる人件費でございます。現在の職員でもって計算がしてありますので、例えばことし60になる人が、次の年には定年退職になっていないと。その分を新しい方で補充をしていくという計算で。

そしてまた、皆さん定期昇給がございますので、そういうことを計算に入れた数字ということでございます。

それと、先ほど逆三角形になっておるといっ

が出たわけでございますが、今、逆三角形になっておりますので、年齢の多い方がたくさんやめられる。若い人が入ってみるといって、全体として人件費は下がるということではあると思いますが、ただ、これはずっと下がっていくということではなくて、今下がるということでありまして、やがて同じだけの人数がおれば同じだということでございます。

○佐藤委員

ですから、その辺ちょっと、ここに載っているということであるならば、その辺もお知らせ願いたいなということです。

ただ、ずっとそうなるわけではなくて、そういう形でまた年齢が上がってくるわけですから繰り返すにしても、当面、私が言いたかったのは、こうした時期にいろんな事業がある中で、もしもそういうことがカウントされないで人件費が計上されているならば、ちょっと見方が違ってくるなということを思ったので、そのことを言ったわけです。

そして、もう一つは、高橋議員がかねてから何度もこの問題で幹部が順次やめていく中で人事政策は大丈夫かということも再三言われた中で、そうした議論もあったわけですよ。団塊の世代が多く占める中で、本当にそれでいいのかということも含めて、どんなお考えかこの点だけ聞いて、この問題はこれで終わりたいと。

○企画部長

確かに、御質問者おっしゃいますように、今、団塊の世代が抜けて、また次の世代も結構、知立市にとっては多い人数になっております。そうした方が順次抜けていくということで、その後は大丈夫かというお話でございます。

そういう意味では、例えば役職につく人を年功序列で選ぶということだけだと、一、二年やっすぐに定年を迎えなければいけないということになってきます。そうした意味では、ある程度の、例えば部長職、課長職、そうしたところで本当に年功序列と薄い年齢のところでは何人か職についていただくということになりますので、そうばかり

ではなくて、ある程度の幅をもって職についていただくというようなことを考えていかないと、今言われるように、なかなかうまく事務が回っていかないということも考えられますので、採用、あるいは異動、それから昇任、いろんなところでそういうことを考慮して、人事行政を進めていく必要があるというふうな認識ではおります。

○佐藤委員

わかりました。

それから、43ページの。その前に、さっきのところの42ページですね。超過課税についてもなっていますけれども、これがトータルで1億9,400万円余と、こういう形で載っていますけれども、私が聞きたいのは、民間委託等事務事業の見直しということで、これが1億2,000万円余がここにあるわけですが、こちらのほうを見ますと、目標が9,800万円余と、約9,400万円と。しかし、効果のほうはどこに当たるんだろうな、これは。

事務事業の見直しということだから、どこに当たるかちょっと、ここの部分、民間委託の事務事業の見直しで1億2,000万円余があつて、こちらのほうではどこにまず該当するのかなということですけども、どうでしょうか。

○企画課長

今、委員のおっしゃられた42ページの一番最後の行でございましょうか。民間委託等事務事業の見直し1億2,654万7,000円、こちらのほうの答弁でよろしいでしょうか。こちらの内容につきまして説明を申し上げます。

こちらにつきましては、いろいろな事務事業の見直しがございます、一つにはデータ入力事務の見直し、また、情報管理事務の見直し、人権啓発事業や学習機会の提供事業、それから契約方法の見直し、公共工事コスト削減計画の策定、公用車運転業務の一部委託、保健事業に関する報酬単価の見直し、また、ミスかきつばたコンテンツ事業の方法の見直し、温暖化防止に向けた庁内行動指針の策定、ごみ収集運搬委託料の見直し、記念樹配布事業の廃止、公園維持管理手法の見直し、備品管理システムの導入、文化会館芸術館総監督

報酬等の見直し等々の事務事業を見直した結果、合計におきまして1億2,654万7,000円というふうになっております。

○佐藤委員

そうすると、私が聞きたいのは、今さまざまなことを言われました。こちらのほうで見たときに、額面どおりの金額とは合わないわけですけども、ここで見たときには、その他事務事業の見直しの中で、ここに込みになっているということなのか。多分そうだろうと思うんですけど、トータルで5億8,000万円余と。このところということですかね。

○企画課長

5億8,111万1,700円、こちらにつきましては、平成17年度から平成21年度までの累計額の合計でございます。

以上です。

○佐藤委員

それで、そうすると民間委託等を含めて知立衛生のやつもありましたので、そういうことだと。施設等維持費の見直しというのは、これはどういうことですか。

○企画課長

大変すいません、お時間をいただきました。

施設等の見直しでございます。まず1点については、指定管理者の移行施設の選定、それから続いて、これは観光施設となっております。

続いて、同じように八橋の史跡保存館、こちらのほうも指定管理者への移行。もう一つについては、文化会館の、こちらのついても指定管理者への移行ということでの見直しと、以上の3点でございます。

○佐藤委員

当初、指定管理者制度が導入されて、もちろん駐車場等そういうところもあるわけですけども、ソフトの面はともかくとして、管理を指定管理にしたということで、8,300万円余の効果を上げています。しかしながら、思ったより、目標としたよりも少なかったと、半分という実態については、どんなことでこういうふうになっているのか。ま

た、どんな認識をお持ちなのか、この辺どうでしょう。

○企画課長

私が先ほど申し上げた中で、観光施設とか、また八橋史跡保存館、こちらに関しては、今回効果額が5年間の累計で8億3,485万円という形になっておりますが、指定管理者制度に移行したことによって、かえって委託料が上がったということもございます。文化会館の管理委託については、こちらは単純に委託料の見直し、要は指定管理者でございますが、そういった中で差額といえますか効果額が大きかったという形になっております。

○佐藤委員

そうすると、文化会館での委託料、そこが直営でやってたときよりも差額が大きかったと。しかしながら、ほかのところについては、それほど大きな効果がなかったと、上がったところもあると言われたとおりでね。

ただ、私はそのことを否定しているわけではなくて、西丘コミュニティセンターのように、地域の方たちが管理をすると。そうした中でより利便性を高めるという努力もあるわけですので、一概にはそうではないですけど、ただ、そうしたことを含めて、指定管理者制度というものがこの間やられて、独立行政法人とあわせてそうした法律ができてやられてきたけれども、要するに経費削減を一番大きな目的としながら、なおかつサービスを落とさないようにやろうと、こういう趣旨だったかなと思うんですけども、こうした点でも駐車場はああいうことでありますけれども、当初のもくろみとは違った結果になったなということですよ。

こういうことを考えると、今後さまざまところが指定管理という議論もございましたけども、慎重な対応が必要だろうというふうに思っていますけども、その辺の認識だけをお聞かせください。

○企画課長

行政改革の専門部会というものがございまして、課長級の職員に集まっていたいて、いろいろと

今後の指定管理者のことも会議の中で議題となったりすることもございます。そんな中でも、なかなか指定管理者にはそぐわないという施設においては、そぐわないという施設も多くあるという意見もありまして、すべての例えば今後体育館、図書館等々の公共施設をすべて指定管理者で移行していくという気持ちは毛頭ございません。他市の状況、また内部で十分検討した上で最良の方法をとっていかうと、内部のほうでは考えております。

以上です。

○佐藤委員

そうした点では、やっぱりそぐわないという問題も私どももそれぞれのところに申し上げてきましたけれども、職員の皆さん、同じような認識をお持ちだなというふうに受け取りました。ここはとても大切なところだなというふうに思っております。

次に、43ページの行政評価の推進という形で、公募市民からなる行政評価委員会に、現状の行政評価制度を見直し、次年度以降どのような方針で行政評価制度を取り入れていくか検討しましたというふうにありますけれども、今まではどんな方法で、どんなやり方でやられて、そうした評価が得られてきたのかということについてはどうなのかと。その上に立って、今後それでは不十分なのかどうかのかわかりませんが、新たな方針でやることを検討したと、こういうふうなことだと思っておりますけど、その辺のことはどうでしょう。

○企画課長

行政評価につきましては、平成16年度より進めておりまして、委員においては学識経験者の方、また公募市民の方。年々、委員の数も平成16年度以降少しずつ人数が前後しておったわけで、編成しておったわけでございますが、行政評価につきましては、その年度年度で市で行っておりますいろんな事業を評価委員の方に提示しまして、この評価を行っていただいたと。それぞれ、毎年いろんな評価をいただきまして、現状のまま継続、または見直しの上で継続、事業の休止、事業の廃止等の御意見をいただきまして、翌年度にその事業

を参考に進めてきたという経緯がございます。

以上でございます。

○佐藤委員

私どもも何回かそうした資料もいただきましたけれども、そうした評価は、さまざまな事業に、さまざまな評価がございましたけれども、余り次年度にそうした、もちろんそれは行政内部の中で評価をいただいて、それが行政として、行政を執行する者として、ところとして、それがさらに検討されて、翌年度のものに反映されてくるということでもありますけれども、余り私どものところには、そうしたことが、どのような反映がされているのかなということが余り見えてこないんですよ、正直な話が。

その辺は、例えばこうした制度がいいのかどうかということとはともかくとして、次年度の予算をつくったときに、予算の説明の中にそうした御意見がありましたとかあって、それを取り入れてやったとかね。そうするとちょっと、そういうことが行政評価委員会やっておるけれども、無駄にならずに生きてるんだなということがわかるわけですよ。そういったことぐらいはやってほしいなというふうに思うわけです。

世間でいう事業仕分けの手法とは違いますけれども、同じようなことを知立市がやってきたわけですよ、正直な話が。だから、そこはもちろん行政評価委員が下した結果について行政が取り入れ、しかし、議会としてはいかなものか。そういう執行側とチェック機関とのこういう議論がないと、いかんではないかなというふうに思うもんだから、事業そのものだけではなくて、そうした意見を取り入れて、こうしたものを組みましたよというふうなものも私は必要ではないかというふうに思うんです。どうでしょう。

○企画課長

委員のおっしゃるとおりかと私も思います。どんな評価が出たかどうかということが、次年度の予算に反映していく。どんな反映が、評価があつて、こうした効果があつた、こういった予算になったということは、市民の皆様の方にも御提示

することが一番かと思えます。

今現在、平成21年度では、行政評価を実は執り行っておりません。今後、また新たに行政評価もまた今内部のほうで検討しておりますので、今後につきましては、今委員のおっしゃったことを十分検討いたしまして、市民にどういった御意見があって、どういった評価があって、こういった予算編成になったということをごできるだけわかりやすく説明していくような方法をとりたいと思えます。

以上です。

○佐藤委員

平成21年度はやってないということですがけれども、これはなぜやらなかったのかということになるわけですが、私はやれと言っているわけではなくて、今までのやってきたやり方、手法というものが、余り今の現状に沿ったものになってないということで、そういうことになっているのか、ここで一息ついて、新しい取り組みをしようというのか、その辺はどうでしょう。

○企画課長

平成21年はやらなかったというのは、それまでの平成16年から行った評価を再度庁舎内、担当のほうで見直しまして、この行革を、行革と行政評価と同じ形で物を言っているかどうか分かりませんが、行革をやっていないというわけにはいかないと思えますので、今現在、先ほど委員のお手元にございました行政経営改革プランさ、そういったものの策定だとか、また後は、所属ごとに取り組む行程表等を現在作成中でございます。

また、こちらにつきましては、行政計画プランの行動計画、またそういった行程表も近々作成できますので、市民の方にもでき次第、また公表をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○佐藤委員

そういう形で、私は何もパフォーマンスよろしく、国がやったようなことをやることを求めているわけではありません。求めているわけではないので、その辺は慎重な対応が必要だろうというふ

うに思っております。

それで、次にちょっと飛ぶかもしれませんがけれども、防犯灯の設置についてお聞きをしたいんですね。51ページのところにありますけれども、この問題では今までの方針は、町内会の町内要望の中で上げて、区長申請で取り組むというような中身をずっとやられてきたわけですが、ただ、林市長においては、防犯灯を300万円増額して、町内の枠を超えて設置をすると、こういうことで私も竜北中学校の周りが本当に暗いのでつけてくださいという形でついたということもありますけれども、これは予算どおりで、実際に必要なところに100基つけられたのかどうかと、その辺の効果などについても明らかにしてもらえたらと思います。

○市民協働課長

平成21年度におきましては、防犯灯の設置を積極的に行うということでございまして、162基の防犯灯を新たに設置しております。それに伴いまして、最終的に費用といたしましては、防犯灯設置費679万3,639円を執行しております。

○山崎委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後5時57分

再開 午後6時06分

○山崎委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○市民協働課長

先ほどの御質問いただきましたところに、あわせてもう少し報告させていただきますけれども、昨年度、例えば通学路等の緊急性の高いところにおきましては、10割補助させていただくということで、要綱も改正させていただいております。その部分につきましては、山町が3基、50万1,375円、それから新林町に12基、87万1,800円。この部分につきましては、全額市の補助ということで対応させていただいております。

以上、つけ加えさせていただきます。

○佐藤委員

先ほど、去年、緊急性の高いところと。市長が300万円と、100基設置という形でやられたわけですけれども、それと同時に、本来であれば町内会を通じて防犯灯の設置補助が町内会にあるわけですので、本来であればそれを、本来のシステムに乗ってれば、ここでカバーするべきところがあったかなと思うわけです。

しかしながら、町内を超えてあるようなところは、なかなかつかないというような問題もあって、市長が緊急性の高いところということでやられましたけれども、それで今後もそうした点では、町内会を通じて市民の中から出てきたものとかやるわけですが、緊急性の高いものについて市がわかったものについては、そうしたことを引き続きやっていくのかどうか、この点の考え方はどうなんでしょうか。

○企画部長

今、市民協働課長が御答弁させていただいたように、要綱そのものを一部変更しておることがございます。

したがって、今後も引き続きやっていくということでございます。ただ、もちろん予算がございしますので、いつも町内会の区長には予算を作成する前に御要望をお伺いして、その分を予算に反映させていただくという形をとっておりますので、そうした中で今言いました緊急性の高いというようなことが出てくれば、そのように措置をしていくということでございます。

○佐藤委員

それで、緊急性が高いということで、今後も要綱を見直してやっていくと。どの部分をどのように見直すのかわかりませんが、それは区長申請と重複するものもあれば、そうではないものもあると。しかし、重複すれば、それはそれで区長申請のほうでやるのか、今この平成21年度でやったような手法でやるのか、その辺の町内会との兼ね合いはどんな関係にあるんでしょうか。

○市民協働課長

要綱のほうは、既に平成21年度において改正させていただきましたので、緊急性の高い通学路な

どにつきましては、10割市が補助していくというふうに変えさせていただいております。

ただ、手法といたしましては、あくまで区長からの御申請という形は変更しておりませんので、こちらが助成する額が、例えば3分の2であったものが減額になったり、そういうふうに変更させていただいたものであります。

○佐藤委員

そうすると、緊急性の高いものはやると言うけれども、区長を通じてやるという、補助のそれが変更になったということであるわけで、今までのやり方と同じだと、こういうことでよろしいですか。

○市民協働課長

おっしゃるとおりでございますが、市といたしましても、昨年度は職員が回って一緒に市の目線で確認させていただいたケースもございます。今年度におきましても、町内会だけでなく、市のほうもいろいろ実績の確認をしながら見回っていく中で、そういう場所があったら区長と相談して対応していきたいというふうに考えております。

○佐藤委員

そうすると、要綱が変わったということで、そういう形で市の目線という。市の目線ということは、区長申請のところから上がってこないようなことを、市の目線でやると。例えば、私だったら山屋敷町ですけれども、例えばたまたま、たまたまと言うとおかしいですけど、夜違う町内でそういうところがあるではないかといった場合、私のところが例えば要望をするようなケースもここに含まれて、そういうことは区長と協議をしてやられると、こういうことになるでしょうか。

○市民協働課長

当然、区長から御申請があって、それについて対応するわけでございますけれども、市が見たときに、ここもちょっと暗いなどいうところがあれば、区長と御相談させていただいて、ここも考えたんですけど、この辺はちょっと田んぼにがどうのこうなので、ちょっと難しいんだよという話をいただ

いたこともありますし、そういうことで一応お話をさせていただきながら対応するというところでございます。

○佐藤委員

ぜひ、要綱が変わって補助が変わったというだけではなくて、機動性という、こういう問題があるわけですので、市の目線、市民の目線ということを大切にしながら、協調しながら進めていくと、こういうことになろうかと思えます。

それで、牛田駅のところ、それから芋掘橋を渡って団地のほうに、八ツ田のほうへ行くというようなところも市民の中から、自転車駐輪場のところはちょっと明るくなったんだけど、基本的に非常に暗いと、こんな御要望も出ていますので、そういったことも当該の区長を通じて相談させていただいて、こんな声があるよということで設置をぜひしてほしいなというふうに思いますので、そこをひとつお願いします。

○市民協働課長

委員の御質問、言われますように、私どもも積極的に御相談させていただきながら対応してまいりたいと思います。

○佐藤委員

それと、マルツネ豆腐のところから八橋に向かうと。一部、衣豊線ができ、側道ができて、通学路の変更があるかもしれませんが、確かにあそこは防犯灯はついてるんですよ。しかし、間隔が非常に広くて、あれが子供たちの部活や、今は車に乗れなくて自転車を利用するという、そういう傾向もふえている中で、あの暗さではとてもちょっと怖い感じがするんです、正直な話が。

ですから、ついているというものの、もうちょっと間隔を狭める形で通学路の安全ということも含めて、早急に私は対応してほしいなというふうに思いますが、あそこということになりますと、牛田なのか八橋なのかと、こういう関係になるものでね。そうすると、それぞれのところで対応するというので、今まではなかなかついてるから、暗くても一応ついてるからということで、住民の方から、あそこを通る方から要求が出な

ったかもしれないけども、あそこも本当にいいのかなという感じです。ぜひこれも対応してほしいと思いますけど、どうでしょう。

○市民協働課長

なかなかそういう細かい部分での対応はまだできていない箇所が幾つかあるのかというふうに感じておりますけども、実際そうやって市民の方であったり、いろんな方から御要望をいただきましたことにつきましては、すべて区長に御相談させていただいて、一緒に考えていくということで、もちろん当初予算の中で御要望いただいたものをすべて確保しながら、予備費もとっておりますので、対応も可能ですので、今後また該当の区長と御相談させていただきたいと思えます。

○佐藤委員

ぜひ、そのような形で対応をしてほしいなというふうに思います。

それで、次ですけれども、ちょっと飛びますけれども、行政改革の中で予約システムが構築されました。そして、市内の公共施設について、これが対応してきたわけですが、私、以前にも言いましたけれども、123ページのところで昭和テニスコートという形になっていますけれども、利用件数が1万1,169と、利用人員が5万4,779人と、ここに掲載をされている中では大変利用の頻度が高いということが見えてくるわけです。

そうした中であって、市内と市外という形でこれは利用が団体利用でしたか、登録利用でしたか、そんな形でやられているというふうに思いますが、予約システム自体は結構な話だけでも、予約が市外の方がとっちゃって、市内の人があふれるのではないかというような声も聞いているわけですが、そうした対応はどうかかなというふうに思うんですけども、現状はどのような利用状況になっているのか、市内、市外含めて、これはどうでしょう。

○スポーツ課長

市内、市外のはっきりしたこと今ちょっと数字は持っていませんが、テニスコートでいいですよ、窓口で申し込みされる方、これが3,787、イ

インターネットで申し込みをされる方1,325、あと携帯で申し込みされる方が10で2,108件という件数でございます。

ただ、テニスコートにつきましては、市外の方の利用が多いという声はよく耳にはしますが、うちの職員に聞きましても、市内のほうが当然利用者は多いということでございまして、碧海5市におきましては、どこも同じような形で共同でやっておりますので、これについてよその市を排除するというわけにはいきませんので、今のやり方でやっていきたいと思っております。

○佐藤委員

そうすると、今の説明では、予約システムができたといえども、窓口が3,700余と。インターネットは1,300、携帯10と、依然として窓口が多いよ。こういう中で、市外、市内と予約システムによる先取りというような弊害が余りないのではないかと、こういう認識を示されたと思うんです。

確かに、知立市民であっても、知立は卓球場がないもんで、安城の体育館に行かれるという方も結構聞くんですよ。そういう点では、相乗りという側面を否定するものではないけども、ただそういう声も聞こえてくるわけで、その点ではこういう実態について十分な。向こうが求めればという前提もあるかもしれんけども、そういう説明がないと、何となく市外の方の利用が多くて、むしろやれんだよという話になっては、これはまずい話かなということで、そうした対応もしてほしいなというふうに思うわけですけども、その辺ぜひ対応していただきたいなというふうに思いますけど、どうでしょう。

○スポーツ課長

テニスの団体、連盟の方には、前向きに話は聞くようにしております。そういった中で、そういった声もありますが、市内利用のほうが当然多いものですから、そういうふうにお話をして納得はしていただいていると私の中では認識をしておるところでございます。

○佐藤委員

ぜひ、そうした対応をしてほしいなというふう

に思います。

それで、次に学校給食センターのことについてお聞きをしたいと。平成21年度に民間委託という形になりましたけれども、その点でここには工事費というものがここに載り、それから備品購入というのものも、こうした形で載っているわけですけども、とりわけ給食センターの民間委託という形で正規の職員がそのまま持ち上げになるという方もみえるけども、多くは先ほどの議論があったように、850円でパートという形になったわけですけども、そうした点で私どものそのときに、民営化そのものに反対をしましたがけれども、そのときには当分の間、正規の調理師が保育園等に配属がえになり、順次定年をしていくと。そうした中で、何年か後には黒字に転化し、その経費が削減できると、こういうことでもってあったわけですけども、確かにそういう形でありましたけれども、本当にこれでよかったのかなということになりますけれども、いつの時期にですね。あの当時も議論しましたがけれども、黒字化をし、そして歳出は実質的に削減になっていくのかと。この時期はいつごろでしたかね。

○教育庶務課長

13年経過後、黒字になるという算定でございます。

○佐藤委員

13年後黒字になるということは、その間に単年度に差し引きで赤字が発生するわけでありまして、その累積というか、赤字の状態から黒字に転化するというのが13年ですか。なおかつ、それまでの累積を解消して、実質的な黒字に転化するのはいつでしょうか。

○山崎委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後6時24分

再開 午後6時27分

○山崎委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○教育部長

申しわけございません、お時間をいただきまして。

ずっと以前に御質問していただいて、そのときに私のほうで現在の直営方式を継続した場合と、それから委託にした場合で年額4,400万円という人件費部分でマイナスになりますと。

しかし、正規の職員が異動してまいりますので、退職年限を見ていきますと、先ほどちょっと答弁しましたが、9年のところで増減比較では、とりあえずプラスに転じますが、まだまだ職員の退職がございますので、実質的には13年目から黒字化という形になります。

○佐藤委員

13年目というのは、累積も解消して、実質的な黒字化と、こういうふうでよろしいでしょうか。

○教育部長

そのとおりでございます。

○佐藤委員

それで、問題は、私どもはあのときに、確かに準備を進められてきたということは承知はしておりますけれども、経済的な落ち込みの中で、調理部門の民間委託について、時期として妥当かということも、その是非もありましたけれども、その時期としても妥当かということを書いてきたわけですよね。

そうしてみますと、13年後に完全黒字化と、こういう見通しでありますけれども、今の経済情勢にかんがみると、本当にこの選択が私としては正しい選択だったのかなど。確かに、13年後を見通せば、そういうことが言えると、効果があると皆さんはおっしゃいますけれども、時期として妥当だったかということは、いまだに疑念の残るところだなというふうに私自身は思っておりますけれども、この点についてはどうでしょうか。

○教育部長

その部分については、大変私も当時は違う所管でしたので、なかなか個人的な見解は若干デリケートな部分もありますけれども、しかし、経済の状況という観点で直営を続けるべきか、委託化を進めるべきかという部分は、それは常に経済変わ

っておりますし、その時点でいつ、直の職員がおりまして、それを段階的にすべてパートにだんだんだんだん移行していいよという問題のクリアもしていかななくてはならない当時でございましたので、どこかで区切りをして出発しなければならないと、そういう観点で、当時でいうと11人でしたか、正規とこういう11人だと思いますが、それをきちっと確保するという前提で給食センターを運営しておりましたので、それを段階的に9でもいいよ、7でもいいよということになれば、それはそうですけども、それは食の安全・安心という供給を満たしていくには、しっかりしたことも必要ですので、そこら辺がぎりぎりの選択で、そのときに市として決定をしたというふうに理解しております。

○佐藤委員

既に民間委託は実施されているわけですので、もちろんそうした意図は、その時期の選択と。行政側の思いもあろうかというふうに思いますけれども、私どもはこの時期に黒字化が13年後と、こういう遠大な中で時期はどうかという点の問題提起もさせていただきましたけれども、ここで一致するとは思いませんけれども、いずれにしても13年後と。それは、知立市における大型事業とオーバーラップする時期でもあるということをかんがみたときに、結果的に税収の落ち込みやその他を考えたときに、どうだったかなど。この点は、進める側は、そういう選択だと言われますけれども、市民目線で見るときは、やっぱり疑問が払拭できないのであろうというふうに私は思っております。

それで、もう一つは、そのことをまず指摘しておきたいと。それと同時に、午前中も賃金の問題でいろいろ議論させていただきましたけれども、結果として正職員を順次退職の中で経費が削減されるということと同時に、委託された側に従来にパートさんは行ったわけですけども、企業採用の方たちは、そういう賃金と。公の仕事といいながら、市の都合としては経費節減があるかもしれないけれども、ワーキングプアとは近いような、世間で言われている、そうした最低賃金を上回って

いるというものの、そういう中身を土台にして経費削減を進めようという、こういうやり方ですね、結果としては、そういう点では、私は問題ありだと。これは、午前中というか午後からもやったわけですけども。

しかし、そうした中であって、公がやるべき仕事をやってもらっているわけですので、その辺はどうかという点では、なかなか企業採用だからという形で、その是非については妥当だと、そういう答弁だったというふうに思うんですね。

それで、そうした問題も含めて、本当に民営化が、子供たちの給食ということもありますけども、問われなければいけないなというふうに思います。

そんな観点から、私は午前中も言いましたけれども、総合評価だとか公契約条例だとか提案をさせてもらっているわけで、そうした点も本当に検討していただいて、直営だから安ければいいという志向のままでどんどん進んでもらっては困ると思うんですけど、その点も指摘をしておきたいなというふうに思うんです。

そこでお聞きしたいのは、備品購入というものがこうした形で金額がありました。あのときの入札の議決のときもこの問題が大変問題になって、1社、特に中西製作所というものが大変持っていたということも含めて、問題になったわけですけども、結果そういうふうになりましたけどね。

それと同時に、食器の問題その他を含めて、改装を含めて、経費が大変かかったなど、こんな思いで、妥当性にもどうだったのかなと、そんな思いがありますけども、どうですか、そうした点は。

○教育部長

新しい施設は、古い施設に比べまして、かなり良好な環境の施設に変わったというふうに思っております。その部分で、御指摘の部分は、私どもも厨房機器等の購入と、それからそれに付随する備品というものは、入札の段階も分けまして、製造メーカージャンルのもので、それから流通関係の俗に言う商社というんですか、卸業者というんですか、その部分を分けて、きっちりと仕様書に従ったものを同等品であればいいよという形で行

いました。

これは、私どもとしては、できるだけ公正な立場での入札を執行して、結果的にはそのような形になったということをごさいます、私どもとしては、できる限りの形を模索して、執行したいというふうに思っております。

確かに、高い物がかかってしまったかということはありませんけれども、しかし、働く方々も環境はよくなったということでありまして、やっぱり定例的に委託業者との打ち合わせというか、そういうものも担当のほうで行っておりますけれども、その都度出てくる問題についてを一つ一つクリアしていくという形で順次進めておりますので、その辺大きな金額がかかったとおっしゃいますけれども、ぜひ子供のために御理解を賜りたいなと思っております。

○佐藤委員

あの当時の議論やそういうことの中で、さまざまな問題がありましたけども、結果としてこういう形になりました。

そして、これは3年間の長期継続契約でしたかね。単年度ごと予算は計上するわけですけども、総額は単年度幾らで、総額幾らかという点、この点をお聞かせください。

○教育庶務課長

全体委託料は、2億3,331万円でございます。本年度は、8カ月分で5,184万6,664円でございます。

それで、1年分が7,776万9,999円でございます。

○佐藤委員

こういう形で平成21年度では8カ月ということで、平成22年度も4月以降進んでまいりました。私どもは、これが次の民間委託を引き続きやるという前提の中で、新たに募集を契約を、新たな業者をせないかんという思いがあるわけですけども、そうした点で、今回も大新東が選ばれましたけれども、これは何社でこういう形で大新東が選ばれてきたのかということですけども、どうでしょう。

○教育部長

このときにもいろいろと説明申し上げておりま

すけれども、当時は入札に当たっての基本的な選定の考え方というものを五つ設定しまして、その中で、例えば資本金が1,000万円以上、売上高が10億円以上、そして従業員が1,000人以上、そして3,500食以上の共同調理場を経営していると、そういう前提等さまざまなものをクリアした登録業者が22社ありまして、そのうちの実質的には10社が該当になるということでしたけれども、そのうち3,500食というものをクリアしなかった業者が1社と、食中毒を当時出された業者が1社あったということで、実質的には8社による競争入札を実施しました。

○佐藤委員

それで、そういう形で今は大新東にやっているわけですが、ことしが、平成22年度が終わると、残すところも迫ってくると。そうすると、次の業者をどうするかという話が当然、ちょっと先の話ですが、当然出てくると思うんですよね。

今、本会議質疑の中で中島議員が、パートたちの賃金、持ち上がりで市のパートだった方たちがそこに入ったわけだけでも、時給1,050円でしたかね。それに対して、引き下げのそんなことがあるのではないかというようなことで心配をされているというお話もありましたけれども、そうしたことは担当部として、今回の入札に際して譲れない線として頑張ってもらった線だと思うんですよね、それは。そのところは引き続き、この期間内にまず担保されていくと思いますけど、私は契約ですので、その辺見通しはどうですか。

○教育部長

まだ先はありますけれども、そのときのいわゆる雇用賃金というものがどのように推移するかによつては、私ども公務員でも人勸によって上がったり下がったりするわけですが、したがって、愛知県の最低賃金も732円から13円上がったりと、そういう下がったりもするわけでございまして、それを固定的にまた次もその当時の単価をそのままにしてくれということは、そこは今ここで明言できることではないですね。

○佐藤委員

そういうことではなくて、現在行かれた方たち、知立市でパートをやっていた方たち、そういう心配をされているということが本会議で言われましたよね。引き続き、当初の計画どおり、その単価が維持されると私は思うんですけども、そういう心配をされるという声も紹介されたので、それはちゃんと契約期間内に担保されるというふうに思いますけれども、その辺は大丈夫だと、こういうふうに思っていますか。

○教育部長

それは、設計の中での市としての積算は、できるだけ。ただ、今の1,050円というのが、例えば市の職員が今は950円で事務職のパートがございすけれども、一般の。その方たちも、それは上がっていくのか、はたまた多少下がるのかというのは、そのときでございまして、それに応じて、では給食センターの方は1,050円がそのまま担保ということになると、上がる場合もあるわけですので、そこはそのときの適正な労働賃金単価をパートに積算をしていくという中身になります。

ただ、それをきっちり、それでは明示していくという中身になりますと、これは佐藤委員、あるいは池田委員がおっしゃったように、これは市としてのきちとした行政上の担保がないとできないわけですね。それは、公契約条例の制定に結びつく話で、それはひいては国のILO94号条約批准との関係もかかわってくる話です。それを超える部分はもう少し内部でも。私どもだけで判断できることではございませんので、時間をかけて、他の状況も見詰めていく時期だと思っているんですけど。

○佐藤委員

私は、次の契約ということを行ったわけではなくて、現在雇用されている従来の市のパート職員だった方が大新東に行かれた方たち、この方たちが心配をしているということでありますので、当初の契約のとおり、この期間内は担保されるのかと。されると思うんですけど、私は、そこを言ってほしいわけですね。その先の話は、また別の議論だからね。

○教育部長

これも相手の会社のことを私が、そうするということは言えませんけれども、私としては、当時相手の明示されたものに対して、いろいろとお話をした中で、受けていただいた、今までみえたパートの方の賃金については、この条件を遵守して契約してほしいと中身でお話してまいりましたので、その部分は、先ほど申しました労働賃金のそういう下落という部分はあるかもしれませんが、上がるかもしれませんし、それ以外については、そのような方向性を遵守していただけるのではないかなという思いであります。

○佐藤委員

遵守されるのではないだろうかなということを今言われただけでも、上がる部分については問題ないけども、そのときの労働賃金と言いましたか、最低賃金なのか何なのかわからない。そういう世間の相場といいますか、そういうことの変化の中で、上がる分には問題ないけど、遵守されるというながら、そのところがばきっと当初の3年間、1,050円がちゃんとこの後も契約期限内には担保できると言ってもらえば、これはいいわけなんです。上がるかもしれんということはあるかもしれん。最低は、遵守すべきラインは下がらないんだよということを明言してもらいたいんです。

○教育部長

その部分は、契約を3年間でしたわけでございますので、その中身については、受託者はそれをきちっと守っていくということが基本であります。

基本ではありますけれども、それが例えば、先ほど申しましたように、状況によっては上がる分はいいよと。上がる分はいいんだけど、10円でも下げる分は、それはノーだよという部分は、では上がる部分だって据え置いてくれという話になるわけでございまして、そこら辺は微調整の範囲で考えるべきではないかなと思いますが、いずれにしても当初で契約していただいた部分は、今の私と大新東との中では、そのような考え方で進めているところでございます。

○佐藤委員

私は、上がるということは、部長のほうが先ほど上がるということと言われたわけだから、私たまたま上がるということと言っただけの話で、現状維持はちゃんと担保できるんですねということと言ったわけで、はい、そのとおりですと言えば、この話は終わるんだけど、そここのところいろいろ言われて、微調整があり得るとか言われるものだから、私はちょっと話が違うではないですかということをお願いしてるんですね。ここはどうなんでしょう。

○教育部長

先ほどからお話ししている部分は、原則的にはそういう考え方で両者ともに契約しているわけですので、そういうことなんですけれども、しかし、それを私がここで他社のことに対して、きちっと明言をしていくということは、それは相手方の了承を得ていかなければいけない話ですので、したがって、こういう答弁になっておるわけでございます。

○佐藤委員

確かに、他社のことではありますけれども、知立市が調理部門を委託している委託先でありますよね。原則、それでいくということであって、私どもはこれで従来の方たちは担保されたと、そういう認識できたわけだけでも、原則という原則以外があって、下がることもあり得ると。それをその範囲の幅が小さいよということで微調整という言葉が使われたんだろうと思うけど、額面どおり受け取っておきます。

十分、当初私どもが認識していたその担保が、ちょっと霞がかかったところがあった答弁だなど。これについて答弁は要りません。そういうことだということで受け取っておきます。

それで、次ですけれども、119ページですね。特に、社会教育の中で、文化会館のほうに新しい茶室ができたわけですね。これを建設をしようというときも大激論になりました。

そこでお聞きしたいのは、新しい文化会館の茶室が、これを見ますと利用日数、開館日数という

ことで書いて、利用日数が191日、それから開館日数が305日と、これは毎日あけてるということなのか、どういう使い方というか、されているのか、この辺はどうなのでしょう。お茶をやっている皆さんが、そこでお茶教室、お茶教室というのではないね。従来、中央公民館でやってたように、そういう形でやってきて、そういう中身で、こういう形でやられておるのかなど。利用日数とかそういうのは出てるんですけども、何人の方が利用されたのかということは、ここには載ってないものですから、文化会館の茶室について、何名の方が利用されたのかなど。中央公民館が今もそういう機能があるわけですけども、中央公民館にもあり、文化広場にもあり、そしてここにもあるという中で、お茶人口といえますか、こうした施設を利用する人がうんと伸びたのかどうかと、この辺はどうですか。

○生涯学習課長

文化会館の茶室につきましては、191日の日数。要は、305日あけるとということは、365日のうちに305日が開館をしておたということで、そのうち午前・午後・夜間というふうな区分はありますけども、そのうち1回でも茶室を使っておれば、一日ということで191日が出ております。

それで、今回割り返して62.6%ということで、昨年、年度でいきますと平成20年度は60.2%で、茶室の利用のほうは2.4ポイントですけどもふえておるということでございますけども、人数のほうについては、私どものほうもちょっと把握しておりません。

○佐藤委員

ここは開館日数が305日で、利用日数ということで朝昼晩あるわけですけども、日にち換算の稼働率と、こういうことになるわけですけども、これは人数を把握してないというのは、これは貸し館、貸し館というとおかしい。貸し館みたいな形で利用者さんにお貸しをするのか、どんな形態で運営しているのか、ちょっとそこはどうですか。

○生涯学習課長

この施設の利用でございますけども、貸し館と

いう形での人数。それから、自主事業、共催事業という形で人数というのが出ております。

こちらでいきますと、ここにあります合計で貸し館と自主企画事業の入場者数は25万4,537人というふうになっておりますので、それをお願いいたします。

○山崎委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後6時56分

再開 午後7時4分

○山崎委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○佐藤委員

これは、利用状況は貸し館とか自主企画事業だとか、これはわかるんですよ。私が聞きたいのは、この茶室は305日あけておいて、利用日数が191日だということであるわけですけども、問題は、貸し館と。また、自主企画事業と。この191日の中には、ほとんど貸し館というふうに使われていいですか。これは、特別館のほうの芸術創造協会がお茶で自主的な自主事業をやっているわけではないというふうに思いますが、そこをまず確認させてください。

○生涯学習課長

こちら、館のほうでも呈茶DEパティオというふうなことで、午後の一時を茶室で抹茶等を飲んでくださいというような新しい事業も始められて、そういったのも入っておりますので、茶室をどんどん利用するような事業を展開しておるということでございます。

○佐藤委員

そうすると、この191日には、貸し館のほかに館のほうは抹茶を飲んでくださいと、そういう自主的なもっと利用率を上げたいと。利用する、お茶に親しむ人を広げようという意図かしれませんけれども、それも入り191日ということでありませうけれども、だとするならば、この中にとりわけ茶室については、二つ既存の茶室があったやつを、特に中央公民館については、従来の茶室を改

めて、一応炉を切って使えると、そういうこともできるということですが、それを変更してまで。当初は、あれはあくす計画だったですよ、中央公民館は。だけど、いろいろ市民の声があって、議会の中で残したということでしたよね、思い出してきましたけども。

だとするならば、従来の利用者と新たな茶室をつくって、従来の文化広場やこども含めてですけども、どれだけ利用が広がったのかということが、この茶室をつくって効果があったということが見えてこないかんわけですよ。

そうすると、当然のことながら、ここには貸し館であれ自主的なものであれ、利用者数が出てこないかんというふうには私は思うんですけども、そこがわからないということですかね。

○生涯学習課長

数字を25万人とっておりますけども、最終的に貸し館利用者。

○佐藤委員

茶室の部分について。

○生涯学習課長

とってあります。私も文化会館との打ち合わせの中で、それぞれの個々、部屋がありますけども、何月に何人、何月に何人ということで、茶室の部分の利用者の数もちょうんと出ておりました。それは確認しております。

○佐藤委員

ここで肝心なところは、2カ所から3カ所にふえる中で、お茶の利用者が伸びましたよということになれば、新たな茶室をつくった効果がね。いろいろほかのこともあるかもしれんけど、目に見える形で効果ありということになるんだろうと思うけど、今の中身では、とってるといふものの、その姿が見えてこないんですよ。

文化広場についても、講座という形の利用の仕方、それから中央公民館についても開催期間、回数ということで、期限が5月から12月24日というような形ですので、通常の貸し館でお茶をやっている方たちが自由に任意でやっているという中身ではないような気がするんですよ。その辺も含

めて、実際にお茶をやる皆さんが、文化会館も含めて広がったと。

特に、中央公民館と文化会館の茶室の関係の中ではどうなんだろうかなと、本当に効果が上がったのかなということが、このところで見なきゃいかんと思うんですよ。私は、そのところを聞いておるわけで、その辺はとってますということですけども、それは今わからないんですか。

○生涯学習課長

ちょっと今の私の手持ちの資料では、ちょっとすぐ出ません。

以上です。

○佐藤委員

そういう点で、少なくともこれは私ども反対の論旨を張って、文化会館についてはやったわけで、そうした点では今のままだと、これをつくって本当によかったのかどうかという点では、もちろんそこにあることでいいと言う人もおるし、トータルで見たとき、本当にどうだったのかなということが検証されないかんもんね、それぞれの事業が。

国会の中でパフォーマンスよろしく、目に見える形で事業仕分けやっているけれども、実際に決算審査というのは、まさに市民の代表である議員が事業仕分けとは違いますけれども、この事業についてどうだったかということを審査する場でしょう。だとするならば、それが出てこなければおかしい話で、私はそう思うんです。今出てこないということですので検証できませんけれども、結局、茶室をつくったということについて、その程度なのかなと、こんな感じを受けたわけですよ。これはいいです。数字が出てこないということですので、それまでにしておきます。

それで、もう一回行ったり来たりで大変恐縮ですけども、先ほど給食センターの話で、さっきの話はそれでいいんです。

それで、現在の当初よりも、予定していたよりも大新東のほうが対応できないということで、パートをふやされたということで、3年間の契約金額が決まっているという中で、利幅が多分ちょっと薄くなってしまったと、そういう部分があるだ

ろうというふうに思うんです。

それで、新たな今後の契約の中で、そうした状態は、例えば受ける業者が違うかもしれませんが、単純には言えませんけれども、引き続き入札の結果、大新東が受けたと。そうなったときには、契約金額が、そのときの諸情勢もありますけれども、膨らんでくる可能性もあるというふうに私は思うんですね。必ずそうなるとはいえないけれども、そうした実態を考えたときには、そうなるのではないかなと、そんな思いがありますけれども、その辺はどうでしょうか。

○教育部長

これも推測も入った答弁になりますので、御質問者もその域で質問してみえると思うんですが、そのときは、こういった知立市の6,500食の給食をつくっていく。そして、あれぐらいの規模で実施している他市の人数、経費、そういったものを積算して当時は入札をかけて、そのときにもいろいろの業者もそれを見聞された中で応札されましたので、あのような金額になりました。

3年後においては、委員のおっしゃるとおりだと思います。そのときの諸情勢によっても総額は変わるでしょうし、あるいは、そのときに知立市が食数がどういうふうに移行したことによって、人件費とか人数という積算も改めて他の施設等を見て、検証した中で、再度白紙の状態できちっとやっていきますので、価格がそのままいくとか、あるいは下がるかとか上がるかという部分は、ちょっとデリケートな部分でお答えできませんが、全体的な感じのニュアンスの御質問については、私も大体そのような考え方をしております。

○佐藤委員

だとするならば、当初の知立市が直営でやった場合、そして民間委託した場合という形で、削減額がどうなっていくのかと。先ほどの答弁の中では、当初の試算を前提にして13年ごと、金額については明示されませんでしたけれども、13年後に黒字化するよということですけども、可能性の話で大変恐縮なんですけれども、それが新たに再契約をどの業者がやるかわかりませんが、と

てもじゃないけども、例えば大新東が受けたら、従業員の数も膨らんでしまったと。とてもじゃないけど、これで契約できんと。入札の金額とか、契約金額についても膨らむ可能性があるということをお聞きしたわけで、そういう点では傾向として同意はできたわけです。

そうすると、13年後というものが、13でなくなるという可能性もこれまた出てくるという、可能性が出てくるわけですよ、正直言って。委託契約額が膨らめば、当初の予定より。当初は、一律の計算で試算をしているわけですから、13年後には黒字化しますよということをおっしゃられたけれども、それが実際の運用の中では、さらに黒字化が延伸するという可能性も。可能性の話だよ、これは。まだ契約していないわけだから、3年後の話は。

だけど、そういう可能性があるということ、一致できるんじゃないでしょうか。どうでしょうか。

○教育部長

予想というもとの、前提条件もとらえ方によってちょっと変わってくるんですね。すなわち、ふえてくれば、当然総額経費は上がる可能性はあります。しかし、それはトータルで見えていますので、現在の調理員が当時の給与ベースで試算しておりますので、その給料が下がってくれば、逆に12年になるかもしれない。あるいは、退職されちゃえば、その人部分は振りかわるので、下がるかもしれない部分もあるんですね。

けども、それは、そういうこともなしだよ。そして、給料も大体このままいくよ。そして、実際に食数とかいろんなものを3年経過したときに試算していったら、それが例えば上がってくれば、当然年数が14年という形に、それはなる可能性がありますが、それは違う場合もあるわけで、ひとつそういうふうにお聞きしたいと思うんですが。

○佐藤委員

そこが私肝心なところだなと、議論を通じて思ったわけですよ。というのは、当初の試算を不動のものという、一定の変わらないという前提の中

で試算をされて、13年ということが出てきたわけだから、私どもはそうした土壌の中で議論をしてきたと。変動値については、ないままの議論をしてきたわけですよ。それで、これで削減ができますよと、こういう形の議論になった。

ところが、今の話が、給食センターも生き物で変動していくということになると、さっき言ったような13年が14年になることもあり得るだろうし、そういう点では、あくまでもあれは試算だったということがあったとしても、目安だったということがあったにしても、そのことを強調して言えば、削減効果があるということで実施をされたという点では、先ほどの問題と同じように、疑義を感じるなど、そういうことだと思う。

私のそうした思いに部長は、いろいろ変動する要素をいろいろ入れましたけれども、大体同様の認識だと私は理解しました。

それで、そこでさっきの答弁で問題なのは、諸情勢が変わると850円についても、まず上がることはないかもしれんけれども、下がる可能性もその中には加味をしていると。

そうすると、下がれば膨らまないよということで、そういう可能性もあるという点では、これは本当にどうなのかなと、そんな思いを私は強くしたわけです。大体その点では、一致できるどころだなと、さっきの議論で思いました。

それで、次お聞きしたいんですけども、教育でちょっと聞きますかね。きょう、本会議でもこうしたグリーンカーテン含めて、エコ活動がどうなっているんだということが本会議で質疑があった。一般質問もありましたので、そんな関係か、担当部長がきょうの会議にあわせて、こういう形でやっていますよと、こういう物が出てきたり、さらにここの裏を見ると、私初めて見ましたけど、エコ新聞というのは、5号ということで、知立市環境教育研究推進委員会と、こういうことがありましたけれども、こちらはこういう写真を見れば一目瞭然ということですけど、これは知立市環境教育研究推進委員会というのはどういうものですか、どんなことを。初めて私、この新聞を見まし

たので、とてもいい中身だなと思って見たわけです。

○学校教育課長

この環境教育研究推進委員会についてであります。学校教育における環境教育、これをより充実させていこうということで、3年間ということでもあります。ことしが2年目になる委員会であります。各学校の代表者が集まりまして、各学校1名ずつ集まってきまして、それぞれの活動等を紹介・報告したり、それから、この委員会として取り組んでいこうという内容も決めまして、現在取り組んでおるわけです。

今年度の具体的な活動内容としましては、知立市で取り組んでおります、学校給食についてきます牛乳パック、これがどのように再利用されるかという、そういうビデオをつくって子供たちに見せようではないかというようなこと。

それから、生物多様性を守ることの重要性を理解させて、愛知グリーンウェブ運動に参加していくと。

それから、エコライフデイというのを設定しまして、6月、10月、1月の年3回でありますけども、チャレンジシートを活用して、エコな生活を子供と家族と一緒に過ごそうというねらいであります。それで、その成果をエコ新聞、年間1号から3号発行するという予定であります。

それから、緑のカーテン運動等にも積極的に参加する。その写真が応募した写真だというふうに私は理解しておりますが、というようなことを行っておる委員会であります。

以上です。

○佐藤委員

こういう点では、とても初めてみまして、こういう活動を学校がしているんだと。議会答弁の中で、本会議の中ではこういうことは答弁ありましたけれども、改めてこういうものを見ると、こんな形でやっているんだなというふうに思います。

そうした点では、これは学校ということですけども、年間3回ということで、これからどうなるかわかりませんが、私ども議員にもこれを

ぜひお知らせ願いたいというふうに思うんですけども、ポケットに入れさせてもらおうと、学校の中でどんなエコの活動をやっているのかわかりますので、ちょっと予算の関係で23名分ですけど、可能だと思うんで、ぜひこういうこともお知らせ願えたらと思いますけど、どうでしょうか。

○学校教育課長

その点については可能だと思いますので、今後行っていききたいと思います。

○佐藤委員

もう一つ、学校のことで聞いておきます。池田委員がいじめ・不登校の問題のところでお聞きしましたけれども、確かにあの説明なんですけれども、つい最近の新聞で文科省がこの14日に全国の小・中・高校、2009年度に把握した児童・生徒の暴力行為が初めて6万件を超えたという調査結果を公表いたしました。

それで、前年度比で2%の増と。6万913件と、4年連続で過去最多になっていると。しかも、その中で、例えば学校の窓ガラス割ったりとか、そういうものは減少してきて、暴力行為が多いと。それも生徒間の暴力が多くて、なおかつ小学校低学年で著しく増加をしているというような状況が報告されてますけれども、知立市では、先ほどのいじめ・不登校のことでそういう事業をやって、数字も示されましたけれども、全国がこういう例ですので、知立市だけがその例外ということは、今の時代、社会においてないだろうというふうに思いますけど、現状はどうなっているのかなということ。どうでしょうか。

○石原教育長

せんだって、新聞で公表されておりました。知立市の平成21年度の暴力行為の発見件数でありますけども、全部で11件、1,000人当たりの発生件数1.8であります。全国と比較しますと、全国は4.3ということですので、知立は1.8ということがあります。

先ほどの11件、先ほど小学校低学年という話がありましたけども、本市の場合、11件すべて中学校であります。11件の内訳ですけども、対教師暴

力というのが6件ありました。そして、生徒間暴力が4件、対人暴力が1件であります。

以上です。

○佐藤委員

私は、疑うわけではないですけれども、全国の傾向がそういう傾向であるということですので、そうした影響は少なからず同じような傾向があるのではないかと。まず、ここはないよということではなくて、今、報告は中学校で11件ありましたと。これは1,000人当たり1.8ですよと。全国平均は4.3と比べれば少ないですよというのが今の答弁だったんですけども、そこは本当にそうかということ、生徒を疑うということではありませんけれども、教育的な配慮をしていくという意味から、そうした視点で見て、本当にそうなのかということをやっばり検証していくという、こういう作業も必要であろうというふうに私自身は思うんですよ。

だから、知立市だけが全国の例外ではなくて、もちろんこの中にも全国の都道府県でどうかということがありますけれども、同じ傾向が全国どこでもそういうときにあらわれるわけですよ。かつて、窓ガラス割ったり、そういう人や、全国だってそういうものが大小はあったに当たってあったわけですので、ですからそういうところで知立市は1.8ですよということで安心して見るのではなくて、全国の傾向がそうであるとするならば、そうした可能性が潜んでいるという目でもって、こうした点は対応していただきたいなというふうに思うんですけども、その考え方について、どんな所見を持っているかお聞かせください。

○石原教育長

今、佐藤委員言われるとおりであります。そういう傾向というのは、全国的に出ているわけでありまして、これは報告件数であります。例えば、器物損壊、これは生徒の器物損壊ということになっておりますので、中には例えば夜ガラスが破損していたと。

ただ、これは生徒の器物損壊なのか、あるいは一般の方が入ってきてやったのかということがわ

からないということで、器物損壊では教育委員会に入ってきますけども、それが子供である場合は、器物損壊の事件として上げます。卒業生の場合は、これは生徒の中には加えておりませんので、そういうのは知立の中には起きております。その辺のところを十分に見ていかなければいけない。

そして、そういう器物損壊にしましても、そういくには子供の内面に何があるのかということをこの前の校長会でもお話をしたわけですけども、つまり子供の心、内面の動き、そういうものをしっかりとりとらえておかないと、子供の変化が見れていかない。そうすると、それということは教育そのものが成り立っていないということでありますので、その辺のところをしっかりと見ていく、それは必要なことだと思っております。

○佐藤委員

ぜひ、私もどうということが、子供たちを疑ってかかるということではないわけで、当然のことながら、そういうことを念頭に置きながら、子供の変化を細かくやっぱり観察をし、対応していくと。未然にそういうことが起きないように対応していくということも必要なことだろうというふうに思います。

私は、ある方に、もうこの問題は過ぎた後ですけども、やっぱり学校の中でいじめがあって、保護者の方が学校に強く抗議をしたということがありまして、そういうこともぜひ正確な把握をしていただきたいというふうに思うんです。

それともう一つは、この記事を読みますと、例えばネットいじめということが、よくテレビなんぞでも取り上げられておるわけです。これは、どういう形でこれを認知するのかということは、ちょっと私ようわかりませんが、絶えずそういうことをやってないかのかということがありますけれども、いずれにしてもこの報告では、ネットいじめの件数は3,170件で、前年度比30%になったと。

そういうこともあって、逆に問題が学校側に、そういうこともありますけれども、見えにくくなっているのではないかというようなことも、この

記事の中にあるものですから、ぜひ最善の注意を払って、対応していきたいなというふうに思います。

以上で、私はもう一つだけ聞いておこうかなと思います。

それともう一つは、せんだって防災訓練がありました。各自自主防災会で取り組まれて、私も自分の所属する町内会のところに行きました。私のところでは、名古屋消防局に勤めている方が在住しているものですから、その方が応急処置などいろいろやりましたけれども、その後、知立小学校のほうに行きまして、体育館の中でトイレ、それからパーテーションと言うんですね、間仕切りのやつもつくつたりの訓練をさせていただいたわけですけど、そこで、これから考えないかんとということになると、前も議論ありましたが、広域避難所でいざ災害があったときに、だれが開設をして、どのような運営をしていくのかということが、災害はいつ起きるかわかりませんし、対応できる方が、自主防災会の方がすぐに対応できるのかどうか、いろんなケースが考えられるにしても、そうした研究とかものについて、ガイドラインとか、そういうものはどうなっているのかなというふうに思うわけです。

防災訓練ですので、市の職員がそこに存在をし、何々を持っていってくださいとか、そういう形でやるんだけれども、いざ実際のときには、その職員さえも来れるのかどうかという問題も含めて、そうしたことを考えた防災訓練のあり方なども、すぐにできるかということは別にして、研究していかないと、いざ実際になったときに本当に対応できるのかなと形になりますよね。どこもそうだったときには、右往左往しながら事が進んでいくわけで、その右往左往することはやむを得ないにしても、それを右往左往が最大小さく抑えられる方向でやらないとだめではないかなと、そんなことも具体的に検討していただいて、来年のということではないですけども、防災訓練のほうにそういうものが反映できるような仕組みが、ある意味で実践的なといいますか、そういうことも必要で

はないかなというふうなことを思ったものですか、その辺の認識だけお聞かせください。

○防災対策室長

9月5日に知立市の総合防災訓練を実施させていただきました。現在、各自主防災会並びに訓練に参加した職員のほうから、アンケートを徴集して、きょう実は締め切りになっておりまして、まだ四つほどの自主防災会からまだアンケートをいただいておりますので、集計がちょっとまとまっておりません。

ただ、今までいただいた中でいろいろな御意見をいただいておりますので、それは今まとめさせていただきます。

委員のおっしゃるように、防災訓練の中で避難所の関係、特に今現在は知立市に27の避難所がございます。それで、市の職員として各避難所に2名ずつ避難所開設員というのを任命しております。

ただ、先ほどおっしゃられたように、災害が、大きな大地震が起きたときに、またはせ参じることができかどうかというのが問題になります。

実際の避難所の運営にかかわりましては、当然、施設の管理者、学校でいいますと学校の校長、教頭、そういう施設の管理者、それから市の行政担当の者、それから、各自主防災会といえますか地元の方たちですね。そういう方たちが集まって、避難所運営委員会をつくって、そこで避難所ごとに運営をしていただくというのが基本的な考えかなと思います。

現在、避難所運営委員会のモデルというのがございますので、そういうものを順次作成して、避難所ごとに避難所運営訓練というのを実施しようかなというように今後計画させていただきたいと思っております。

○佐藤委員

ぜひ、そうした点では防災訓練もかつて昭和グラウンドで一括してやってたことがそれぞれ崩されて各町内でやったり、また、備品等も整備がされてくる中で、そうした組み立て訓練等もやって、年々質が向上しているなということは、私は感じているところです。

ただ問題は、自主防災会についても、多くのところは町内会役員を中心として、これが単年度でかわっていくという弱点があります。そこを承知の上で、こうした避難所開設をどうしていくかということもぜひ検討していただいて、早い時期にある程度のをやっぱりつくり上げていくということが必要ではないでしょうか。そういうことをお願いしておきたいなというふうに思います。

そのところ、ぜひ、いつぐらいを。今の範囲の中で検討をこれからしていくということですが、どのぐらいの範囲の中でそういうことが可能なかと。見通しもおありでしたらお知らせを願いたいなというふうに思いますけど、どうでしょうか。

○防災対策室長

今回、実施いたしました防災訓練、平成16年からだと思いますが、ことし7回目、同じような訓練で7回目を迎えております。

それで、自主防災会が町内会の役員と兼ねてというか、そのまま自主防災会の役員をやってみえるということもありまして、高齢化も進んでおります。

それから、なかなか単年度で役員がかわられるということで、うまく継承できてないということもござります。

今、地域の中で例をとりますと、牛田町の場合ですと、牛田町の防災隊というような形で継続的に防災にかかわっていくグループもいただいております。

それから、上重原、西町等々で、やっぱり継続的に防災に取り組んでいこうというグループができて、町内会、自主防災会と協力して訓練をやっているというようなことがありますので、できるだけそういう継続的にできるグループを育て、自主防災会とあわせて小学校ごと、単位ぐらいで、できれば避難所開設の訓練を実施してまいりたいと、そんなふう考えております。

○佐藤委員

ぜひ、そうしたことが準備をされて、行えていきたいなというふうに思います。

それともう一点だけお聞かせ願いたいと思えますけれども、市制トピックということで、広報ちりゅうに災害時の要援護者支援制度というものがありません。これも議会で、いつになったらできるんだという議論が何度もあったわけですよ。それができたということでもありますけれども、当初は国のガイドラインがありましたよね。この前、つい最近の新聞の中で、この制度をつくっているところが全国で6割でしたか、何割ですかね、まだまだ到達が低いし、国のガイドライン自体も不明というかあいまいな規定が多くて、自治体によっては対象者がさまざまということもあつたりとか、いろいろ言われているわけです。

私どもは、そうした議論の中で、当初は外国人の方もそうした議論の中に入れておいたわけですが、これを見ますと、そうした方がいないということですよ。言葉が不自由であるという前提で、そういうことが載っているんだと思うんですけれども、その辺はどうして載らなかったのかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○防災対策室長

災害時要援護者の支援制度ということで、今、窓口としては、私ども防災対策室でなく、福祉部門でやっておりますので、その段階で、協議は当然進めておまして、御意見として外国人もというふうなお話も承っております。

ただ、やっぱり自分自身で、自分が助けられない人たちをまず第一に考えるということですので、この9月1日から受け付けを始めたということで、今後の課題としてあろうかと思えます。

○佐藤委員

わかりました。

私、地域防災計画ということで、防災の関係かなということで質問しましたけど、この問題の所管は福祉課と、こういうことで、そういう点では所管超えてちょっと質問して、大変恐縮でした。

以上で私の質問は終わります。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永井委員

それでは、主要成果報告書の中から数点お聞きしたいと思えます。端的にお聞きます。

まず、21ページの中で4項、市たばこ税があります。御案内のとおり、この10月からたばこが値上げされます。300円のたばこですと410円という中身であります。

それで、ちょっと計算していただいたんですが、その中で市税として市が税金として受け取る分がどれくらい変わりますかということをお聞きしておきました。平たく言って、300円のもので1箱当たり計算していただいた金額では65.96円、これが92.36円と、26.4円増、一割四分、五分程度の増が単価としてあります。

しかし、この決算書を見ますと、平成20年度から平成21年度のたばこの税収は、9.1%の減というふうに見込まれております。

このことを踏まえて、この10月からの増税によって、たばこ税、収入はどのように10月から来年の3月いっぱい、そして平成23年度予算に上げる数字はどれくらいが見込まれるのか教えてください。

○税務課長

たばこ税でございますけれども、先ほど言いましたマイルドセブン、あれが現行300円で、それに対して1箱当たり65.96円が市税となっております。それが、マイルドセブンが改定で410円ということになった場合に92.36円という形になっております。

それで、近年は喫煙離れが進みまして、たばこ税は平成18年度、平成19年度の前年度比を見ますと、大体3から4%減になっております。それで、平成21年度におきましては、先ほど委員も言われましたけれども、約10%程度の減になっております。

それで、今回、平成22年10月より1本当たり、市税、国税合わせまして1本当たり3.5円の税額の引き上げ、小売価格においては5円の値上げという形で改定されるわけですが、この値上げに際しまして、新聞報道による総務省の試算では、前年度比で今年度約16%の売り上げ本数は減ると

いう報道がありました。これによる試算をしますと、旧3級品、一般でいうマイルドセブンとかそういうものなのですが、そういったものの売り上げ本数としましては、8,189万6,000本の減少になろうと。市のたばこ税としましては、3億700万円ぐらいになる見込みと考えております。

また、旧3級品、これは昔わかばとかエコー、しんせい、ゴールデンバット、そういったたばこなんですけども、こういったものにつきましては、反対に微増ですけども、増加傾向にあるのではないかとこの考えで、107万2,000本の増が見込まれるのかなということで、うちのほうは市たばこ税としましては、200万円ぐらいの税収になるものと見込みまして、両方合わせまして、最終的に平成22年度の税収としましては、3億900万円の収入。これも値上げに伴った減収というんですか、本数の減る率を16%以上。新聞等によりますと、25%まで見込んでいる新聞等もありましたけども、知立市としましては16%の本数が減るということで計算しますと、平成22年度の収入見込みとしましては、3億900万円。本年度の予算が3億1,200万円ですので、300万円程度の減収になる見込みと考えております。

それと、以後、平成23年度の見込みとしましては、今の状況よりも若干。

ちょっとお待ちください。

来年度につきましては、若干値上げ前の駆け込み需要とかそういったものが若干あります。平成23年度としましては、一応うちのほうの予想としましては、若干伸びるものと考えまして、3億2,000万円程度の市たばこ税を予想しております。

以上でございます。

○永井委員

今年度が3億900万円程度、来年度が3億200万円程度。いずれにしても、単価増税したことによって、税収としては大変な減収だということで、2,000万円からの減収が見込まれているということでもあります。

たばこ税に頼らないという感覚というか、やっぱり健康増進法のほうをウエートに置いた今回の

増税なのかなということが、この市の試算、あるいは総務省の16%売り上げ減という試算でもわかるのかなという感じがいたします。

今度は逆に、今の増税をすると税収が減るよという話でありました。今度は逆に、減税をしたら増収が期待できないかというお話をちょっとさせていただきたいと思います。

6月定例会で風間議員の一般質問の中に観光ホテル整備法のお話がありました。これを登録すると、不均一課税の導入根拠がありまして、固定資産税の軽減が図れるというお話がありました。その際、林総務部長の答弁では、そういった知立にもホテルがあるのですから、また知立のホテルが整備法に登録してあるということで、優遇措置については一度よく研究をして進めていきたいと思っておりますと答弁されております。

3カ月たちました。この固定資産税の軽減、私も風間議員の案には賛成をしておる立場であります。どうか、この優遇措置について、3カ月の研究の成果、どういうふうになっているか教えてください。

○総務部長

優遇措置の話でございますが、今、国際観光ホテル法に基づきます優遇措置につきましては、国のほうも観光行政の推進ということもあって、そういった優遇措置のほうをお考えのようではありません。

今、市の方としてこれぞというところまでいっておりませんが、今はそういった情報も入ってきておりますので、そういったものを見守っていきなというふうには、ちょっと今現在は思っている次第でございます。

○永井委員

御案内のように、知立ホテルというのは民間の施設でありますけども、知立の顔というか、公共的な要素が多分に含まれている唯一のホテルだと思っております。特に、もともとは、あれは駅前再開発事業の産物でありますので、ぜひ知立ホテルというものをしっかりと我々の、知立のシンボルとして存続していきたいというふうに思ってい

ますが、そんな中、景気が悪くて、あそこのホテルも例外ではない。売り上げも非常に減収があったというふうにお伺いしております。

やっぱり、知立の観光の拠点だと思うんです。ちょっと観光の話がばつと出ちゃうと所管が違いますので、税金の話に戻しますが、ああいうクラウンパレスホテルがあることによって、近隣の商店街、あるいは飲食店がある程度恩恵をこうむっている。これは、私も飲食店を経営しておりますので、本当に事実であります。

そういった中でも、ぜひこれから知立ホテルさんにはもっともっと頑張ってもらって、近隣というか知立の商売、商店街の活性化等につなげて、最終的には税金につなげていけばいいのかなと思っておりますが、そんな中で、例えば豊田市が条例を国際観光ホテル整備法による税率の軽減措置をやりました。通常は、建物の1.4%を豊田市では条例で0.7%、碧南市では条例で1.0%にいたしております。

ぜひ、この辺お考えしっかりいただいて、来年度早々にでも、来年度からでも国際観光ホテル整備法による固定資産税の軽減、こちらのほうをぜひ前向きに検討していただきたいと思いますが、担当部長いかがでしょうか。

○総務部長

クラウンパレスホテルのほうも、知立市の7万都市にしては立派なホテルでございます。知立市としても本当にいいホテルが市内にあるということでございます。誇れるというものであろうと思っております。

また、知立市の駅周辺区画整理事業、また再開発事業、こういった大型の事業からしますと、今のホテルというのは一つの核になる位置づけのものであろうというふうには思いますし、また、今お披露のありましたように、やっぱり商業振興からしますと、ホテルというのも一つの重要な知立市の振興事業の核となるものだというふうには思います。

そういった意味もあって、さきの議会にもそういったいろんなことが考えられると思っておりますが、

よく研究してまいりたいという話の中で、先ほど申し上げましたように、国のほうにおいてもそういった動きがあるということでございますので、そういうのをよく研究し、また、聞き取りもし、いろいろ検討を重ねていきたいというふうに思っております。

以上です。

○永井委員

実際、このトヨタ系の企業がちょっと元気がまるきりなくなってしまってから減収だと思いますが、ただあそこは本当の観光ホテルの位置づけをしっかりとしているなという統計が、外国人宿泊者の数が、平成21年では合計で2万4,499名だったというんですけども、平成22年8月の段階でも2万3,000人ということで、特に中国人の方がこの段階で倍近く4,800人から、この8月の段階で8,724人と、非常にふえています。

これは、この辺の中部圏が、例えば中国の方が、日本に観光に来たときは富士山も見たい、やっぱり京都も見たい、そういう方が、中間に泊まるのはこの辺が一番いいよと。格安ツアーで来ると名古屋のキャッスルなんか泊まれないんですから、大体この辺あたりのホテルで安く泊まってというパターンが多くて、外国人の方の利用が大変ふえています。

本当にこの観光、国際観光法に見事に乗じたホテルだと思っておりますので、ぜひ優遇措置、固定資産税の減免、しっかりと検討していただきたいと思いますが、この件に関しては、前回の風間質問の中で、清水副市長も知立市内において買い物をしていただいたり、飲食をしていただいたりとか、そういったことの経済効果、後は雇用の確保、一つの大きなビジネスといいますか、そういったものになっていくんだろうというふうには思っていますと、そういうふうにご答弁されています。そういうときに答弁されましたので、清水副市長からもこの減免措置に対して一言所見をお願いします。

○清水副市長

思いは、前回6月の本会議に風間議員からの御

質問にお答えした、今、御披瀝のあったその思いは変わりはありません。

先ほど、総務部長も申し上げましたけども、これはまだまだ新聞情報というような段階かもしれませんが、今、民主党の来年度の税制改正に向けてのテーマの中に、そういった観光振興という部分でのいわゆる老舗旅館でありますとか、そういったホテルに対する税の軽減措置、そういったものが盛り込まれるというような情報もございますので、私どもは私どもでまた研究もいたしますけども、そういった国の動きもしっかり情報をつかんでいきたいと、このように考えております。

○永井委員

先ほど申しましたけども、豊田市、碧南市もやっておりますので、ぜひ前向きに御検討をよろしく願います。

次に50ページ一番上のセキュリティー研修15分コース、これは電算管理費の中の研修のことが二つ書いてあります。その上のセキュリティー研修15分コース、対象参加者、全職員と書いてあります。いつごろ行われたかということと、この内容を教えてください。

○秘書課長

50ページの関係につきましては、担当しているのは直接は企画課情報係なんですけども、研修として実施しているのが交通安全等々含めて、一緒になって研修しておりますので、そういう15分コースという格好になっているという状況でございます。

○永井委員

それでは、もう一度聞きます。参加者、全職員とありますが、全職員というのはどこまでを指して全職員というんですか。

○秘書課長

保育職も含めた全職員ということでございます。

○永井委員

ということは、ここにみえる皆様方も受講されたということで理解してよろしいですか。ちなみに、三役はどうですか。

○清水副市長

平成21年度の研修、ちょっと私、何かの所用に行っていて参加していませんが、それ以前の研修には毎年欠かさず出席をさせていただいております。

○永井委員

だから、一応対象にはなっていて、所用があればしょうがないですね。

それでは、内容なんですけども、内容というのは、ここに書いてある中ではネットワーク環境下における基礎的な知識とセキュリティー意識を持つため実施。このセキュリティー意識を持つてもらうという、この辺がちょっと詳しく聞きたいんですけど、どういったことでしょうか。

○企画課長

この中身につきましては、職員が本来今1人1台という時代で、皆さんがパソコンを利用しているんな業務に携わっております。そんな中、例えば自分のデータを仮に自宅へ持って行って行うというのはよくない。当然、いけないことなんですけど、こういった注意を促したりだとか、また、USBのデータ保存のものなんですけど、その正しい取扱方だとか、本当は初歩的なことです。難しい研修をしても、なかなか職員に身にならないというよりも、頭になかなか入らないものですから、本当に初歩的な研修を進めて、徐々にまた職員のほう、知識を得るようになってきたときには、また次の段階の研修もというふうに考えております。

以上です。

○永井委員

データの紛失とか、あるいはここにはウイルス対策とかも入っているんでしょうかね。よくわかりませんが、こういった逆に言うと、庁舎内で使うパソコンのセキュリティーの意識という問題を全職員に知ってもらうということは大変いいことなんですけど、ちょっと片手落ちだと思うのは、庁舎内でパソコンを使うのは、職員だけではないんですね。議員も使っています。議員には、こういった研修は必要だと思いますが、いかがですか。

○企画課長

議員の皆様方にも、本来パソコンを御使用ということであれば、こういった研修にもぜひ参加していただいたほうがよろしいのかなというふうに私思いますので、私、それが同じ席でできるかどうかということも一度検討させていただきたいと思います。

○永井委員

本当、正直言って、私も自宅でのパソコンの取り扱いは知っていますけども、こういった公共の場でのパソコンの取り扱い、慎重にやっていきたいと思いますので、そういったものを勉強させていただきたいと思いますので、一度御検討ください。

それでは、最後にもう一点だけ。123ページ、ちょっとさっきの佐藤委員とダブるんですけど、昭和テニスコートの利用件数と利用人数、私もちょっと数字には驚いております。下の米印のところに昭和テニスコートの件数は、延べ利用時間数というふうに書いてありますので、多分一人の方が二サイト使えば、特に件数があらわれてくるのかなというふうに思っておりますが、これを見て昭和テニスコートの今、使用頻度というのは、私は相当高いというふうに思いますが、どのような認識でしょうか。

○スポーツ課長

昭和テニスコートの利用件数、件数で申しますと、5,122件でございます。確かに、私も利用者の方からは、なかなか使えないということを聞いておりますので、利用頻度としては大変高いと認識をしております。

○永井委員

先ほど、佐藤委員のほうでもありましたけども、やっぱりこの状態ですと、本当に私もテニスの愛好家の方から、一般時間なんか使えないねということですので、私はこの数字を見て、どこかにテニスコートがもっとふえないのかなというふうに思っているんです。

現在、知立市民、一般の方が使える公共的なテニスコートというのは、何カ所、何面あるか教え

てください。

○スポーツ課長

テニスコートといたしましては、昭和テニスコート。あと、区画整理後の調整池を利用したコートが3カ所ございまして、本林テニスコート、川畔テニスコート、東八鳥テニスコートがござい

ます。調整池のちょっとテニスコートにつきましては、面数はちょっとわかりませんので。

○永井委員

では、また面数がわかったら、口頭でもいいですから教えてください。

非常に、例えばテニスコート不足、本当にふやしてというお声をよくあちらこちらから聞くものですから、今後こういったまたほかの区画整理事業、あるいは419号、あるいは23号の高架下等々もグランドゴルフのことをちょっと考えていただいたみたいですけども、テニスコートのことも、違う課の事業ではありますが、テニスコートを増設するというのをぜひ念頭に入れて、他の課がやる事業にも積極的に、テニスコートをつくってくれという意見を、テニスコートを考えてくれとお出ししていただきたいなという要望をいたしまして、私の質問を終わりとします。

○スポーツ課長

高架下利用でございますが、なかなか高さの制限もございまして、使える範囲であればということで、一度考えてみたいと思います。

○秘書課長

先ほどの情報セキュリティ研修、あわせた交通安全研修ですけども、実施日が昨年11月4日、それから17日、延べ4回実施しております。

以上でございます。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第1号について、挙手により採決します。

認定第1号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手多数です。したがって、認定第1号 平成21年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第4号 平成21年度知立市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○池田福子委員

常識的なことがちょっとわからないのでお尋ねします。

ページ126ページ、公有財産購入、土地取得会計より買い戻して番地が書いてありまして、159平方メートルの438万何だらかんだらと書いてありまして、今度は135ページ、同じ土地、財産売払収入で同じ地所、同じ平方メートルで同じ金額というふうになっているんですけれども、買ってからすぐ売ったというふうに解釈すればいいんでしょうか。

○総務課長

会計につきましては、特別会計で持っていたものを処分するということになりまして、今度は一般会計のほうで買うというような形になります。それがここで計上をされているような形でございます。

以上です。

○山崎委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後8時10分

再開 午後8時18分

○山崎委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務課長

先ほどの件につきましては、もう少し丁寧に説明すべきでした。

土地取得会計で持っていた土地を一般会計に売って、歳出でお金が載っております。その売ったお金を土地取得で、土地のかわりにお金をもらって、歳出に計上したというような形でございます。以上でございます。

○池田福子委員

それは、ノートを変えたということだと思わんですけれども、書類上の手続として入れかえただけというふうに理解してよろしいでしょうか。

○総務課長

これにつきましては、上重原の公民館のところの土地だというふうに理解しておりまして、土木課のほう为上重原の本郷の上重原13号線をちょっと広げたいと、そういうことで地主と交渉したときに、自分とこは駐車場がかかってしまう。それで、うちのほうが普通会計で持っていた土地が近いところにあるということで、一つは替地として一般会計に売って、それからもう一つ、上重原の本郷の土木課のほうに、上重原13号線の道路用地として、土木課のほうに売ったというような形になっております。

以上でございます。

○池田福子委員

それが、その下の上重原本郷38-5ということですね。

○総務課長

そのとおりでございます。

○池田福子委員

坪当たり9万円ちょっとですけど、これは時価ですかね。

○総務課長

この単価につきましては、うちのほうの財産評価にかけまして、購入した単価を参考にして決まったものだというような形で理解しております。

以上でございます。

○池田福子委員

要するに、公的な時価ではないというふうに理解すればよろしいですか。

○総務課長

市役所のほうが、この土地を、もともと買った土地というのは金額がございまして、その金額に対して、あと事務費等がかかれば、かかった土地をやって、単価をはじくというような形で財産評価のほうにそれを諮っていくというような形になっておりますので、買った土地の金額がその値段の単価というような形になるのではないかとこのように考えております。

○池田福子委員

買ったのはいつなんでしょうか。

○総務課長

取得は、平成14年12月17日、愛知中央農協より宅地を買っております。

以上でございます。

○池田福子委員

幾らで買ったのでしょうか、14年に。

○総務課長

2,290万円ぐらいでございます。

○池田福子委員

ということは、平成14年に2,200万円で買ったものを、今度計上するときは438万円で計上したということでしょうか。

○総務課長

すいません。大変失礼しました。

今は、間違っております、平成14年に購入いたしました。そのときの金額につきましては、2,830万4,000円ということで、そのうち分筆をしたものでございまして、今私が答えさせていただきました土地につきましては、その残りがというような形でございます。

以上でございます。

○池田福子委員

では、ちょっと伺っていいですか。平成14年に2,830万円ちょっとで買われたのは、何坪でしょうか。

○総務課長

面積でいいますと、1,058.32平方メートルで

ございます。

○池田福子委員

ざっと坪数で一坪幾らになりますかね。

○総務課長

約30万円でございます。

○池田福子委員

ざっと30万円の土地を今度計上するときは9万円、間違いでしょうか、何かの。

○総務課長

大変失礼しました。

坪単価にしましては、9万661円でございます。

○池田福子委員

そうしますと、平成14年に2,830万円、坪単価が9万何がしということで間違いはないということでしょうか。

○総務課長

そのとおりでございます。

○池田福子委員

ありがとうございます。

どうしてこういうことを細かく聞いたかと申しますと、例の給食センター跡地の問題で、一部も売ってくれという申し出があったということを知っておりますけれども、どうでしょうか。

○総務課長

確かに、隣地の方から、もし売るとしたら分けてほしいというような申し出がございました。

以上でございます。

○池田福子委員

公的な施設を普通財産として、今度は売っても自由な土地ということで売られた場合、そうかといつて無目的で売る場合がありますかね。

○総務課長

そういうような申し出があったということで、市役所のほうの結論は別に何も申しておりません。その方に申し上げたことにつきましては、まだ市役所のほうが有効活用するのか、それとも売るといような方向がまだ決まっておりません。そういうような申し出があった方につきましては、うちのほうが決めた後に、きちんと結論が出た後、御報告申し上げますというような形のことを言っ

ております。

以上でございます。

○池田福子委員

ほかの土地を考えてもらってもいいんですけども、売ってもいいという土地があった場合は、私も手続上わからないんですけど、市役所のやり方がわからないんですけど、公募か何かをするんですか、この土地を売りますよという。

○総務課長

普通財産とかうちのほうの土地を売る場合のときについては、原則やっぱり公募だというふうに思っております。時期もございまして、景気の悪いときに何も単価の低いような金額で売る必要はございませんので、景気がよくなったときに、一番高く買っていただけたところに売るとというのが、一般的なことだというふうに思っております。

以上でございます。

○池田福子委員

その際に、例えば反社会的な物が建つというときは、それを拒否することはできますか。

○総務課長

どういうことを言っておられるかというのがよくわかりませんが、うちのほうが、もし公募で売る場合のときについても、高さの制限とかほかの近隣住民の方がおりますので、そういうような条件をつけるということはあるかというふうに思います。

以上でございます。

○池田福子委員

公的なところが売られる場合は、ぜひ後から建つ物に対しての責任はきちり持っていただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○総務課長

今言われたとおりに、給食センターの跡地の方というのは、給食センターのまさしく横におられた方で、今まで音とかそういったことについてもちょっと我慢していたというような形を聞きます。それも給食センターの後から、この方というのは越してこられたそうなんですけど、そういうような関係もございまして、うちのほうも今の状況でいい

ますと、砂が飛んでいったりとか、そういうような苦情もございまして、苦情が入ればうちのほうも飛んでいって状況を聞くというような形になっておりますが、そこの方につきましても親切にきちんと説明をしたような結論が出れば、そういうような説明をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○池田福子委員

私は、一例として給食センターを上げたわけなんですけど、そこに限らず、今、市役所で所有している普通財産のうちの遊休財産、遊んでいる土地、それを価格に直すとどれぐらいになるんでしょうか。把握はしておりますか。と申しますのも、売っていく優先順位をちゃんとつけているのでしょうかということが聞きたいんです。

○総務課長

普通財産の土地につきましては、決算書の334ページのほうに出ておまして、それを見ていただければわかると思っておりますけど、一般的にいいますと、普通財産、うちのほうで売れる土地というのは、非常に少なくなっておまして、極端なことを言いますと、時代が変わらないとなかなか売れない土地というのがたくさんあります。これも普通財産で今買っているところに、それでは市が勝手に買っていったかという、そうではなくて、買うときにつきましては、その時代に議会の方にも、こういうような土地を購入させていただくと。

ただ、市役所のほうの都合だけで土地を処分するというようなことについては、なかなかできないというような土地がたくさんありまして、一つ例を挙げますと、機織池というのがありまして、あれはしっかりしたことは私はわかりませんが、業者が開発をされるというときに、市のほうが入って、伝統のある、歴史のある池を守るということで、うちのほうで持っておるものでございまして、あれは新林と西中のほうの関係がございまして、市のほうが勝手に、それでは普通財産だから売ってしまうというような、そういうような形の土地もございまして、全部が全部すぐ

売れるというような土地ではございません。普通財産で持っている中で、非常に少ないというふうに感じております。

以上でございます。

○池田福子委員

だったら、ちょっと区分して真っ白にしてあげば売れると思いますので、用途のところを空白ならば、これはあいている土地というふうに理解すると思うんです。

もし売れないならば、貸すという方法もあるかと思いますが。そのときは、いつかけてもらうかわからないよということを約束して貸すということもできると思うし、それから、管理費が結構かかっていますよね。雑草もそうですし、遊んでいる土地、あいてる土地の管理費は、総額どれぐらいになるんでしょうかね。

○総務課長

平成21年度の決算でいきますと、雑草処理委託ということでシルバー人材センターに84万円の委託を出しております。

以上でございます。

○池田福子委員

それは1カ所だけではないですか。全部ですか。それは、大山のことではないですか、全部ですか。

○総務課長

普通財産につきましては12カ所、それから借地につきましては、職員駐車場とか来庁者の駐車場が4カ所ございまして、そういうような土地を管理しております。

後は、貸したところにつきましては、例えば商工会館とか何か貸している土地でございますけど、ここは別に何も草をとる必要もありませんし、商工会のほうでやっていただけますので、ただ、草が生えるというようなことだけを一回考えていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○池田福子委員

いずれにしても、市民の財産だと思いますので、これはもっとできるだけいいんですけども、できるだけ土地活用をして、それから管理費もか

からないようにして、それから、市民の皆さんが有効に使えるような手だてを考えていただいたほうがいいと思うんですけど、いかがですか。

○総務課長

これにつきましては、別に隠したりとかそんな気持ちもございませんし、それから、この一覧表を議会のほうに提出させていただいておりますので、先ほども説明したとおりに、この土地は今までうちのほうを買う場合のときについては、その時代時代のときに議会のほうに提案させていただいて、こういう土地を買いますよと。そこで、しょうがないなというような形で了承された土地もかなり多くありますので、一概に、例えば私が言ったように機織池みたいのところについては、そういうような昔からのことがございますので、年代が変わらないと、なかなかそういったことについては処分ができない。

ただ、ここに載ってないというだけで、理由が書いてないというだけで、それは売っちゃいけないということではないと思います。

ただ、市役所のほうといたしまして、いたずらにこれを買ってきたというわけではございません。議会のほうに、きちんと買うときについては、予算計上して、こういう土地を買いますということをきちんと説明をさせてきたというつもりであります。

以上でございます。

○池田福子委員

ですから、そういうことを申し上げているのではなくて、あるんだから活用しましょうよというふうに申し上げているんです。

そのいきさつがどうのこうのと言っているわけではないんです。これは、やっぱり市民の財産です。市民の方に対して有効に使うようにしたらどうでしょうかと提案しているわけなんですけど。

○総務課長

普通財産の貸し付けというのは、その都度やっております。平成21年度につきましては、収入が1,135万円、それから反対に、今度うちのほう

が土地を借りてるものがあります。それはどういったところかという、市役所で言う第一駐車場も含めまして、それが貸し賃といたしまして年間1,460万円ということになっております。

うちのほうで、これはちょっと話としてそれるかもしれませんけど、普通財産を貸したところを売っていくという話になりますと、こいう土地を今借り上げているところがございますので、ただ売っただけで借地を払っていくという形になると、一般財源がそのままずっと継続的になると思われますので、うちのほうの財政で考えているというのは、普通財産を売却したときについては、なるべくなら土地の今の借り上げしているところを何とかしたいというのが本音でございます。

以上でございます。

○池田福子委員

ですから、無理な活用とかそういうことは考えなくて、例えば、皆さんが望んでいるのは、家庭菜園に使いたいとか、そういうことは望んでいる方が多いんですよ。それもきっと管理が大変なんでしょうけれども、家庭菜園だったら1年でどいてよと言われても、それは納得すると思うんですね。使うまでの間ねと、何か建てるまでの間ねとか、そういう弾力的な活用を考えて、市民のために使ってもいいんじゃないですかと申し上げているんですけども。

○総務課長

今の普通財産については、宅地のものを畑にするというのは、非常にお百姓をやられた方ならわかると思うんですけど、何年か耕して、肥やして、そういうようなことが必要だと思います。

ただ、宅地で使っていた土地を、土地なら何でも育つというわけではございませんので、中には、委員が言われるとおりに、そういうようなところを活用するというのもあると思いますけど、そういうふうな活用というのは少しあれだと思いますけど、駐車場とかそういったものに付近の方が困っているということになれば、そういったところに貸していくとか。

それから、今でいいますと、市民農園につきま

しては、土地取得の基金の中の土地の中で保有をしております、土地の金額というような形で持っております。

以上でございます。

○池田福子委員

もちろん、駐車場が第一には来るんですよ。その話も聞いてるんですよ。最初の1年目が大変なんだよという話も聞いてるんですよ。それでもやりたいという人も多いものですから、それで申し上げているわけなんです。

でも、やったらやっただで募集したりとか、それからその後の管理とか、そういうことはまた大変だと思うんですけども、その辺の理解を得ていただいたりするのもまた大変だと思うんで、だからといって、みすみすあいてるものをそのままというのでは、ちょっとやっぱり市民の皆さんがっかりする。あそこはあいてるのにねという声も多く見られますので、その辺ちょっとお考えいただきたいなと思って提案している次第でございますが。

○総務課長

市民農園については、経済課のほうが所管課でございますので、私どものほうから、市民農園どうだというようなことは言っていけない言っておかしいんですけど、今これは向こうといたしまして、市民農園の貸し出しをした場合のときに、それが本当に足りてるのか、足らないのかというような形がありますので、向こうからそういうような御相談があれば、具体的にこの土地を活用したいということがあれば、うちのほうでもそういうようなことは前向きに庁内で詰めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○池田福子委員

またまた少々縦割りが出たような気がします。それは、違う課だとか、これは自分からは言えないとか、ここで意見を言いましたので通してください。

○総務課長

ここは、そういうような組織でございます、

協議をするというのは、幾らでも協議をしてもいいと思うんですよ。市民農園については、そちらのほうが責任を持って、管理職もおってきちんと対応しておるということでございますので、そういうようなところからお話があれば、うちのほうも協議をします。

そここのところに市民農園はどうだと。それは、経済課のほうに責任を持つようなことではないかというふうに考えております。

○山崎委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後 8 時 45 分

再開 午後 8 時 45 分

○山崎委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○池田福子委員

ちょっと私が知識不足で話が飛びましたものですから、この件はここまでとさせていただきますので、申しわけございませんでした。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第 4 号について、挙手により採決します。

認定第 4 号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、認定第 4 号 平成 21 年度知立市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 8 時 47 分

再開 午後 8 時 49 分

○山崎委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

陳情第 11 号 日韓併合百年 菅首相談話に抗議する陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら、発言をお願いします。

○永井委員

この陳情第 11 号 日韓併合百年 菅首相談話に抗議する意見書について、少し意見を述べさせていただきます。

知立市民の皆様のために存在する市議会議員が、こういった公式の場で外交問題を議論することに、私自身違和感を覚えますが、市民の方から提出された陳情でありますので、意見をさせていただきます。

今回の菅談話ではありますが、まだまだ両国間において、また、日本国民の中でも歴史観の違いがあるデリケートな問題に対し、発言し、謝罪したことに関しては、遺憾であります。

個人的な思いを一国の首相が、国家の意思として表明することに疑問を感じますし、歴史の評価は歴史家に任せ、政治家の発言は慎重であると思えます。菅首相に対しては、今回の発言に対し、抗議していきたい気持ちは大いにありますが、意見書の中にはまだまだ歴史的検証が必要と思われる文言もあります。

陳情者のお気持ちは大いにわかりませんが、今回の陳情は不採択が妥当と思えます。

以上です。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○稲垣委員

陳情第 11 号につきましては、市民クラブとしまして、反対の立場で討論に参加させていただきます。

歴史的な認識を踏まえた上で、今後の日本と韓国の友好な関係を構築しなければなりません。

ですから、日韓併合 100 年に当たり、素直にお

わびするところはおわびしなくてはなりません。だれが首相であっても行わなければならないことだと思います。

よって、陳情第11号につきましては、賛成いたしかねます。

以上です。

○山崎委員長

ほかにございせんか。

○明石委員

この陳情に対しまして、痛切な反省と心からのおわびの気持ちを表明するということであります。

第2点目、これからの100年を見据えての未来志向の日韓関係を構築する決意をあらわしていると思います。

また、我が党の山口代表もこの談話に対しまして、率直に評価をされておりますので、私は反対としたいと思います。

○山崎委員長

ほかにございせんか。

○佐藤委員

私は、この陳情に対して不採択ということで意見表明をしたいというふうに思います。

今、各委員から意見表明がされましたけれども、この陳情書の1番の中身は、日韓併合の実態と。1のところには要約をされて、以下、そのことの正当性を前提にして2、3、4、5というものが述べられているということです。かなめは、1だというふうに私は思っているんです。

そこで、これを見ますと、一つの内容は、日本は東アジアの安定と自国の安全保障のために、仕方なく朝鮮を併合したと、こういうことを述べているわけです。

同時に、韓国内部から韓日合邦建議書を受けて、韓国公邸も日韓併合に賛成をしたとして、韓国公邸があたかも韓国併合を求めているという、こういう主張であります。そうした点、法的に正当であるということを含めて、植民地支配はなかったと、このことを述べているわけですね。

以下、朝鮮半島の近代化とか民制の向上とっております。しかし、韓国併合に関する条約は、

今から100年前の1910年8月22日に日韓が調印をしたと。8月29日に公布、即日施行されたわけですね。

この条約の調印者であり、初代朝鮮総督府になった寺内正毅陸軍大臣は、韓国併合の祝宴で、小早川、加藤、小西が世にあらば、今宵の月をいかに見るらむと得意満面で歌を詠んだと言われているわけですね。

歌に詠まれているのは、豊臣秀吉が二度にわたり、7年間朝鮮出兵の侵略戦争をしたわけですが、そのときの中心武将が小早川隆景、加藤清正、小西行長のことであります。

そして、韓国併合は、豊臣秀吉が果たせなかった夢を果たしたもので、3武将が生存しておれば、さぞかし喜んだであろうと歌に詠んだわけですね。

ここには、韓国併合の植民地支配への本音がよくあらわれているということが言えると思います。

明治政府は、1909年7月6日に韓国併合に関する件を閣議決定し、適当の時期において韓国の併合を断行することを決定しております。同月10日には明治天皇の御裁決があり、韓国併合が本決まりとなったわけですね。決定は、韓国を併合し、これを帝国の一部となすは、半島における我が実力を確立するための最確実なる方法なりと。帝国が内外の形成に照らして、適当の時期において断然合併を実行し、半島を名実ともに我が統治の下におき、かつ韓国と諸外国との条約関係を消滅せしめるは、帝国百年の長計になりますと。

当然、当時の韓国も日本以外の国と外交関係あり、条約があったわけですが、併合することを、これを消滅させると。日本の意のままにすると。こういうことが決定されて、韓国併合による植民地支配の意図を明らかに、明治政府の文書の中で明らかにしているんですね。

陳情者が言う、先ほど述べた、日本は東アジアの安定と自国の安全保障のために仕方なく韓国を併合したとか、また、公邸が求めたということを上げて、条約の正当性、その後の一連の問題について、正当性を主張しているんですけども、明治政府のこうした文書においても、虚構であるとい

うことが明らかなんです、これは正直言って。

そして、村山富市談話が1995年にありまして、そのときに国会においては、談話についての代表質問、それから質疑がそれぞれの衆参の予算委員会等でやられました。

私どもの当時の参議院議員でありました吉岡吉典さんは、同年10月12日の参議院予算意委員会で総括質疑をやったんですよ。吉岡議員は、日韓併合が対等な立場、自由な意思で結んだ条約ではないと。帝国主義侵略戦争を正当化する法理だとか、伝統的な国際法、当時のということでもありますけれども、こうしたことを理由にして、日本の朝鮮・韓国併合することを正当化してはならないということを求めたんです。

そういうことを見たときに、国務大臣、当時外務大臣だった河野洋平氏は、当時の状況にかんがみれば、対等・平等な体制で行われたということではないと答弁をしております。当時に村山総理大臣も対等・平等の立場で結ばれた条約とは考えておりませんと。現実に植民地支配は存在しておったと。この厳しい反省の上に立っても、謝るべきものは謝って、友好協力関係を築いていくのが我々の役割と答弁をしたわけであります。

もちろん、細部においては、日本、韓国において歴史認識の違いがあります。しかしながら、我が国、政府が国会答弁の中で、こうした歴史認識を表明したというのは、今現時点の到達点なんです。ここを大切にするとということが、大変大切だと。

陳情者が言う正当化の主張、正当を前提にしたこれらについては、成り立たんということも具体的に従軍慰安婦の問題だとか強制連行の問題だとか、さまざまな証言等を含めて、明らかになっておると、こういうことであります。

まだまだ歴史認識の問題では、不一致があるかもしれないけれども、これは日・中・韓で歴史認識のそういう作業も行われていると聞いておりますし、やがてそうした問題が前向きな方向で解決されていくだろうというふうに思います。

現在の歴史の到達点に立って、物を見ていくと

いうことが必要だと私は思います。

そして、同時に日・韓両国民の多くの皆さんは、未来に向けて友好協力関係を築いていくことを望んでいると。陳情者の主張は、歴史の歯車を逆行させるもので、私は到底同意できませんし、その逆行させることが、日・韓の友好関係の妨げにはなってはならないと、こういう陳情には同意ができないということで、私は不採択でお願いしたいと。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○池田福子委員

何千年もの歴史を無視して、そして日本は朝鮮、韓国民族に対して、民族を否定して、文化を否定してしまいました。これは、歴史の大きな誤りだと思います。

ですから、その誤りを認めること、そして謝罪することが本当の勇気だと思って、不採択というほうで支持したいと思っております。

○山崎委員長

それでは、これより採決します。

陳情第11号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手なしです。

次に、陳情第11号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。

したがって、陳情第11号 日韓併合百年 菅首相談話に抗議する陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

次に、陳情第12号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら、発言をお願いします。

○田中委員

私も2人の中学生を抱える保護者の一人として、今回の私学助成の陳情に関して意見を述べさせていただきます。

子供の教育に係る費用は、多くの保護者にとって大変大きな負担になっています。まして、昨今の厳しい経済事情から、高額な学費負担を強いられる私立の保護者の悲鳴は、十分理解できるものです。

今年度より、民主党新政権により国公立高校の完全無償化が決まり、特に所属分類、乙一、乙二、これは課税総所得で50万円から410万円以下、参考年収ですと約350万円から840万円の保護者にとっては、国の就学助成金を含む今年度の県の私学助成金は、昨年度に比べて2万4,000円の軽減にしかならず、所得にかかわらず11万8,800円軽減された国公立高校生の保護者との公私格差はもちろん、同じ私学の中でも他の所得分類との負担軽減格差も発生しています。

現在、知立市としては、独自の私学助成として、私立高校等授業料補償制度が1万2,000円支払われています。これは、昨年度の実績で434人に対して約520万円余支払われています。

知立市に住むすべての子供が、親の所得にかかわらず等しく教育を受ける権利を保障するためにも、知立市も大変厳しい財政ではありますが、高額な私学の授業料を補助する制度を継続するという意味で、採択が妥当と考えます。

以上です。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○池田福子委員

これは、通う生徒だけではなくて、学校経営も非常に困難を来しております。そして、3分の1の生徒が私立に通っております。これは、公的な機関がやらなければいけないことを私立がかかわってやっているというふうに理解してもいいのではないかと思います。

先ほども出しましたが、大阪の橋下知事、もっと勉強しておけば、もっと安い公立に行けたんだよなんていうことは論外であります。

そして、入学時必要な経費としては、私立が5に対して公立が2というふうで、ほぼ60何万円か、62万円と言われますけれども、入学時にかかってしまう。その段階で、非常に負担を感じてしまって、未納の生徒が出てくるということがわかっております。

世界先進国でも学費が一番高いのが日本ではないかと。それは、授業料だけをとってみてもわかるんですけど、授業料以外が高い。それも継続しているということで、この日本の過酷な教育費の問題を考えれば、この助成というのは当然のことと理解しておりまして、この陳情、採択ということとさせていただきます。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○稲垣委員

陳情第12号につきましては、賛成の立場で討論に参加させていただきます。

現政権になり、高校授業料は無料化されました。教育は、平等が原則でありますので、公立・私学において授業料の格差があるということは好ましくないと考えます。

よって、少しでも保護者の負担を軽減していただきたいので、私学に対する授業料の助成には賛成させていただきます。

以上です。

○山崎委員長

ほかによろしいですか。

○佐藤委員

この陳情は、知立市に対して私学助成を充実・拡充してほしいと、こういう中身であります。

先ほど、田中委員も言われたように、年額1万2,000円と、こういう額で、知立の財政にとっては大きいかもしれませんが、保護者・子供にとっては極めてささやかな金額だというふうに、私は思います。

それで、陳情の趣旨は、公私格差の問題を上げると同時に、また、高校無償化の問題、私立高校への支援の問題。そうした中でも公私格差が一向に改善されないと。この問題に着目をして、教育

の機会均等が本当に保障されているのかということ
を問うているわけですね。

そうしたことをかんがみて、経済的な問題によ
って教育の機会均等が保障されないようでは、近
代国家とは言えないと。そういうことも含めて、
知立市においては財政厳しい折でありますけれど
も、私学助成を1,000円でも、一歩でも二歩でも
進めるよう、私は求めたいと。

そんな思いで、この陳情には賛成をいたします。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

それでは、これより採決します。

陳情第12号について、採択することに賛成の委
員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。

したがって、陳情第12号 私立高校生の父母負
担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市
町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書の件
は、採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第13号 愛知県の私学助成の拡充に
関する意見書の提出を求める陳情書の件を議題と
します。

御意見等がありましたら、発言をお願いします。

○田中委員

陳情第13号に対して意見を述べさせていただきます。

先ほどの陳情第12号と同じ理由で、意見書の内
容にある保護者の厳しい状況は大変理解できるも
のです。

愛知県は、厳しい財政の中、国の支援金を含み、
562億円余の私学助成を行っています。これは、
全国の中でも比較的充実しているほうです。

特に、所得分類でいう甲一、甲二、これは生活
保護世帯から課税総所得50万円以下の世帯に関し
ては、38万2,800円支給されています。これは、
授業料としては実質無償という形になるんですが、

厳しい財政は十分理解できますが、先ほどのお話
もありましたが、他府県などで、いわゆる事業仕
分けのような形で私学助成が削られていく中で、
何とかこの助成を継続していただくという意味で、
この意見書の提出を求める陳情は、採択が妥当と
考えます。

○山崎委員長

ほかによろしいですか。

○佐藤委員

これは、県に対する私学助成の拡充ということ
であります。

先ほどの陳情12号と、趣旨においては同じであ
ります。同時にこれは、県による父母負担の軽減、
授業料の助成、これを拡充することを求めると同
時に、私学経営が大変厳しくなっていると。生徒
の数が減ることを含めて厳しくなっているとい
うことが述べられて、こうした点での拡充の支援を
も求めていると、こういう内容だというふうに私
は思っております。

それで、教育の機会均等と公立・私立それぞれ
歴史的経緯はともかくとして、学校の特色があり、
教育の機会均等と同時に、望む教育を選択する理
由も当然のことながら保障されなければならない
と。先ほどの池田委員の発言の中で、大阪府知事
のような発言は、言語道断と。これは多くの父母、
また教職員の思いと合致するのではないかなとい
うふうに思います。

いずれにしても、そうしたことが愛知県におい
て無償化とかいろいろ言われたけども、現実的
にはそうしたことが減額になって、そして学校経営
においても苦戦が続いていると、こんな状況だ
ということでもあります。

私、大分前にテレビを見ていました。ちょっと
忘れちゃったけども、大阪の私立高校であります。
大阪の私立高校が経営難になったということで、
高校を教育の何か授業をやっている民間業者に
売ったんですよ。そしたら、その民間業者が校庭を
売却するというような、とんでもない内容のもの
がテレビに映し出されていたんです。これは極論
としても、それぐらい学校経営が厳しいというこ

とをかんがみて、私は、ぜひ愛知県においても、財政厳しい折でありますけれども、こうした支援をぜひしていただきたいと。

そんなことから、これは採択ということでお願いいたします。

以上です。

○山崎委員長

ほかによろしいですか。

○稲垣委員

陳情12号と同様、賛成させていただきます。

以上です。

○山崎委員長

ほかによろしいでしょうか。

それでは、これより採決します。

陳情第13号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。

したがって、陳情第13号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書の件は、採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第14号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら、発言をお願いします。

○田中委員

この陳情第14号に関しましても、先ほどの陳情第12号と同じ理由でありまして、同じく保護者の厳しい状況は十分理解できるものです。

特に、民主党新政権がとった国公立高校無償化により、保護者の所得にかかわらず負担がなくなった国公立の保護者に対して、私学の保護者は年収によって差別され、所得分類、甲は無償だが乙以上は所得によって金額差があるものの、負担を強いられています。

このような二重規範的な制度は不公平感を生み、教育の機会均等の理念に反します。このような制度の中で、昨今の経済不況により費用のかかる私立高校は敬遠される傾向にあり、また、少子化と

いう問題も重なり、学校経営も大変厳しい状況にあります。

私学は、本来国の財政に頼らず、独自の校風を生かし、自立の道を進むのが本来の姿とは考えますが、3人に1人が進学するという現状を考えると、国が責任を持った姿勢を出すべきであり、私学に通う子供たちが充実した教育サービスを受けられるよう、経営上、補助に関しても拡充が求められます。

就学支援金による保護者の負担軽減とあわせて、今後も私学助成が充実されることを求める、この意見書の提出を求める陳情は、採択が妥当と考えます。

以上です。

○山崎委員長

ほかによろしいですか。

○池田福子委員

公私間格差はもちろんあると思いますけれども、ここで言えば、地域間格差もあってはならないという思いが私にはいたします。

生まれたときから運命というもので片づけられてしまっていて、その後はい上がれない、そういう思いではいけないと。

そして、お金の心配をしないで勉強する環境をつくってあげたい、そういう思いをしておりますので、この採択、賛成いたします。

○山崎委員長

ほかには御意見ありませんでしょうか。

○佐藤委員

前二つの陳情と基本的な趣旨は一緒と。しかしながら、これは国ということで、そういう授業料無償化含めて、法律をつくる最高の機関であり、政府に対して求めているという点ではありますけれども、それぞれの国は国、県は県、市は市と、それぞれの役割の中で最善の支援をしてくださいというのが、この三つの陳情の趣旨だというふうに私は理解しておりますので、これも採択でお願いしたいというふうに思います。

○山崎委員長

ほかによろしいでしょうか。

○稲垣委員

陳情第12号、第13号同様に賛成させていただきます。

以上です。

○山崎委員長

ほかによろしいでしょうか。

それでは、これより採決します。

陳情第14号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。

したがって、陳情第14号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書の件は、採択すべきものと決定しました。

ただいま、陳情が採択されたのに伴い、意見書の案文について御協議願います。

陳情第13号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書の意見書案文につきましては、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

陳情第14号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書の意見書案文につきましては、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

申しわけございません。

陳情第13号、陳情第14号ともに提出先については、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

意見書の議案については、提出者は副委員長、賛成者は委員長、議長、副議長を除く賛成委員として、最終日に議員提出議案として上程します。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で企画文教委員会を閉会します。

午後9時18分開会

ここに経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会企画文教委員会

委員長